

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和5年6月27日
【事業年度】	第13期（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）
【会社名】	トモニホールディングス株式会社
【英訳名】	TOMONY Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長兼CEO（最高経営責任者） 中村 武
【本店の所在の場所】	香川県高松市亀井町7番地1
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
【最寄りの連絡場所】	香川県高松市亀井町7番地1 トモニホールディングス株式会社 経営企画部
【電話番号】	087-812-0102
【事務連絡者氏名】	常務取締役経営企画部長 藤井 仁三
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 当連結会計年度の前4連結会計年度及び当連結会計年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移

		平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
		(自平成30年 4月1日 至平成31年 3月31日)	(自平成31年 4月1日 至令和2年 3月31日)	(自令和2年 4月1日 至令和3年 3月31日)	(自令和3年 4月1日 至令和4年 3月31日)	(自令和4年 4月1日 至令和5年 3月31日)
連結経常収益	百万円	73,286	71,033	70,687	70,335	79,854
連結経常利益	百万円	16,213	11,378	14,493	19,132	20,679
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	10,163	8,136	9,984	13,062	14,168
連結包括利益	百万円	9,140	4,160	24,034	4,080	3,299
連結純資産額	百万円	226,864	220,003	243,183	245,730	247,356
連結総資産額	百万円	3,899,242	3,993,190	4,407,903	4,596,057	4,551,361
1株当たり純資産額	円	1,373.00	1,360.95	1,494.87	1,506.59	1,506.76
1株当たり当期純利益	円	62.28	50.57	62.51	81.53	87.71
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	61.19	49.59	61.26	79.81	86.04
自己資本比率	%	5.72	5.41	5.42	5.26	5.36
連結自己資本利益率	%	4.63	3.70	4.38	5.42	5.82
連結株価収益率	倍	6.75	7.09	5.18	4.02	4.02
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	48,802	5,917	228,257	47,910	201,412
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	70,454	27,081	42,814	27,436	37,476
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	3,188	3,166	1,387	2,375	2,564
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	312,642	330,644	514,705	532,813	366,324
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	2,401 [319]	2,270 [291]	2,282 [286]	2,264 [273]	2,237 [252]

(注) 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 当社の当事業年度の前4事業年度及び当事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
決算年月		平成31年3月	令和2年3月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月
営業収益	百万円	2,200	2,467	2,356	2,125	2,137
経常利益	百万円	1,699	1,703	1,642	1,403	1,420
当期純利益	百万円	1,667	1,667	1,573	1,148	1,394
資本金	百万円	25,000	25,000	25,000	25,000	25,000
発行済株式総数	千株	163,728	163,728	163,728	163,728	163,728
純資産額	百万円	91,743	90,712	91,434	91,570	91,754
総資産額	百万円	91,815	92,286	92,641	92,588	91,839
1株当たり純資産額	円	557.28	563.39	564.11	562.24	559.97
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額)	円 (円)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	8.00 (4.00)	9.00 (4.50)	10.00 (5.00)
1株当たり当期純利益	円	10.21	10.36	9.85	7.16	8.63
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	10.04	10.16	9.65	7.01	8.46
自己資本比率	%	98.62	96.94	97.37	97.58	98.81
自己資本利益率	%	1.84	1.85	1.75	1.27	1.53
株価収益率	倍	41.19	34.62	32.87	45.76	40.89
配当性向	%	78.28	77.15	81.18	125.58	115.84
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	20 [1]	39 [1]	37 [1]	35 [-]	35 [-]
株主総利回り (比較指標：TOPIX業種別指数 銀行業)	%	90.7 (84.9)	79.3 (65.7)	73.6 (93.1)	76.3 (103.7)	83.7 (128.4)
最高株価	円	527	441	393	373	416
最低株価	円	373	269	302	290	303

(注) 1. 第13期(令和5年3月)中間配当についての取締役会決議は令和4年11月11日に行いました。

2. 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3. 最高株価及び最低株価は、令和4年4月4日より東京証券取引所プライム市場におけるものであり、それ以前については東京証券取引所市場第1部におけるものであります。

## 2【沿革】

- 平成21年1月 株式会社徳島銀行（以下「徳島銀行」という。）と株式会社香川銀行（以下「香川銀行」という。）が「経営統合に関する覚書」を締結
- 平成21年9月 徳島銀行及び香川銀行の間で「経営統合に関する最終契約書」を締結するとともに、共同で「株式移転計画書」を作成
- 平成21年11月 徳島銀行及び香川銀行の各々の臨時株主総会において、共同株式移転の方式により当社を設立し、経営統合を行うことについて承認可決
- 平成22年4月 当社設立、東京証券取引所市場第一部に上場
- 平成22年6月 株式会社徳銀ジェーシービーがトモニカード株式会社（以下「トモニカード」という。）に商号変更
- 平成23年4月 株式会社香川銀リースが株式会社香川銀キャピタルを吸収合併しトモニリース株式会社に商号変更  
トモニカードが株式会社香川銀カードを吸収合併
- 平成25年4月 トモニシステムサービス株式会社（以下「トモニシステムサービス」という。）を設立
- 平成27年4月 当社、株式会社大正銀行（以下「大正銀行」という。）及び大正銀行を持分法適用関連会社としている株式会社三菱東京UFJ銀行（以下「三菱東京UFJ銀行」という。）の間で、当社を株式交換完全親会社、大正銀行を株式交換完全子会社とする株式交換による経営統合について「基本合意書」を締結
- 平成27年9月 当社及び大正銀行が株式交換契約を締結するとともに、三菱東京UFJ銀行を含む3社で統合契約を締結
- 平成28年4月 株式交換方式により、大正銀行を当社の完全子会社化
- 平成28年10月 トモニシステムサービスが香川銀コンピューターサービス株式会社を吸収合併
- 平成30年8月 取締役会において、令和2年1月1日に徳島銀行及び大正銀行の合併を行うことについて決議し、徳島銀行及び大正銀行の間で「合併基本合意書」を締結
- 令和元年9月 徳島銀行及び大正銀行の間で合併契約を締結
- 令和2年1月 徳島銀行を存続会社、大正銀行を消滅会社とする吸収合併を行い、徳島銀行の商号を株式会社徳島大正銀行に変更
- 令和4年4月 東京証券取引所プライム市場に移行

### 3【事業の内容】

当社及び当社の関係会社は、当連結会計年度末現在、当社及び連結子会社9社で構成され、銀行業務を中心に、リース業務、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの金融サービス業務を提供しております。

当社及び当社の関係会社の事業に係わる位置づけは次のとおりであります。なお、事業の区分は「第5 経理の状況」中の「1(1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号）第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

#### [ 銀行業 ]

株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行において、本店のほか支店等では、預金業務、貸出業務、内国為替業務、外国為替業務、登録金融機関業務、有価証券投資業務、社債受託業務、その他付帯業務を行い、高度多様化するお客さまのニーズに即応する金融サービスの提供に積極的に取り組んでおり、当社グループにおける基幹業務として位置づけております。

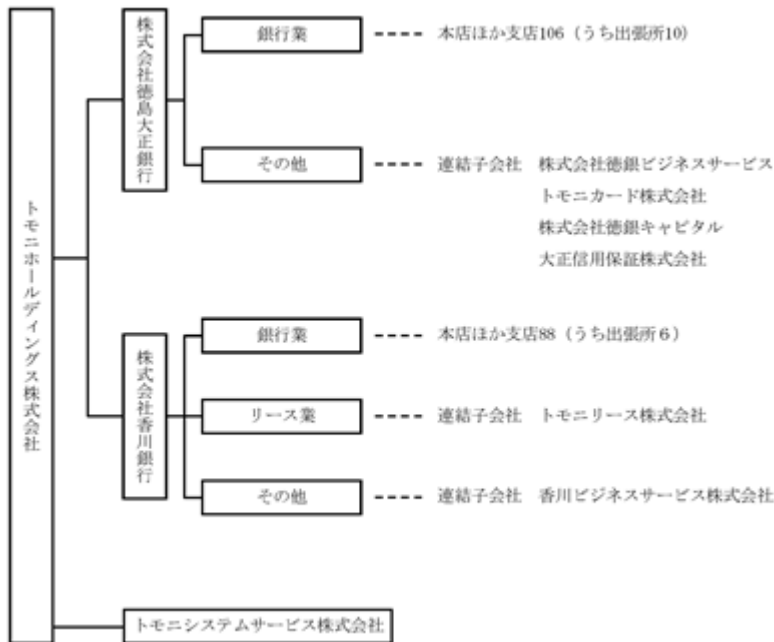
#### [ リース業 ]

トモニリース株式会社がリース業務を行っております。

#### [ その他 ]

当社及び連結子会社6社におきまして、銀行業務に係る関連業務、ソフト開発業務、クレジットカード業務、ベンチャーキャピタル業務等の業務を行っております。

以上の事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 上記の他、「地域とトモニ1号投資事業有限責任組合」を非連結子会社としております。

## 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有(又は被 所有)割合 (%)	当社との関係内容				
					役員の兼任 等(人)	資金援助	営業上の取引	設備 の賃貸借	業務提携
(連結子会社)									
株式会社徳島大正銀行	徳島県 徳島市	11,036	銀行業	100.00 (-) [-]	1 (1)	-	経営管理 預金取引 金銭消費貸借	当社へ 建物の一部 を賃貸	-
株式会社香川銀行	香川県 高松市	12,014	銀行業	100.00 (-) [-]	1 (1)	-	経営管理 預金取引 金銭消費貸借	当社へ 建物の一部 を賃貸	-
トモニシステムサービス 株式会社	香川県 高松市	50	その他	100.00 (-) [-]	2 (2)	-	システム の運用管理	-	-
株式会社徳銀ビジネス サービス	徳島県 徳島市	10	その他	100.00 (100.00) [-]	-	-	-	-	-
香川ビジネスサービス株 式会社	香川県 高松市	10	その他	100.00 (100.00) [-]	-	-	-	-	-
トモニリース株式会社	香川県 高松市	100	リース業	70.00 (70.00) [-]	-	-	-	-	-
トモニカード株式会社	徳島県 徳島市	60	その他	63.00 (63.00) [-]	-	-	-	-	-
株式会社徳銀キャピタル	徳島県 徳島市	30	その他	74.50 (74.50) [-]	-	-	-	-	-
大正信用保証株式会社	大阪府 大阪市	10	その他	100.00 (100.00) [-]	-	-	-	-	-

(注) 1. 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 上記関係会社のうち、特定子会社に該当するのは株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行であります。

3. 「議決権の所有(又は被所有)割合」欄の( )内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[ ]内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

4. 「当社との関係内容」の「役員の兼任等」欄の( )内は、当社の役員(内書き)であります。

5. 上記関係会社のうち、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行は経常収益(連結会社相互間の内部経常収益を除く。)の連結経常収益に占める割合が10%を超えております。

## 主要な損益情報等

	経常収益 (百万円)	経常利益 (百万円)	当期純利益 (百万円)	純資産額 (百万円)	総資産額 (百万円)
株式会社徳島大正銀行	43,305	11,224	7,612	129,355	2,498,835
株式会社香川銀行	28,772	8,835	6,228	116,851	2,048,096

## 5【従業員の状況】

### (1) 連結会社における従業員数

令和5年3月31日現在

セグメントの名称	銀行業	リース業	その他	合計
従業員数(人)	2,039 [238]	29 [1]	169 [13]	2,237 [252]

(注) 1. 従業員数は嘱託及び臨時従業員488人を除き、執行役員(取締役を兼務する執行役員を除く)13人を含んでおります。

2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

### (2) 当社の従業員数

令和5年3月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
35 [-]	52.4	29.2	8,740

(注) 1. 当社従業員は株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行からの出向者であります。なお、従業員数には銀行子会社との兼務者50人(株式会社徳島大正銀行27人及び株式会社香川銀行23人)、嘱託及び臨時従業員14人を含んでおりません。

2. 臨時従業員数は、[ ]内に年間の平均人員を外書きで記載しております。

3. 当社の従業員はすべてその他のセグメントに属しております。

4. 平均勤続年数は、出向元での勤続年数を通算しております。

5. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

6. 当社には労働組合はありません。また、当社グループには、徳島大正銀行従業員組合(組合員908人)及び香川銀行従業員組合(組合員798人)が組織されております。労使間においては特記すべき事項はありません。

### (3) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

#### 当社

当社は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

#### 連結子会社

名称	当事業年度					補足説明
	管理職に占める女性労働者の割合(%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率(%)	労働者の男女の賃金の差異(%) (注1)			
			全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労働者	
(株)徳島大正銀行	16.4	(注2) 93.5	58.6	59.6	65.7	
(株)香川銀行	11.9	(注3) 95.2	51.7	58.6	47.4	

(注) 1. 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。)の規定に基づき算出したものであります。

2. 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年法律第25号。以下「育児・介護休業法施行規則」という。)第71条の4第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。

3. 育児・介護休業法の規定に基づき、育児・介護休業法施行規則第71条の4第2号における育児休業等及び育児目的休暇の取得割合を算出したものであります。

4. 上記記載以外の連結子会社は、女性活躍推進法及び育児・介護休業法の規定による公表義務の対象ではないため、記載を省略しております。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営の基本方針

当社は、グループ経営理念に基づき、金融持株会社として、当社グループ全体の健全かつ適切な運営を確保するため、当社の中核子会社である銀行子会社を中心とした子会社の経営管理を行い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

#### <グループ経営理念>

- 「お客さま第一主義」 お客さま第一主義の経営を徹底し、それぞれのお客さまのニーズに応じた最良の金融サービスを提供します。
- 「お客さまとともに成長」 地域において持続的安定的な金融仲介機能を発揮し、地域のお客さまとともに成長し続けます。
- 「信頼と安心の経営」 グループとしてより強固な経営基盤を構築し、お客さまから信頼され安心して未長くおつきあいいただく存在になります。

#### (2) 経営計画

当社は、令和5年4月から令和8年3月までの3か年を計画期間とする第5次経営計画をスタートさせました。当計画では、グループ経営理念に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり“トモニ”を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置付けております。具体的には、当計画に掲げる5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまに対して、より高い価値を、より速く、より広く提供し、ともに成長を紡いでまいりたいと考えております。

#### <第5次経営計画の概要>

##### [名称]

第5次経営計画～より高い価値を より速く より広く とともに～

##### [計画期間]

令和5（2023）年4月～令和8（2026）年3月（3年間）

##### [基本戦略]

基本戦略	提供価値
サステナビリティ戦略	・社会的な責任を果たすことによる持続的な社会の実現への貢献 ・金融機能の提供を通じた地域経済の持続的な発展への貢献
営業戦略	・金融機能の提供を通じた地域経済の持続的な発展への貢献 ・法人のお客さまの経営課題の解決に向けたスピーディかつ最適なソリューションの提供 ・個人のお客さまの多様なニーズに対する安心・安全で利便性の高い金融サービスの提供
人財戦略	・社員一人ひとりにとっての働きやすい、働きがいのある職場づくり
オペレーション戦略	・業務の効率化、コストの削減等を通じた中長期的な企業価値の向上
ガバナンス戦略	・グループの持続的な成長と強固な財務基盤の形成を通じた中長期的な企業価値の向上



## 〔目標とする経営指標〕

		令和8年3月期
親会社株主に帰属する当期純利益（連結）	収益性	148億円
コア業務純益（銀行子会社単体合算）	収益性	223億円
本業利益（銀行子会社単体合算）	収益性	141億円
ROE（連結）	効率性	5.0%以上
コア業務粗利益OHR（銀行子会社単体合算）	効率性	60%以下
自己資本比率（連結）	健全性	9.0%以上
預金等残高（銀行子会社単体合算）	成長性	4兆5,000億円以上
貸出金残高（銀行子会社単体合算）	成長性	3兆6,000億円以上

（注）1．本業利益（外貨調達コスト控除後）＝貸出金平残×預貸利鞘－外貨調達コスト＋役務取引等利益－経費

2．ROE＝親会社株主に帰属する当期純利益（連結）／自己資本（純資産－新株予約権－非支配株主持分）平残×100

## (3) 経営環境及び対処すべき課題

地域金融機関を取り巻く環境につきましては、低金利政策の長期化、人口減少や少子高齢化の進展等により厳しい状況が続く中、安定した収益や将来にわたる健全性を確保するために、業務の効率化も含めた経営基盤の強化が求められるとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や資源価格等の高騰により影響を受けた個人・中小企業者の皆さまへの資金繰りや経営改善の支援など、金融仲介機能の円滑な発揮によりお客さまや地域経済を支え続けていくことが強く求められております。さらに、地域の実情等を踏まえた持続可能なビジネスモデルを確立するためのガバナンスの強化のほか、気候変動問題や脱炭素社会への取組みを始めとするサステナビリティへの取組み等も重要な課題となっております。

こうした中、当社は、令和5年4月から3か年の第5次経営計画を策定いたしました。当計画は、グループ経営理念である「お客さま第一主義」「お客さまとともに成長」「信頼と安心の経営」に基づき、10年後の目指す姿を『やっぱり“トモニ”を選んでよかったと言われる広域金融グループ』として、それを実現するための最初の3年間の経営計画と位置付けております。具体的には、当計画に掲げる5つの基本戦略に基づく具体的施策に取り組むことにより、全てのステークホルダーの皆さまに対して、より高い価値を、より速く、より広く提供し、ともに成長を紡いでまいりたいと考えております。

また、銀行子会社において昨年度に続き不祥事件が発生したことを重く受け止め、グループ全体のコンプライアンス意識の再徹底と内部管理態勢の強化に取り組んでまいりたいと考えております。

当連結会計年度前半は感染力の強い変異株の発生等により引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続きましたが、年度後半にかけて感染状況の一服感から社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念など、取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が年度を通して継続し、経済活動に大きな制約を受け非常に厳しい状況で推移する中、ワクチン接種の促進等により感染予防・拡大防止対策を進めるとともに、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気は持ち直しの動きが見られております。こうした状況の中、当社グループにおいては、銀行子会社において取引先企業の資金繰り支援や経営改善支援に注力しておりますが、今後においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大や資源価格の高騰等により、取引先企業では厳しい業況が続くことが予想されることから、与信関連費用の増加などのリスクが潜在しております。

当社グループとしては、取引先企業における新型コロナウイルス感染症や資源価格の高騰の影響等を十分把握したうえで、円滑な金融仲介機能の発揮に努めるとともに、適切なリスク管理に努めてまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組は、次のとおりであります。  
 なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) サステナビリティに関する基本方針

当社グループは、環境・社会問題をはじめとするサステナビリティを巡る課題について、持続可能な社会の実現及び中長期的な企業価値の向上の観点から、地域金融グループとしての役割・特性を活かして積極的・能動的に取り組んでまいります。

### (2) ガバナンス

当社では、持続可能な社会の実現及び中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役会の監督の下、環境・社会問題をはじめとするサステナビリティに関連する取組みの管理・推進体制を構築しております。

- ・管理面においては、取締役会の監督の下、社長兼CEOを委員長とするグループリスク管理委員会において、気候変動を含む環境・社会・ガバナンスに係るリスクへの対応方針や取組計画等を策定・実行しております。また、重要な事項については、取締役会へ報告・付議しております。
- ・推進面においては、経営会議若しくはグループ戦略委員会において、気候変動を含むサステナビリティ関連施策を協議・決定し、グループ銀行子会社と緊密に連携して、推進を図っております。

### (3) 戦略及びリスク管理

当社グループでは、サステナビリティ関連への対応を重要な経営課題のひとつとして位置づけており、令和5年4月からスタートした3か年計画の第5次経営計画を策定する過程において、ESG（環境・社会・ガバナンス）の観点から洗い出した対処すべき課題についてリスク及び機会を評価し、具体性を高めて優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）を選定しました。その上で、それぞれの重要課題について当社グループとしての中長期的な取組みの方向性を明確にし、具体的に取り組んでいくこととしております。

- ・重要課題（マテリアリティ）に対する中長期的な取組みの方向性

重要課題（マテリアリティ）		リスクと機会（ リスク、○機会）	中長期的な取組みの方向性
環境 (E)	気候変動問題をはじめとするサステナビリティへの取組み	大規模風水害等の発生による当社グループの営業拠点等の被災に伴う事業への影響によるリスク 大規模風水害等の発生によるお客さまの営業拠点等の被災に伴う事業への影響によるリスク 大規模風水害等の発生に伴う不動産担保の損壊等によるリスク 気候変動に関する規制や税制等の変更に伴う当社グループの事業への影響によるリスク 気候変動に関する規制や税制等の変更に伴うお客さまの事業への影響によるリスク ○ お客さまの気候変動への対応支援による資金需要及び関連投融資の増加 ○ お客さまの気候変動への対応支援に関するコンサルティング及びサービスの充実	・SDGs・ESGをはじめとするサステナビリティへの取組みの強化 ・地域社会のサステナビリティへの取組みの支援強化

重要課題（マテリアリティ）		リスクと機会（ リスク、○機会）	中長期的な取組みの方向性
社会 (S)	広域金融グループとしての地方創生への取組みと地方経済への貢献	<p>人口減少や事業所数減少等による地域活力の減退</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地方創生による地域における安定した雇用創出や地域への人口流入に伴う資金需要及び関連投融资の増加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域金融グループとしての地方創生に向けた取組みの強化</li> <li>・ 法人支援態勢の強化による金融仲介機能及びコンサルティング機能の発揮</li> <li>・ 広域金融グループの強みを活かしたコンサルティング態勢の拡充</li> <li>・ 地域商社金融グループとしての提供サービスの拡充</li> </ul>
	地元エリアにおける長寿化社会への対応	<p>少子高齢化の進展による生産年齢人口減少による労働力の不足 少子高齢化の進展による社会保障制度の後退</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 長寿化社会における資産運用・資産形成ニーズの高まり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ライフステージに応じた安心・安全で利便性の高い金融サービスの提供</li> <li>・ 個人支援態勢の強化によるコンサルティング機能の発揮</li> <li>・ お客さま本位の業務運営への取組みの強化</li> </ul>
ガバナンス (G)	働き方改革・人財育成	<p>生産年齢人口減少による採用環境の悪化及び採用コストの上昇 多様な人財不足による競争力の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ モチベーション向上による企業成長の促進</li> <li>○ 優秀な人財の確保及び定着化の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 働きやすい、働きがいのある職場環境の整備</li> <li>・ 実践的かつ効果的な学びの場の提供による人財の育成</li> <li>・ 多様な人財の活躍推進への取組み</li> </ul>
	デジタルイゼーションへの対応や更なる効率経営の追及	<p>システム導入・更新に伴うコストの増加 非効率的な業務による生産性の低下</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 効果的なシステム投資によるコストの平準化及び効率的な業務運営の実現</li> <li>○ 業務効率化による生産性及び提供サービスの向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ BPR及びDX活用による業務効率化の追及</li> <li>・ グループベースでのコスト削減による更なる経営の効率化</li> <li>・ 次期基幹システムの検討着手</li> </ul>
	グループガバナンスの強化と各ステークホルダーとのコミュニケーション	<p>予期せぬリスクの顕在化による損失の発生 事故・災害等の被害の拡大及び復旧の遅れ 金融不安・景気の急変動等による財務内容の悪化及び顧客・市場等からの信頼の失墜</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 適切なリスクテイクによる競争力の向上</li> <li>○ 各ステークホルダーを意識した経営による企業価値の向上及び取引基盤の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「トモニスタイル」の進化によるグループガバナンス態勢の強化</li> <li>・ プライム上場会社として相応しい資本政策（資本充実、資本活用、株主還元）の実施</li> <li>・ グループ広報機能の強化</li> </ul>

（注）気候変動に関するリスクの状況については、後記「気候変動に関するリスクの状況」をご参照ください。

・サステナブル投融資方針

当社グループは、豊かな海や山に囲まれ温暖な気候風土に恵まれた地域の自然環境を守り、持続可能な社会の実現及び中長期的な企業価値の向上に向けて、本方針に基づく責任ある投融資に取り組んでまいります。

1. 積極的に支援する事業

- (1) 省エネルギーや再生可能エネルギーなど脱炭素社会の実現に資する事業
- (2) 創業・事業承継など地域経済の持続的発展に資する事業
- (3) 高齢化、少子化等の課題に対応する医療・福祉・教育の充実に資する事業
- (4) 持続可能な社会の形成に前向きな影響を与える事業

2. 支援を回避する事業

- (1) 石炭火力発電事業  
 新設の石炭火力発電所向け投融資は原則行いません。ただし、災害対応や国内政策に則った対応を検討する場合は、個別に慎重に対応します。
- (2) 兵器製造関連事業  
 戦争等に使用されるクラスター弾など、非人道的な兵器を製造している企業への投融資は行いません。
- (3) 人権侵害・強制労働等に関する事業  
 児童労働や強制労働など、人権侵害が行われている事業への投融資は行いません。
- (4) パーム油農園開発事業・森林伐採事業  
 環境・地域社会への影響や森林資源保全の観点など、様々な点に十分注意したうえで慎重に対応します。

・人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針

当社グループは、人材の多様性が組織の競争力を高め、地域への貢献そしてお客さまへのサービス向上につながると考え、女性の活躍促進を含むダイバーシティを積極的に推進してまいります。

また、当社グループは、社員一人ひとりの成長を組織の成長につなげるため、働きやすい、働きがいのある職場環境の整備に努めるとともに、実践的かつ効果的な学びの場を提供することにより人財の育成に努めてまいります。

・気候変動に関するリスクの状況

気候変動に関するリスクには、政策変更等の脱炭素社会への移行に伴い資産・負債に影響を与えるリスク（移行リスク）と極端な気象現象の過酷さ・頻度の上昇やより長期的な気象パターンの変化によって資産・負債に影響を与えるリスク（物理的リスク）の2つがあります。

(1) 移行リスク（シナリオ・分析対象・分析手法・分析期間・分析結果）

シナリオ	1.5 シナリオ（注）
分析対象	当社グループの与信先のうち「海運業」及び「陸運業」
分析手法	脱炭素社会への移行に伴う炭素税の導入に対する影響を令和32（2050）年度までの将来収益の変動額を推計して算出し、与信関連費用の増加を試算
分析期間	令和5（2023）年3月末を基準として令和32（2050）年まで
分析結果	与信関連費用増加額 17億円

（注）国際エネルギー機関（IEA）による2050年ネットゼロ排出シナリオ（NZE2050）を使用しております。

(2) 物理的リスク（シナリオ・分析対象・分析手法・分析期間・分析結果）

シナリオ	4 シナリオ（注）
分析対象	当社グループ営業地域全域の与信先
分析手法	気温上昇に伴う水害（河川氾濫及び高潮）の発生に対する担保不動産の損壊等による影響を地域別の損害率を考慮して算出し、与信関連費用の増加を試算
分析期間	令和5（2023）年3月末を基準として令和32（2050）年まで
分析結果	与信関連費用増加額 累計6億円

（注）国連気候変動に関する政府間パネル（IPCC）のRCP（代表的濃度経路）8.5シナリオ（4 シナリオ）を使用しております。

(3) 炭素関連資産の集中度合（令和5（2023）年3月末現在）

炭素関連資産の貸出金に占める割合は39.3%であります。当社グループでは、今後もシナリオ分析の高度化及び分析対象セクターの拡大等を図るとともに、当該セクターとのエンゲージメントを通じて、サステナブルファイナンスのほか脱炭素に向けた様々なソリューションの提供を検討してまいります。

（注）炭素関連資産とは、令和3（2021）年10月におけるTCFD提言の一部改訂により定義された以下の4つのセクター向けの貸出金合計（環境省が公表する「日銀業種分類、産業関連表、GICS、TCFD炭素関連セクターにおける業種」の分類をベースに集計）のことで、ただし、水道事業、再生可能エネルギー発電事業等を除いております。

エネルギー	運輸	素材・建築物	農業・食料・林産物
1.3%	10.1%	25.7%	2.0%

(4) 指標及び目標

当社グループでは、サステナビリティに関連する取組みを管理・推進するに当たり、以下に掲げる指標を用いております。当該指標に関する目標及び実績は、次のとおりであります。

指標（注1）		令和4（2022）年度 実績	令和7（2025）年度 目標	令和12（2030）年度 目標
環境 （E）	CO2排出量削減率（注2） （平成25（2013）年度比）	36.1%	-	2030年度までに 50%
	サステナブルファイナンス実行 額（注3）	1,166億円	2023～2025年度累計 2,100億円	2023～2030年度累計 5,500億円
	うち環境分野	169億円	350億円	900億円
社会 （S）	うち社会分野	996億円	1,750億円	4,600億円
ガバナンス （G）	女性管理職比率（注4）	14.4%	20%以上	-
	男性の育児休業取得率（注4）	94.2%	100%	-

（注）1．上記指標のうち、CO2排出量削減率を除く指標については、連結子会社の徳島大正銀行及び香川銀行の合算数値を目標及び実績としております。

2．CO2排出量削減率については、気候変動リスクの低減に向けて、事業活動を通じて発生するCO2排出量を中長期的に削減し、政府が掲げる令和32（2050）年カーボンニュートラルの実現に貢献することを目的として、上記のとおりCO2排出量の中長期削減目標を設定しております。なお、CO2排出量は、省エネ法の定期報告書の基準に準拠して算出したScope1（直接的排出）及びScope2（間接的排出）の合計であり、CO2排出量削減の基準となる平成25（2013）年度並びに令和3（2021）年度及び令和4（2022）年度におけるCO2排出量の実績は、以下のとおりであります。

	平成25（2013）年度	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
Scope1（直接的排出）	695.5 t	505.6 t	507.3 t
Scope2（間接的排出）	8,170.3 t	4,813.3 t	5,157.6 t
合計	8,865.8 t	5,318.9 t	5,664.9 t
削減実績 （平成25（2013）年度比）	-	40.0%	36.1%

（\*）算定範囲は、当社並びに連結子会社の徳島大正銀行及び香川銀行を対象としております。

3．サステナブルファイナンスとは、社会関連や環境関連の課題解決に向けた取組みを支援・促進するファイナンスのことをいいます。

4．女性管理職比率及び男性の育児休業取得率は、上記「(3) 戦略及びリスク管理」に記載した、人材の多様性の確保を含む人材の育成に関する方針及び社内環境整備に関する方針に関する指標であります。

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

当社グループ（当社及び連結子会社）は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める所存であり、これらのリスク管理体制の整備の状況については、「第4 提出会社の状況」中の「4(1) 企業統治に関するその他の事項」に記載しております。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において当社グループが判断したものであります。

#### 1．経営統合に関するリスク

当社グループは、経営統合により、より強固な経営基盤、幅広いネットワークを実現し、お客さま第一主義の経営思想をさらに高め、地域のお客さまとともに成長する金融グループを形成することを目指し、統合効果を最大限発揮すべく努力しております。

しかしながら、以下の要因等により、当初期待した統合効果を十分に発揮できないことにより、結果として当社グループの業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・当社グループ内における、業務面での協調体制強化や経営資源の再配分等が奏功しない場合
- ・顧客との関係悪化、対外的信用力の低下等により、当初期待した収益増強が達成できない場合
- ・経営統合に伴う経営インフラの統合・再編に係わり、想定外の追加費用が発生する場合
- ・経営インフラ統合・再編の遅延等により、当初期待した経費削減が達成できない場合

#### 2．持株会社のリスク

当社は銀行持株会社であり、その収入の大部分を当社が直接保有している銀行子会社から受領する配当金及び経営管理料に依存しております。一定の状況下では、様々な規制上の制限等により、当社の銀行子会社等が当社に支払うことができる配当の金額が制限される可能性があります。また、銀行子会社等が十分な利益を計上することができず、当社に対して配当等を支払えない状況が生じた場合には、当社株主へ配当を支払えなくなる可能性があります。

#### 3．信用リスク

##### (1) 不良債権の状況

当社グループは、資産の70%程度を貸出金により運用しておりますが、国内外の景気動向によっては貸出先の業績に悪影響を及ぼし、財務内容悪化等により不良債権が増加することで、多額の貸倒償却又は引当負担が生じる可能性があります。

##### (2) 貸倒引当金の状況

当社グループは、貸出先の状況に応じて、担保の価値及び貸倒実績率等に基づく見積もりにより、貸倒引当金を計上しておりますが、実際の貸倒れが当該見積もりを上回った場合や担保価値が下落した場合に、貸倒引当金の積み増し等により与信関連費用が増加する可能性があります。

##### (3) 貸出先への対応

当社グループは、回収の効率・実効性その他の観点から、貸出先に債務不履行等が生じた場合においても、当社グループが債権者として有する法的な権利のすべてを必ずしも実行しない場合があります。また、当社グループがこれらの貸出先に対して債権放棄又は追加貸出を行って支援する場合があります。このような貸出先に対する支援を行った場合に、当社グループの与信関連費用が増加する可能性があります。

##### (4) 権利行使の困難性

当社グループは、不動産市場における流動性の欠如又は価格の下落、有価証券の価格の下落等により担保権を設定した不動産若しくは有価証券を換金することが困難となる可能性があります。

#### 4. 市場リスク

##### (1) 金利変動に関するリスク

当社グループの主要な収益源は、貸出金や有価証券を中心とした資金運用と、預金等による資金調達との金利差による利鞘収入であります。これらの資金運用・調達における金額・期間等のミスマッチが大きい場合に、金利変動が当社グループの収益にとってマイナスに作用する可能性があります。

##### (2) 為替変動に関するリスク

当社グループが保有する有価証券の一部には、外貨建有価証券が含まれておりますが、例えば、為替相場が円高に変動した場合に、為替ヘッジを行っていない外貨建有価証券の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。

##### (3) 株価変動に関するリスク

当社グループが保有する有価証券の一部には、市場性のある株式が含まれておりますが、株価が下落した場合に、保有株式に減損又は評価損が発生する可能性があります。

##### (4) 債券の価格変動に関するリスク

当社グループが保有する有価証券の一部には、国債等の債券が含まれておりますが、長期金利が上昇した場合に、債券価格が下落し債券の評価損が発生する可能性があります。

#### 5. 流動性リスク

当社グループの業績や財務内容が悪化した場合、あるいは市場の混乱等により市場環境が大きく変化した場合に、必要な資金の確保が困難となり、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされる可能性があります。

#### 6. 事務リスク

当社グループは、預金・為替・貸出などの銀行業務に加え、リース業務、カード業務、ベンチャーキャピタル業務などの幅広い業務を行っておりますが、これらの多様な業務の遂行に際して、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等による不適切な事務を行うことにより、損失が発生する可能性があります。

#### 7. システムリスク

当社グループは、業務の多様化及び高度化に対応するため、勘定系オンラインシステムをはじめとする各種システムを保有しておりますが、これらのシステムのダウン又は誤作動、通信回線の故障やコンピュータの不正使用が発生した場合に、当社グループの業務執行及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 8. 法務リスク

当社グループは、業務を遂行するうえで、銀行法、金融商品取引法、会社法など様々な法令等の適用を受けており、これらの法令等が遵守されるよう役職員に対する法令等遵守の徹底に努めておりますが、これらの法令等を遵守できなかった場合に、当社グループの業績・財政状態及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、これらの法令等が将来において変更・廃止され、あるいは新たな法令等が設けられた場合に、その内容によっては、当社グループの業績・財政状態及び業務遂行に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 9. 人的リスク

当社グループは、当社及び連結子会社9社で構成される企業集団ですが、雇用、健康又は安全に関する法令又は協定に違反した行為、個人傷害に対する支払、労働災害、差別行為、ハラスメント等の事案が発生した場合に、当社グループの社会的信用、業務遂行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 10. 風評リスク

当社グループは、地域のみならず、預金者等のお客さま及び市場関係者からの信用に大きく支えられておりますが、当社グループに対する事実と異なる風評・風説が、マスコミ報道・インターネット上の掲示板への書き込み等により発生・拡散した場合に、お客さまや市場関係者の間における当社グループの評判が悪化することにより、当社グループの業務遂行及び社会的信用に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 11. 情報漏えいに関するリスク

当社グループは、多くのお客さまの情報を保有しているほか、様々な経営情報等の内部情報を有しておりますが、万が一、これらの重要な情報が外部に漏えいした場合に、当社グループの社会的信用、業務遂行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 12. 自己資本比率規制に係るリスク

当社グループは、海外営業拠点を有していないことから、連結自己資本比率を「銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第20号）に定められた国内基準（現時点では4%）以上、また、当社の銀行子会社は、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号）に定められた国内基準（現時点では4%）以上に維持することを求められておりますが、当社グループの自己資本比率がこの基準を下回った場合に、金融庁長官から業務の全部又は一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

なお、以下のような場合に、自己資本比率に悪影響を及ぼす可能性があります。

- ・不良債権処理の増加にともない、大幅に与信関連費用が増加する場合
- ・株価や金利の変動にともない、保有有価証券に大きな評価損が発生する場合
- ・将来の課税所得の見積もりによって、繰延税金資産が大きく減額される場合
- ・自己資本比率基準や算定方法が変更される場合

## 13. 繰延税金資産に係るリスク

当社グループは、繰延税金資産について、現時点において想定される金融経済環境等の様々な予測・仮定を前提に将来の課税所得を合理的に見積もり計上しておりますが、実際の課税所得が想定と異なること等により、繰延税金資産が減額となった場合には、当社グループの業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 14. 退職給付債務に係るリスク

当社グループは、従業員の退職給付費用及び債務について、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理計算上の前提条件に基づいて算出しておりますが、年金資産の時価が下落する、又は年金資産の運用利回りが想定を下回るなど、実際の結果が年金数理計算上の前提条件と異なる場合や前提条件に変更があった場合、また、年金制度の変更により過去勤務費用が発生した場合に、追加損失が発生し、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 15. 所有不動産に係るリスク

当社グループは、営業拠点・社宅等として不動産を所有しておりますが、当該不動産の価値・価格が下落した場合に、固定資産の減損損失が生じ、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 16. 災害等に関するリスク

当社グループは、徳島県、香川県及び大阪府を中心に事業を展開しており、営業拠点、事務集中センター等の施設、役員及びお客さまは徳島県、香川県及び大阪府に集中しておりますが、万が一、徳島県、香川県又は大阪府を含む広域に災害等が発生した場合、あるいは徳島県、香川県又は大阪府を中心とする局地的な災害等が発生した場合に、地域経済及び当社グループの施設・役員に甚大な被害が及ぶ可能性があります。また、新型インフルエンザや新型コロナウイルスなどの感染症が発生し、万が一、徳島県、香川県又は大阪府を含む広域に感染拡大した場合、あるいは徳島県、香川県又は大阪府を中心とする局地的な地域で感染拡大した場合に、地域経済及び当社グループの施設・役員に甚大な被害が及ぶ可能性があります。その結果、当社グループの業務執行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

## 17. 気候変動に関するリスク

気候変動に関するリスクとしては、政策変更等の脱炭素社会への移行に伴うリスク（移行リスク）と極端な気象現象の過酷さ・頻度の上昇やより長期的な気象パターンの変化による物理的な被害を伴うリスク（物理的リスク）の2つを重要なリスクと認識しております。

### (1) 移行リスク

当社グループは、政策変更等の脱炭素社会への移行に伴う炭素税が導入された場合に、その対応費用が発生することで、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの貸出先において、政策変更等の脱炭素社会への移行に伴う炭素税の導入等への対応費用が発生することで、財務内容悪化等により当社グループの与信関連費用が増加する可能性があります。

### (2) 物理的リスク

当社グループは、極端な気象現象の過酷さ・頻度の上昇等により気温が上昇し、水害（河川氾濫及び高潮）が発生した場合に、当社グループの営業拠点等の施設に甚大な被害が発生する可能性があります。その結果、当社グループの業務執行及び業績・財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループの貸出先において、同様の気温上昇に伴い水害が発生した場合に、貸出先の営業拠点等の施設や担保不動産に甚大な被害が発生し、貸出先の事業運営及び財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。その結果、貸倒引当金の積み増し等により当社グループの与信関連費用が増加する可能性があります。



## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半は感染力の強い変異株の発生等により引き続き新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続きましたが、年度後半にかけて感染状況の一段落から社会経済活動の正常化が進み、緩やかな持ち直しの動きが見られました。しかしながら、世界的なエネルギー・食料価格の高騰や欧米各国の金融引き締め等による世界的な景気後退懸念など、取り巻く環境は依然として厳しい状況が続いております。

当社は、平成31年4月より4年を期間とした第4次経営計画『変革と進化への挑戦 ～ 変わる“トモニ” 変わる“ともに” ～』において、グループ経営ビジョンに基づき『変革し進化する広域金融グループ』を目指し、当社グループの更なる企業価値の向上に努めてまいりました。

当計画の最終年度である当連結会計年度においては、グループ銀行が連携して、新型コロナウイルス感染症の感染拡大や資源価格の高騰等により影響を受けたお客さまへの資金繰り支援を継続するとともに、「地域とトモニファンド」を活用した出資、トモニmini商談会や起業・創業セミナーのWeb開催等により、お客さまの成長支援による地域経済活性化への取組みを行いました。また、気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）提言への賛同表明、㈱脱炭素化支援機構への出資、四国電力㈱との連携協定や㈱ゼロボードとの業務提携等により、気候変動・環境問題への対応強化を通じて、持続可能な社会の実現に向けた取組みを行いました。

このような経過を踏まえ、当連結会計年度は次のような営業成績をおさめることができました。

当連結会計年度における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したことに加え、株式等売却益の増加によりその他経常収益が増加したこと等により、前連結会計年度比9,519百万円増加して79,854百万円となりました。経常費用は、人件費及び物件費の減少により営業経費が減少したものの、外貨調達に伴う外国為替売買損及び国債等債券売却損の増加によりその他業務費用が増加したこと等により、同7,971百万円増加して59,174百万円となりました。その結果、経常利益は同1,547百万円増加して20,679百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は同1,106百万円増加して14,168百万円となりました。

なお、セグメント別の業績につきましては、銀行業セグメントの経常収益は前連結会計年度比9,288百万円増加して71,969百万円、セグメント利益は同1,445百万円増加して19,994百万円となりました。また、リース業セグメントのセグメント利益は152百万円、その他のセグメント利益は1,910百万円となりました。

当連結会計年度末における主要勘定残高は、総資産残高は前連結会計年度末比447億円減少して4兆5,513億円、純資産残高は同16億円増加して2,473億円となりました。また、譲渡性預金を含む預金等残高は同847億円増加して4兆1,468億円、貸出金残高は同1,654億円増加して3兆3,953億円、有価証券残高は同363億円減少して6,915億円となりました。

キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動により前連結会計年度は47,910百万円の資金を獲得しましたが、当連結会計年度は201,412百万円の資金を支出しました。これは、前連結会計年度と比較して、借入金の返済に伴う資金支出が増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動により前連結会計年度は27,436百万円の資金を支出しましたが、当連結会計年度は37,476百万円の資金を獲得しました。これは、前連結会計年度と比較して、有価証券の取得による支出が減少したこと等によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度において財務活動の結果支出した資金は2,564百万円となり、前連結会計年度比189百万円の支出増加となりました。これは、当連結会計年度において、配当金が増加したこと等によるものであります。

(現金及び現金同等物の増減状況)

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末比166,489百万円減少して366,324百万円となりました。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、以下の記載における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

経営方針等に照らした、経営者による経営成績等の分析、検討内容

第4次経営計画における目標とする経営指標に対しての実績は以下のとおりであります。

		令和5年3月期計画	令和5年3月期実績
親会社株主に帰属する当期純利益(連結)	収益性	110億円	141億円
本業利益(銀行子会社単体合算)	収益性	100億円	163億円
ROE(連結)	効率性	5.0%以上	5.93%
コア業務粗利益OHR(銀行子会社単体合算)	効率性	66.0%以下	59.69%
自己資本比率(連結)	健全性	9.0%以上	8.86%
貸出金残高(銀行子会社単体合算)	成長性	3兆円以上	3兆4,037億円
大阪地区貸出金残高(銀行子会社単体合算)	成長性	1兆円以上	1兆1,032億円

- (注) 1. 本業利益 = 貸出金平残 × 預貸利鞘 + 役務取引等利益 - 経費  
 2. ROE = 親会社株主に帰属する当期純利益 / ( (期首株主資本 + 期末株主資本) × 1 / 2 ) × 100  
 3. 大阪地区 = 大阪府、兵庫県(除く淡路島地区)及び京都府

イ. 第4次経営計画の最終年度である令和5年3月期におきましては、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加により資金運用収益が増加したこと等により、親会社株主に帰属する当期純利益は前期比11億円増加して141億円となりました。また、本業利益は前期比51億円増加して163億円となり、いずれも計画目標を大きく上回る結果となりました。

ロ. 令和5年3月末における貸出金残高については、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取り組みました結果、前期末比1,650億円増加して3兆4,037億円となりました。また、戦略的エリアと位置付けている大阪地区においても順調に増加し、令和5年3月末における大阪地区貸出金残高は前期末比635億円増加して1兆1,032億円となり、いずれも計画目標を大きく上回る結果となりました。

ハ. 令和5年3月末における連結自己資本比率は、利益の積み上げによる資本の充実を図りました結果、前期末比0.02%ポイント上昇して8.86%となりましたが、計画目標を下回る結果となりました。また、ROEは前期末比0.16%ポイント上昇して5.93%、コア業務粗利益OHRは前期末比3.65%ポイント低下して59.69%となり、いずれも計画目標を達成することができました。

経営成績に重要な影響を与える要因についての分析

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が当連結会計年度を通して継続し、経済活動に大きな制約を受け非常に厳しい状況で推移する中、ワクチン接種の促進等により感染予防・拡大防止対策を進めるとともに、各種政策の効果や海外経済の改善もあり、景気は持ち直しの動きが見られております。こうした状況の中、当社グループにおいては、銀行子会社において取引先企業の資金繰り支援や経営改善支援に注力しておりますが、今後においても新型コロナウイルス感染症の感染拡大や資源価格の高騰等により、取引先企業では厳しい業況が続くことが予想されることから、与信関連費用の増加などのリスクが潜在しております。

その他、当社グループの経営成績に重要な影響を与えるリスク等については、「3 事業等のリスク」に記載しております。

また、当社グループの中核企業である銀行子会社2行の経営成績等の分析は、以下のとおりであります。

徳島大正銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(未残)

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度	増減
損益	経常収益	35,410	43,305	7,895
	コア業務粗利益	29,656	30,339	683
	コア業務純益	11,221	12,713	1,492
	経常利益	10,527	11,224	697
	当期純利益	7,348	7,612	264
主要勘定残高 (未残)	総資産	2,553,579	2,498,835	54,744
	預金等(譲渡性預金を含む)	2,269,902	2,315,186	45,284
	総預り資産	2,389,779	2,436,088	46,309
	貸出金	1,827,214	1,905,257	78,043
	有価証券	392,279	371,859	20,420

当事業年度における損益状況は、経常収益は、貸出金利息、有価証券利息配当金及び株式等売却益が増加したこと等により、前事業年度比7,895百万円増加して43,305百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、資金利益及び役務取引等利益が増加したこと等により、同683百万円増加して30,339百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、経費が減少したこと等により、同1,492百万円増加して12,713百万円となりました。

経常利益は、有価証券関係損益が減少したものの、同697百万円増加して11,224百万円となり、当期純利益は、同264百万円増加して7,612百万円となりました。

当事業年度末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人・法人預金ともに増加し、前事業年度末比45,284百万円増加して2,315,186百万円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、同46,309百万円増加して2,436,088百万円となりました。また、貸出金残高は、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取組みました結果、同78,043百万円増加して1,905,257百万円となりました。

香川銀行(単体)の損益及び主要勘定残高(末残)

(単位：百万円)

		令和3年度	令和4年度	増減
損益	経常収益	27,318	28,772	1,454
	コア業務粗利益	22,522	23,067	545
	コア業務純益	7,905	8,810	905
	経常利益	8,023	8,835	812
	当期純利益	5,541	6,228	687
主要勘定残高 (末残)	総資産	2,037,972	2,048,096	10,124
	預金等(譲渡性預金を含む)	1,797,252	1,836,203	38,951
	総預り資産	1,938,013	1,975,093	37,080
	貸出金	1,411,511	1,498,525	87,014
	有価証券	333,878	318,213	15,665

当事業年度における損益状況は、経常収益は、貸出金利息及び有価証券利息配当金が増加したこと等により、前事業年度比1,454百万円増加して28,772百万円となりました。

また、コア業務粗利益は、資金利益及び役務取引等利益が増加したこと等により、同545百万円増加して23,067百万円となり、銀行本業の収益を示すコア業務純益は、経費が減少したこと等により、同905百万円増加して8,810百万円となりました。

経常利益は、有価証券関係損益が減少したものの、同812百万円増加して8,835百万円となり、当期純利益は同687百万円増加して6,228百万円となりました。

当事業年度末における主要勘定残高の状況は、譲渡性預金を含む預金等残高は、個人・法人預金ともに増加し、前事業年度末比38,951百万円増加して1,836,203百万円となりました。預り資産を加えた総預り資産残高は、同37,080百万円増加して1,975,093百万円となりました。また、貸出金残高は、中小企業・個人向け貸出等に積極的に取組みました結果、同87,014百万円増加して1,498,525百万円となりました。

資本の財源及び資金の流動性

当社グループは、お客さまからの預金を源泉として、営業エリア内の中小企業向けの貸出金、有価証券等により運用しております。

なお、当社グループの主要な設備投資等の資本的支出の内容、資金の調達源については、「第3 設備の状況」に記載しております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社が連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定のうち、重要なものは以下のとおりであります。

(貸倒引当金の計上)

当社グループにおける貸出金等の債権の残高は多額であり、貸倒引当金の計上は、経営成績等に与える影響が大きいため、会計上の見積りにおいて重要なものと判断しております。

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り計上しており、その内容については、「第5 経理の状況」中の「1(1)連結財務諸表 注記事項 (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)」に記載しております。

また、重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報、新型コロナウイルス感染症及び資源価格高騰の影響につきましては、「第5 経理の状況」中の「1(1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

(参考)

## (1) 国内・国際業務部門別収支

当連結会計年度の資金運用収支は、貸出金利息及び有価証券利息配当金の増加等により前連結会計年度比7,942百万円増加して54,818百万円となりました。役務取引等収支については、預金・貸出金に関する手数料の増加等により同745百万円増加して7,179百万円となりました。その他業務収支は、外貨調達に伴う外国為替売買損の増加等により同9,639百万円減少して 8,952百万円となりました。

部門別では国内業務部門の資金運用収支は43,935百万円、役務取引等収支は7,109百万円、その他業務収支は610百万円となりました。また、国際業務部門の資金運用収支は10,882百万円、役務取引等収支は69百万円、その他業務収支は 9,562百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前連結会計年度	43,091	3,785	46,876
	当連結会計年度	43,935	10,882	54,818
うち資金運用収益	前連結会計年度	44,201	3,943	121 48,023
	当連結会計年度	44,850	11,365	130 56,086
うち資金調達費用	前連結会計年度	1,110	157	121 1,146
	当連結会計年度	914	483	130 1,267
役務取引等収支	前連結会計年度	6,411	22	6,434
	当連結会計年度	7,109	69	7,179
うち役務取引等収益	前連結会計年度	10,403	50	10,453
	当連結会計年度	11,086	100	11,186
うち役務取引等費用	前連結会計年度	3,992	27	4,019
	当連結会計年度	3,976	30	4,006
その他業務収支	前連結会計年度	1,019	331	687
	当連結会計年度	610	9,562	8,952
うちその他業務収益	前連結会計年度	7,983	1,125	9,108
	当連結会計年度	7,993	127	8,120
うちその他業務費用	前連結会計年度	6,963	1,456	8,420
	当連結会計年度	7,383	9,689	17,073

(注) 1. 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用(前連結会計年度1百万円、当連結会計年度1百万円)を控除して表示しております。

3. 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

## (2) 国内・国際業務部門別資金運用 / 調達状況

## 国内業務部門

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金の増加等により前連結会計年度比112,830百万円増加して4,470,202百万円、資金調達勘定の平均残高については、預金の増加等により同125,705百万円増加して4,405,696百万円となりました。資金運用勘定の利回りは、貸出金利回りの低下等により同0.01%ポイント低下して1.00%、資金調達勘定の利回りは、前連結会計年度と同水準の0.02%となりました。また、資金運用勘定の利息は44,850百万円、資金調達勘定の利息は914百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	(283,153) 4,357,372	(121) 44,201	1.01
	当連結会計年度	(364,327) 4,470,202	(130) 44,850	1.00
うち貸出金	前連結会計年度	3,012,676	37,695	1.25
	当連結会計年度	3,146,224	38,317	1.21
うち商品有価証券	前連結会計年度	487	2	0.45
	当連結会計年度	471	1	0.36
うち有価証券	前連結会計年度	531,534	5,716	1.07
	当連結会計年度	520,517	5,719	1.09
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	4,547	0	0.01
	当連結会計年度	30,219	8	0.02
うち預け金	前連結会計年度	524,405	657	0.12
	当連結会計年度	401,766	681	0.16
資金調達勘定	前連結会計年度	4,279,991	1,110	0.02
	当連結会計年度	4,405,696	914	0.02
うち預金	前連結会計年度	3,892,656	1,025	0.02
	当連結会計年度	3,965,559	863	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	95,540	15	0.01
	当連結会計年度	130,569	21	0.01
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	62,386	4	0.00
	当連結会計年度	98,995	27	0.02
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	13,996	1	0.00
うち借入金	前連結会計年度	236,349	68	0.02
	当連結会計年度	201,441	52	0.02

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、金融業以外の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高を利用しております。

2. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度49,521百万円、当連結会計年度93,600百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度7,335百万円、当連結会計年度6,706百万円)及び利息(前連結会計年度1百万円、当連結会計年度1百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

3. ( )内は、国内業務部門と国際業務部門間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

## 国際業務部門

当連結会計年度の資金運用勘定の平均残高は、貸出金及び有価証券の増加等により前連結会計年度比93,358百万円増加して418,954百万円、資金調達勘定の平均残高は、預金の増加等により同96,021百万円増加して420,611百万円となりました。資金運用勘定の利回りは、貸出金及び有価証券利回りの上昇等により同1.50%ポイント上昇して2.71%、資金調達勘定の利回りは、預金利回りの上昇等により同0.07%ポイント上昇して0.11%となりました。また、資金運用勘定の利息額は11,365百万円、資金調達勘定の利息は483百万円となりました。

種類	期別	平均残高	利息	利回り
		金額(百万円)	金額(百万円)	(%)
資金運用勘定	前連結会計年度	325,596	3,943	1.21
	当連結会計年度	418,954	11,365	2.71
うち貸出金	前連結会計年度	145,933	1,877	1.28
	当連結会計年度	177,274	4,578	2.58
うち商品有価証券	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち有価証券	前連結会計年度	169,324	2,057	1.21
	当連結会計年度	227,804	6,760	2.96
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち預け金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
資金調達勘定	前連結会計年度	(283,153) 324,590	(121) 157	0.04
	当連結会計年度	(364,327) 420,611	(130) 483	0.11
うち預金	前連結会計年度	41,281	37	0.09
	当連結会計年度	50,552	123	0.24
うち譲渡性預金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	5,583	219	3.93
うち借入金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-

(注) 1. 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(前連結会計年度39百万円、当連結会計年度40百万円)を控除して表示しております。

2. ( )内は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息(内書き)であります。

3. 国際業務部門の外貨建取引の平均残高は、月次カレント方式(前月末T T仲値を当該月のノンエクステンジ取引に適用する方法)により算出しております。

## 合計

種類	期別	平均残高	利息	利回り(%)
		金額(百万円)	金額(百万円)	
資金運用勘定	前連結会計年度	4,399,815	48,023	1.09
	当連結会計年度	4,524,830	56,086	1.23
うち貸出金	前連結会計年度	3,158,610	39,573	1.25
	当連結会計年度	3,323,499	42,896	1.29
うち商品有価証券	前連結会計年度	487	2	0.45
	当連結会計年度	471	1	0.36
うち有価証券	前連結会計年度	700,859	7,774	1.10
	当連結会計年度	748,322	12,480	1.66
うちコールローン及び買入手形	前連結会計年度	4,547	0	0.01
	当連結会計年度	30,219	8	0.02
うち預け金	前連結会計年度	524,405	657	0.12
	当連結会計年度	401,766	681	0.16
資金調達勘定	前連結会計年度	4,321,428	1,146	0.02
	当連結会計年度	4,461,980	1,267	0.02
うち預金	前連結会計年度	3,933,937	1,062	0.02
	当連結会計年度	4,016,111	987	0.02
うち譲渡性預金	前連結会計年度	95,540	15	0.01
	当連結会計年度	130,569	21	0.01
うちコールマネー及び売渡手形	前連結会計年度	62,386	4	0.00
	当連結会計年度	98,995	27	0.02
うち債券貸借取引受入担保金	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	19,579	221	1.12
うち借入金	前連結会計年度	236,349	68	0.02
	当連結会計年度	201,441	52	0.02

(注) 1. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(前連結会計年度49,560百万円、当連結会計年度93,641百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(前連結会計年度7,335百万円、当連結会計年度6,706百万円)及び利息(前連結会計年度1百万円、当連結会計年度1百万円)を、それぞれ控除して表示しております。

2. 国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の平均残高及び利息は相殺して記載しております。



(3) 国内・国際業務部門別役務取引の状況

当連結会計年度の役務取引等収益は、預金・貸出金に関する手数料の増加等により前連結会計年度比733百万円増加して11,186百万円となりました。また、役務取引等費用については、為替業務に関する手数料の減少等により同13百万円減少して4,006百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前連結会計年度	10,403	50	10,453
	当連結会計年度	11,086	100	11,186
うち預金・貸出業務	前連結会計年度	3,940	-	3,940
	当連結会計年度	4,303	47	4,351
うち為替業務	前連結会計年度	1,557	45	1,602
	当連結会計年度	1,431	47	1,479
うち証券関連業務	前連結会計年度	1,826	-	1,826
	当連結会計年度	1,410	-	1,410
うち代理業務	前連結会計年度	403	-	403
	当連結会計年度	905	-	905
うち保護預り・貸金庫業務	前連結会計年度	73	-	73
	当連結会計年度	75	-	75
うち保証業務	前連結会計年度	149	4	154
	当連結会計年度	154	4	159
役務取引等費用	前連結会計年度	3,992	27	4,019
	当連結会計年度	3,976	30	4,006
うち為替業務	前連結会計年度	196	27	224
	当連結会計年度	121	30	151

(注) 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

(4) 国内・国際業務部門別預金残高の状況  
預金の種類別残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	前連結会計年度	3,907,982	40,660	3,948,642
	当連結会計年度	3,959,922	58,296	4,018,219
うち流動性預金	前連結会計年度	2,155,737	-	2,155,737
	当連結会計年度	2,197,930	-	2,197,930
うち定期性預金	前連結会計年度	1,747,549	-	1,747,549
	当連結会計年度	1,757,055	-	1,757,055
うちその他	前連結会計年度	4,694	40,660	45,355
	当連結会計年度	4,936	58,296	63,233
譲渡性預金	前連結会計年度	113,501	-	113,501
	当連結会計年度	128,635	-	128,635
総合計	前連結会計年度	4,021,483	40,660	4,062,144
	当連結会計年度	4,088,558	58,296	4,146,854

(注) 1. 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金

3. 定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(5) 国内・海外別貸出金残高の状況  
業種別貸出状況（未残・構成比）

業種別	前連結会計年度		当連結会計年度	
	金額（百万円）	構成比（％）	金額（百万円）	構成比（％）
国内 （除く特別国際金融取引勘定分）	3,229,950	100.00	3,395,321	100.00
製造業	176,028	5.44	187,565	5.52
農業，林業	8,298	0.25	8,492	0.25
漁業	2,819	0.08	3,537	0.10
鉱業，採石業，砂利採取業	6,990	0.21	6,787	0.19
建設業	184,712	5.71	199,336	5.87
電気・ガス・熱供給・水道業	48,486	1.50	61,530	1.81
情報通信業	18,749	0.58	17,750	0.52
運輸業，郵便業	284,069	8.79	318,943	9.39
卸売業，小売業	241,846	7.48	250,418	7.37
金融業，保険業	67,571	2.09	71,868	2.11
不動産業，物品賃貸業	923,369	28.58	974,832	28.71
各種サービス業	407,620	12.62	413,708	12.18
地方公共団体	110,412	3.41	113,827	3.35
その他	748,975	23.18	766,723	22.58
海外及び特別国際金融取引勘定分	-	-	-	-
政府等	-	-	-	-
金融機関	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計	3,229,950	-	3,395,321	-

外国政府等向け債権残高（国別）  
該当事項はありません。

(6) 国内・国際業務部門別有価証券の状況  
有価証券残高(未残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
国債	前連結会計年度	70,817	-	70,817
	当連結会計年度	74,866	-	74,866
地方債	前連結会計年度	168,930	-	168,930
	当連結会計年度	160,007	-	160,007
短期社債	前連結会計年度	-	-	-
	当連結会計年度	-	-	-
社債	前連結会計年度	136,427	-	136,427
	当連結会計年度	94,957	-	94,957
株式	前連結会計年度	45,988	-	45,988
	当連結会計年度	35,060	-	35,060
その他の証券	前連結会計年度	125,548	180,176	305,725
	当連結会計年度	115,701	210,916	326,618
合計	前連結会計年度	547,712	180,176	727,889
	当連結会計年度	480,594	210,916	691,510

(注) 1. 海外店はないため、国内業務部門と国際業務部門に区分して開示しております。国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引は国際業務部門に含めております。

2. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第20号)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は国内基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法を採用しております。

連結自己資本比率(国内基準)

(単位:億円、%)

	令和5年3月31日
1. 連結自己資本比率(2/3)	8.86
2. 連結における自己資本の額	2,521
3. リスク・アセットの額	28,427
4. 連結総所要自己資本額	1,137

(資産の査定)

(参考)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2. 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3. 要管理債権

要管理債権とは、三月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4. 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	株式会社徳島大正銀行		株式会社香川銀行	
	令和4年3月31日	令和5年3月31日	令和4年3月31日	令和5年3月31日
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	46	45	62	55
危険債権	200	301	183	205
要管理債権	81	33	15	22
正常債権	18,207	18,968	14,165	15,038

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 第3【設備の状況】

## 1【設備投資等の概要】

当社グループは、総合金融サービスの充実・強化を狙いとして、銀行業を中心に総額1,811百万円の設備投資を行いました。

銀行業については、徳島大正銀行及び香川銀行における営業店舗の新築改修等に1,738百万円の設備投資を行っております。

リース業については、59百万円の設備投資を行っております。

また、当連結会計年度において、徳島大正銀行の旧本店建物の除却を行っております。

## 2【主要な設備の状況】

当連結会計年度末における主要な設備の状況は次のとおりであります。

(令和5年3月31日現在)

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメントの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員数 (人)
						(面積㎡)	帳簿価額(百万円)					
当社	トモニホールディングス(株)	本社	香川県	その他	本社	-	-	4	3	-	7	35
連結 子会 社	(株)徳島大正銀行	本店 他56支店 4出張所	徳島県	銀行業	店舗	51,798.97 (13,433.49)	5,476	4,631	411	-	10,518	665
		高松支店 他1店	香川県	銀行業	店舗	745.97	329	5	3	-	338	12
		高知支店	高知県	銀行業	店舗	512.91	238	163	2	-	404	16
		松山支店 他1店	愛媛県	銀行業	店舗	1,233.16	325	73	9	-	408	24
		大阪支店 他21店 4出張所	大阪府	銀行業	店舗	4,354.13 (281.79)	1,461	1,950	173	-	3,585	272
		神戸支店 他6店 2出張所	兵庫県	銀行業	店舗	3,810.66 (409.39)	405	367	26	-	799	65
		京都支店 他1店	京都府	銀行業	店舗	-	-	21	14	-	35	9
		東京支店 他3店	東京都	銀行業	店舗	-	-	88	32	-	121	38
		事務集中 センター	徳島県	銀行業	事務セ ンター	2,367.66	217	128	28	-	374	-
		大阪地区 センター	大阪府	銀行業	事務セ ンター	-	-	19	8	-	27	-
		研修会館	徳島県	銀行業	研修所	6,207.07	571	530	3	-	1,104	-
		寮・社宅	徳島県 他	銀行業	寮・社 宅	1,518.15	155	121	6	-	283	-

	会社名	店舗名 その他	所在地	セグメン トの 名称	設備の 内容	土地		建物	動産	リース 資産	合計	従業員 数 (人)
						(面積㎡)	帳簿価額(百万円)					
連結 子会 社	(株)香川銀行	本店 他51支店 6出張所	香川県	銀行業	店舗	45,100.46 (7,158.57)	3,177	6,998	252	173	10,602	564
		松山支店 他10店	愛媛県	銀行業	店舗	10,327.33 (4,614.81)	715	814	19	4	1,554	90
		徳島支店 他1店	徳島県	銀行業	店舗	1,921.87 (1,309.35)	52	178	5	1	237	13
		高知支店	高知県	銀行業	店舗	578.41 (333.12)	65	12	1	0	79	12
		岡山支店 他7店	岡山県	銀行業	店舗	8,207.30 (1,297.22)	782	283	15	17	1,098	88
		福山支店	広島県	銀行業	店舗	842.41	61	1	0	-	63	9
		大阪支店 他4店	大阪府	銀行業	店舗	2,122.66 (1,190.88)	419	103	18	4	546	69
		東京支店 他2店	東京都	銀行業	店舗	743.81 (743.81)	-	56	11	-	68	35
		事務 センター	香川県	銀行業	事務セ ンター	2,394.59	504	860	90	-	1,454	58
		寮・社宅	香川県 他	銀行業	寮・社 宅	10,586.92	732	495	-	-	1,227	-
		その他の 設備	香川県 他	銀行業	その他 の設備	4,378.46	136	0	17	-	154	-
	トモニ システム サービス(株)	本社他	香川県 他	その他	本社	-	-	-	64	-	64	74
	(株)徳銀 ビジネス サービス	本社	徳島県	その他	本社	-	-	-	-	-	-	4
	香川ビジネ スサービス (株)	本社	香川県	その他	本社	-	-	13	1	6	21	33
トモニリー ス(株)	本社 他4営業 所	香川県 他	リース 業	本社	-	-	0	60	-	61	29	
トモニ カード(株)	本社他	徳島県 他	その他	本社	-	-	1	14	-	15	18	
(株)徳銀 キャピタル	本社	徳島県	その他	本社	-	-	2	1	-	3	5	
大正信用保 証(株)	本社	大阪府	その他	本社	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 1. 土地の面積欄の( )内は、借地の面積(うち書き)であり、その年間賃借料は建物も含め1,111百万円です。

2. 従業員数は、就業人員数であり、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。

3. 銀行業を営む連結子会社の店舗外現金自動設備208か所は、上記に含めて記載しております。



### 3 【設備の新設、除却等の計画】

#### (1) 新設・改修等

会社名	店舗名 その他	所在地	区分	セグメント の名称	設備の 内容	投資予定金額 (百万円)		資金調達 方法	着手年月	完成予定 年月
						総額	既支払額			
(株)徳島大正 銀行	佐古支店	徳島県 徳島市	新設	銀行業	店舗	410	311	自己資金	令和4年 7月	令和5年 4月
(株)香川銀行	兵庫町支店	香川県 高松市	新設	銀行業	店舗	235	78	自己資金	令和4年 10月	令和5年 7月
(株)香川銀行	西条支店	愛媛県 西条市	新設	銀行業	店舗	258	-	自己資金	令和5年 1月	令和5年 12月

#### (2) 売却・除却等

当連結会計年度末において、重要な設備の売却・除去等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	476,000,000
計	476,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (令和5年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (令和5年6月27日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	163,728,911	163,728,911	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株で あります。
計	163,728,911	163,728,911	-	-

#### (2)【新株予約権等の状況】

##### 【ストックオプション制度の内容】

平成23年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社 香川銀行の全取締役21名	同左
新株予約権の数(個)	1,074 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株)	普通株式 107,400 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成23年7月26日～平成53年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額	発行価格 318円 資本組入額は、会社計算規則第17条第 1項に基づき算出される資本金増加限度 額の2分の1の金額とし、計算の結果1 円未満の端数が生じたときは、その端数 を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得につい ては、当社取締役会の承認を要するもの とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約 権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 平成24年6月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の全取締役21名	同左
新株予約権の数(個)	1,432 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 143,200 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成24年7月24日～平成54年7月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 271円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 平成25年6月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の全取締役22名	同左
新株予約権の数(個)	1,472 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 147,200 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成25年7月25日～平成55年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 354円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 平成26年6月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の取締役22名	同左
新株予約権の数(個)	1,211 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 121,100 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成26年7月25日～平成56年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 386円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 平成27年6月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行及び株式会社香川銀行の取締役22名	同左
新株予約権の数(個)	933 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 93,300 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成27年7月24日～平成57年7月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 531円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 平成28年6月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行、株式会社香川銀行及び株式会社大正銀行の取締役31名	同左
新株予約権の数(個)	2,738 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 273,800 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成28年7月22日～平成58年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 311円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 平成29年6月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行、株式会社香川銀行及び株式会社大正銀行の取締役31名	同左
新株予約権の数(個)	1,841 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 184,100 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成29年7月21日～平成59年7月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 490円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 平成30年6月27日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行、株式会社香川銀行及び株式会社大正銀行の取締役31名	同左
新株予約権の数(個)	2,533 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 253,300 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	平成30年7月26日～平成60年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 439円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 令和元年6月26日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島銀行、株式会社香川銀行及び株式会社大正銀行の取締役29名	同左
新株予約権の数(個)	3,474 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 347,400 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	令和元年7月25日～令和31年7月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 315円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 令和2年6月24日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役30名	同左
新株予約権の数(個)	4,745 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 474,500 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	令和2年7月27日～令和32年7月26日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 303円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 令和3年6月29日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役28名	同左
新株予約権の数(個)	4,925 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 492,500 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	令和3年7月26日～令和33年7月25日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 247円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 令和4年6月28日取締役会決議

	事業年度末現在 (令和5年3月31日)	提出日の前月末現在 (令和5年5月31日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役24名	同左
新株予約権の数(個)	4,776 (注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 477,600 (注)2	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円	同左
新株予約権の行使期間	令和4年7月22日～令和34年7月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 264円 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

## 令和5年6月27日取締役会決議

	提出日現在 (令和5年6月27日)
付与対象者の区分及び人数	当社、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行の取締役25名
新株予約権の数(個)	4,549 (注)1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 454,900 (注)2
新株予約権の行使時の払込金額	1株当たり 1円
新株予約権の行使期間	令和5年7月21日～令和35年7月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 未定 資本組入額は、会社計算規則第17条第1項に基づき算出される資本金増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数 100株

2. 新株予約権の目的となる株式の数

当社が普通株式の株式分割(株式無償割当を含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合は、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、次の計算式により付与株式数の調整を行い、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$



また、割当日後に当社が合併又は株式分割を行う場合、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲内で付与株式数を適切に調整されるものとする。

### 3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、権利行使時において、当社並びに当社の子会社である株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行のいずれの取締役の地位も喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、取締役の地位を喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括して行使することができる。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権が、新株予約権者の法定相続人のうちの1名（以下「相続承継人」という。）のみに帰属した場合に限り、相続承継人は次の各号の条件のもと、本契約に従って新株予約権を行使することができる。ただし、刑法犯のうち、重大な事犯を行ったと認められる者は、相続承継人となることができない。

イ. 相続承継人が死亡した場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。

ロ. 相続承継人は、相続開始後10か月以内かつ権利行使期間の最終日までに当社所定の相続手続を完了しなければならない。

ハ. 相続承継人は、前記「新株予約権の行使期間」に定める行使期間内で、かつ、当社所定の相続手続完了時から2か月以内に限り新株予約権を行使することができる。

### 4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）については、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき、新株予約権者に交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社の新株予約権を新たに交付するものとする。

ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付するものとする。

新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は再編対象会社普通株式とし、新株予約権の行使により交付する再編対象会社普通株式の数は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（注）2に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各新株予約権の目的となる株式数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たりの金額を1円とする。

新株予約権を行使することができる期間

前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記「新株予約権の行使期間」に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

前記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」に準じて決定する。

新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

新株予約権の取得に関する事項

イ. 新株予約権者が権利行使をする前に、前記（注）3の定め又は新株予約権割当契約書の定めにより新株予約権を行使できなくなった場合、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、当該新株予約権を無償で取得することができる。

ロ. 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画の承認の議案が当社株主総会（株主総会が不要な場合は当社の取締役会）において承認された場合は、当社は当社の取締役会が別途定める日をもって、同日時点で権利行使されていない新株予約権を無償で取得することができる。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

( 3 ) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

( 4 ) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (千株)	発行済株式総 数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高(百万円)
平成28年4月1日 (注)	11,294	163,728	-	25,000	3,760	10,010

(注) 平成28年4月1日を効力発生日とする株式会社大正銀行との株式交換により、発行済株式総数が11,294千株及び資本準備金残高が3,760百万円増加しております。

## (5) 【所有者別状況】

令和5年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	31	32	1,451	161	8	7,636	9,319	-
所有株式数(単元)	-	475,916	29,585	483,868	200,863	55	445,580	1,635,867	142,211
所有株式数の割合(%)	-	29.09	1.80	29.57	12.27	0.00	27.23	100.00	-

(注) 1. 自己株式1,671,069株は「個人その他」に16,710単元、「単元未満株式の状況」に69株含まれております。

2. 上記「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ50単元及び50株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

令和5年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	20,148	12.43
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	11,791	7.27
トモニホールディングス従業員持株会	香川県高松市亀井町7番地1	7,276	4.48
日垂化学工業株式会社	徳島県阿南市上中町岡491-100	4,938	3.04
株式会社日本カストディ銀行(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-12	3,080	1.90
損害保険ジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1丁目26-1	2,643	1.63
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	1776 HERITAGE DRIVE, NORTH QUINCY, MA 02171, U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	2,074	1.28
日本ハム株式会社	大阪府大阪市北区梅田2丁目4-9	2,045	1.26
住友生命保険相互会社	東京都中央区八重洲2丁目2-1	1,914	1.18
JP MORGAN CHASE BANK 385781 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1 品川インターシティA棟)	1,770	1.09
計	-	57,682	35.59

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

令和5年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 1,671,000	-	単元株式数は100株であります。
完全議決権株式(その他)	普通株式 161,915,700	1,619,157	単元株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 142,211	-	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	163,728,911	-	-
総株主の議決権	-	1,619,157	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が5,000株(議決権の数50個)含まれております。

【自己株式等】

令和5年3月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) トモニホールディングス株式会社	香川県高松市亀井町 7番地1	1,671,000	-	1,671,000	1.02
計	-	1,671,000	-	1,671,000	1.02

(8) 【役員・従業員株式所有制度の内容】  
該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号に該当する普通株式の取得及び会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づく取得

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(令和4年6月21日)での決議状況 (取得期間 令和4年6月22日)	511,000	158,410,000
当事業年度前における取得自己株式	-	-
当事業年度における取得自己株式	511,000	158,410,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	-	-
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	-	-
当期間における取得自己株式	-	-
提出日現在の未行使割合(%)	-	-

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	865	283,588
当期間における取得自己株式	30	10,980

(注) 「当期間における取得自己株式」には、令和5年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り請求により取得した株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の買増請求)	-	-	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	973,900	346,708,400	-	-
保有自己株式数	1,671,069	-	1,671,099	-

(注) 当期間における「保有自己株式数」には、令和5年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り請求により取得した株式数は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけたうえで、経営体質の一層の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としております。このような観点から、当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当金につきましては、上記方針に基づき1株当たり10円(うち中間配当金5円)の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、金融機関を取巻く厳しい経営環境に対応すべく、コスト競争力を高めるとともに、お客さまのニーズに即応する金融サービス提供のために有効に投資してまいりたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たりの金額(円)
令和4年11月11日 取締役会決議	810	5.00
令和5年6月27日 定時株主総会決議	810	5.00

(注) 令和4年11月11日の取締役会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金1百万円を含めております。

## 4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、グループ経営ビジョンに基づき、銀行持株会社として、当社グループ全体の健全かつ適切な運営を確保するため、当社の中核子会社である銀行子会社を中心とした子会社の経営管理を行い、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。

<グループ経営理念>

- |              |  |
|--------------|--|
| 「お客さま第一主義」   | お客さま第一主義の経営を徹底し、それぞれのお客さまのニーズに応じた最良の金融サービスを提供します。      |
| 「お客さまとともに成長」 | 地域において持続的安定的な金融仲介機能を発揮し、地域のお客さまとともに成長し続けます。            |
| 「信頼と安心の経営」   | グループとしてより強固な経営基盤を構築し、お客さまから信頼され安心して長くおつきあいいただく存在になります。 |

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

#### イ．企業統治の体制の概要

当社は、監査等委員会設置会社を採用しており、コーポレートガバナンス体制の主たる機関として取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置するとともに、その補完機関としてコーポレートガバナンス委員会や経営会議などを設置しております。

(取締役会)

取締役会は、12名の取締役(うち4名は監査等委員である取締役)で構成され、原則として毎月2回開催し、当社及び当社が経営管理を行う子会社等の経営の基本方針、法令で定められた事項やリスク管理・コンプライアンス等その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督しております。なお、当社は、定款において、会社法第370条の要件(取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合)を充たしたとき、取締役会の決議があったものとみなすこと、また、重要な業務執行の決定の一部を取締役に委任することができる旨を定めております。

なお、取締役12名のうち5名(うち監査等委員である取締役4名)が社外取締役であります。

(監査等委員会)

監査等委員会は、社外取締役4名で構成され、原則として毎月1回の開催としております。また、監査等委員会は、監査等委員会による監査等の実効性を高めるため、常勤の監査等委員を1名選定するとともに、監査等委員会の職務を補助する使用人を置くことにより監査等委員会への情報提供等が速やかになされる体制をとっております。

監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の監査及び監督を行うほか、重要な会議への出席、業務・財産の状況の調査等を通じて監査・監督業務の実効性の向上を図っております。また、監査等委員会は、内部統制部門等と緊密な連携を保ち、監査等委員会による監査・監督機能の強化及び監査・監督活動等における実効性の向上を図っております。

(会計監査人)

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を結んでおり、会計監査を委託しております。会計監査人は、監査項目、監査体制、監査スケジュールを内容とする監査計画を立案し、第1四半期から第3四半期までの四半期ごとに四半期レビュー報告会を、また期末には期末決算に関する会計監査報告会を開催し、監査等委員会に対して報告しております。なお、以上の報告会には、経理を主管する経営企画部長が参加しております。

(コーポレートガバナンス委員会)

コーポレートガバナンス委員会は、取締役会の実効性向上及び指名・報酬等に係る取締役会機能の独立性・客観性と説明責任の強化を図るため、取締役会の実効性向上に関する事項、社長(CEO)等の経営陣幹部や取締役候補者の指名プロセスの適切性等及び報酬等の決定プロセスの適切性の検証に関する事項を審議しております。また、コーポレートガバナンス委員会は、代表取締役全員(3名)及び独立社外取締役全員(5名)で構成し、構成員の過半数を独立社外取締役とするとともに、筆頭独立社外取締役を委員長としております。

( 経営会議 )

常務取締役以上の役付取締役により構成される経営会議は、原則として毎月2回開催し、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、全般的執行方針を確立するため、経営に関する重要事項に係る各施策の方向性について協議し、あわせて業務執行の全般的統制を図るとともに、取締役会から委任を受けた事項等について決議を行っております。

なお、経営会議には常勤の監査等委員が出席し、適切に意見申述を行っております。

( 機関ごとの構成員 )

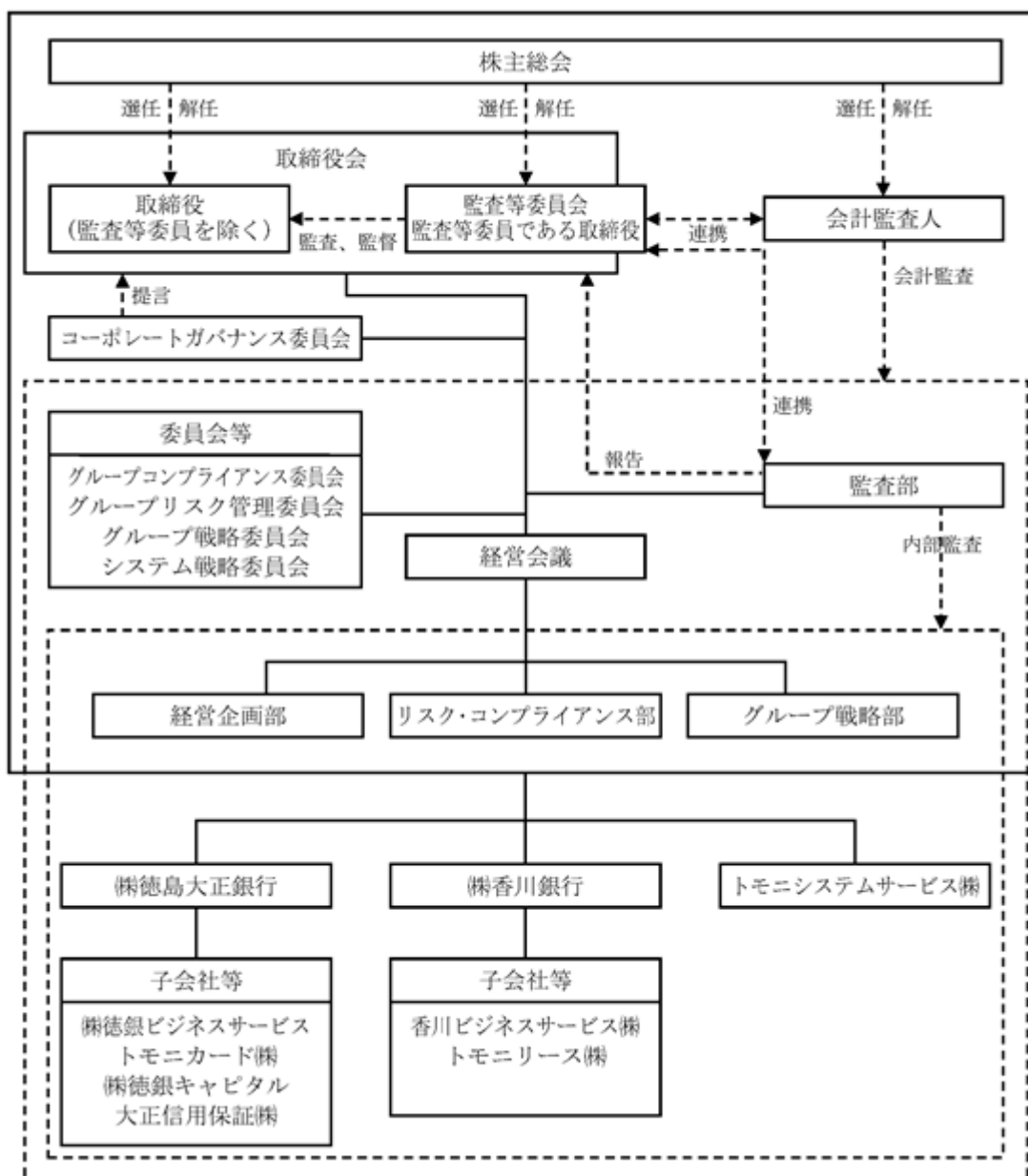
機関ごとの構成員は、次のとおりであります。( ○ は議長又は委員長、 ◯ はオブザーバーを表す。 )

役職名	氏名	取締役会	監査等委員会	コーポレートガバナンス委員会	経営会議
代表取締役社長兼CEO(最高経営責任者)	中村 武				
代表取締役副社長	山田 径男			○	
代表取締役副社長	板東 豊彦			○	
常務取締役	藤井 仁三				
常務取締役	小田 寛明				
常務取締役	関 幹生				
常務取締役	山下 友規				○
取締役(社外)	井上 佳昭				
取締役監査等委員(社外)	多田 人志			○	
取締役監査等委員(社外)	橋本 潤子				
取締役監査等委員(社外)	桑島 洋輔				
取締役監査等委員(社外)	梶野佐也加				



(コーポレートガバナンスの体制図)

当社のコーポレートガバナンスの体制図は、次のとおりとなります。



□ . 当該体制を採用する理由

当社が企業統治の体制として監査等委員会設置会社を採用した理由は、以下のとおりであります。

(1) 取締役会の監督機能の強化

取締役会の監督機能の充実という観点から、自ら業務執行をしない社外取締役を複数名置くことで、業務執行と監督の分離を図りつつ、当該社外取締役が、監査を担うとともに、代表取締役の選定・解職等の決定への関与を通じて、監督機能を果たすことが可能である。

(2) 内部統制システムを活用した監査の実施

一層グローバル化・複雑化する経営環境の中で、監査手法が実査などの直接的な監査ではなく、内部監査部門、コンプライアンス部門、会計監査人等との連携による内部統制システムを活用した間接的な監査を実施することが可能である。

企業統治に関するその他の事項

イ．内部統制システムの整備の状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び連結子会社から成る企業集団（以下「当社グループ」という。）の業務の適正を確保するための体制を整備するため、以下のとおり「内部統制基本方針」を制定しております。

「内部統制基本方針」

(1) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループの経営管理体制

取締役会は、グループ経営ビジョンに基づき、当社グループの事業を統括する持株会社として、当社グループの経営管理に関するグループ会社管理規程を制定するほか、リスク管理、コンプライアンス、内部監査等、各事項ごとに、経営管理のための方針等を制定し、経営管理体制を整備する。

グループ経営管理契約の締結

取締役会は、当社が直接的に経営管理する子会社とグループ経営管理契約を締結することなどにより、子会社から適時に業務及び財務の状況その他重要な情報の報告を受け、子会社の統括的な経営管理を行う。また、当社の子会社以外のグループ会社の経営管理は、子会社を通じて行い、当社は、必要に応じて指導・助言を行う。

財務報告に係る内部統制基本方針の制定

取締役会は、当社グループの財務報告に係る内部統制基本方針を制定し、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備する。

自己資本管理方針の制定

取締役会は、自己資本の充実により、グループ全体の業務の健全かつ適切な運営及び経営体質の一層の強化を図るため、自己資本管理方針を制定し、管理態勢を構築する。

グループ内取引等に関する管理

取締役会は、グループ内取引等について法令等に則した適切な対応等を行うとともに、リスクの移転により、個々のグループ内会社では対応できないリスクの波及が生じ、グループの業務の健全性に重大な影響を及ぼす可能性があることを十分に認識し、グループとして適切な管理を行う。

お客さま本位の業務運営に関する基本方針の制定

取締役会は、お客さまの資産形成及び資産運用のお役に立つため、お客さま本位の業務運営に関する基本方針を制定し、当社グループは、金融商品の販売業務におけるお客さま本位の取組みを実践する。

内部監査体制の整備

取締役会は、内部監査部門として業務部門から独立した内部監査部署を設置し、内部監査部署は、グループ経営管理契約並びにグループ内部監査方針に基づき、当社グループ各社の業務執行状況等の監査を定期的実施し、その適正化を図るために必要な提言等を行う。また、内部監査部署は、当社グループ各社の監査等委員会・監査役及び会計監査人との間で協力関係を構築の上、内部監査の効率的な実施に努める。

(2) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会の設置

当社は、すべての取締役で組織する取締役会を設置する。取締役会は、原則として毎月2回開催し、経営の基本方針、法令で定められた事項やリスク管理・コンプライアンス等その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行状況を監督する。

法令等遵守体制の整備

取締役会は、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要事項と位置づけ、法令等遵守方針・規程等及びコンプライアンス・マニュアルの制定並びに周知を通じて、当社グループの役職員が法令等を遵守することを確保するための体制を整備する。

グループコンプライアンス委員会の設置

取締役会は、グループコンプライアンス委員会を設置し、グループコンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンスに関する事項について審議する。

コンプライアンス統括部署の設置

取締役会は、当社グループのコンプライアンス統括部署を設置し、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する諸施策の立案、周知徹底、指導及びその進捗状況を一元的に管理する。

コンプライアンス・プログラムの策定

取締役会は、事業年度ごとに、コンプライアンス態勢の構築を図ることを目的とし、法令等遵守方針及び法令等遵守規程に沿って、コンプライアンスを実現するための実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定する。

#### 内部通報規程の制定

取締役会は、内部通報規程を制定し、当社グループの役職員が社内外に設置した通報窓口に対して、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報を行った場合に、当該通報等を適正に処理し、通報者等を保護する態勢を構築する。

#### 顧客保護等管理方針の制定

取締役会は、お客さまの保護及び利便性の向上を図るため、当社グループの顧客保護等管理方針を制定し、管理態勢を構築し、適切かつ十分なお客さまへの説明、お客さまからの相談・苦情等への対応及びお客さま情報の管理を行い、顧客保護等管理を徹底する。

#### 反社会的勢力に対する基本方針等の制定

取締役会は、反社会的勢力等との関係を遮断するため、当社グループの反社会的勢力に対する基本方針を制定し、反社会的勢力情報管理部署を設置するとともに、反社会的勢力の情報管理に関する規程を制定する。反社会的勢力情報管理部署は、反社会的勢力に関する情報を統括管理するとともに、当社グループにおける反社会的勢力との取引を排除するための取組みを行い、研修活動の実施、対応マニュアルの整備及び外部専門機関との連携等を行う。

#### マナー・ローダリング等防止方針の制定

取締役会は、マナー・ローダリング及びテロ資金供与の防止の重要性を認識し、適用となる法令等を遵守し、適切な措置を適時に実施するため、当社グループのマナー・ローダリング等防止方針を制定し、機動的かつ実効的な対応を実施していくための管理態勢を構築する。

#### 内部管理態勢の適切性と有効性の検証

内部監査部署は、当社グループのコンプライアンス態勢等を含む内部管理態勢の適切性と有効性を検証し、その結果を定期的又は必要に応じて、当社並びに銀行子会社の取締役会及び監査等委員会に報告する。

### (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

#### 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理

当社は、文書及び記録の管理に関する各規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を、文書又は電磁的媒体（以下「文書等」という。）に記録し、適切に保存及び管理するものとし、取締役は、常時これらの文書等を閲覧することができる。

### (4) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

#### グループ統合的リスク管理方針等の制定

取締役会は、当社グループの経営の健全性を確保し、各種リスクに見合った適正な収益を上げるため、グループ統合的リスク管理方針、グループ統合的リスク管理規程等を制定し、グループ統合的リスク管理を適正に行う。

#### グループリスク管理委員会の設置

取締役会は、グループリスク管理委員会を設置し、グループリスク管理委員会は、各種リスクを包括的に認識し、リスクをその特性に応じた適正な範囲・規模に管理することにより、リスク管理に特化した具体的実践的な事項について審議する。

#### リスク管理統括部署の設置

取締役会は、リスク管理統括部署を設置し、リスク管理統括部署は、リスク管理の状況をモニタリングし、各種リスクを統括管理する。

#### 危機事態における態勢の整備

取締役会は、危機時対応規程を制定し、当社グループにおいて不測の事態が発生した場合には、必要に応じて緊急対策本部を設置するなど迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める態勢を整備する。

#### リスク管理態勢の適切性と有効性の検証

内部監査部署は、当社グループのリスク管理態勢の適切性と有効性を検証し、その結果を定期的又は必要に応じて、当社並びに銀行子会社の取締役会及び監査等委員会に報告する。

### (5) 当社グループの取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

#### 経営計画の策定・評価等

取締役会は、グループ経営ビジョンに基づき、経営計画を策定し、グループ全体の目指すべき姿、達成すべき目標及び業務執行の方向性を明確にするとともに、この経営計画に基づく具体的施策として、事業年度ごとの方針及び重点施策を策定し、その実施・進捗状況の評価等を適切に行う。

#### 経営会議の設置

取締役会は、経営会議を設置し、取締役会の決定した経営の基本方針に基づいて、全般的執行方針を確立するため経営に関する重要事項に係る各施策の方向性について協議し、あわせて業務執行の全般的統制を図るとともに、取締役会から委任を受けた事項等について決議する。

#### 業務分掌規程及び職務権限規程の制定

取締役会は、当社グループの取締役をはじめ全役職員の職務の執行が効率的に行われるよう、業務分掌規程及び職務権限規程を制定し、子会社にこれに準拠した体制を構築させる。

#### (6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項

##### 補助使用人の配置要請

監査等委員会は、取締役会に対して、その職務を補助するため、補助使用人の配置を求めることができるものとする。

##### 補助使用人の配置

取締役会は、前項の具体的な内容について、監査等委員会と協議の上、決定する。

##### 補助使用人の独立性

取締役会は、補助使用人の任命・異動・人事評価・懲戒処分については、あらかじめ監査等委員会と協議する等、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。

##### 補助使用人に対する指示の実効性の確保

取締役会は、補助使用人への指揮命令に関し、補助使用人に対する指示の実効性の確保を定めた監査等委員会規程を尊重するものとする。

#### (7) 当社グループの役職員が当社の監査等委員会に報告をするための体制

##### 監査等委員会への報告

当社グループの役職員は、監査等委員会から業務執行に関する事項について報告を求められた場合には、速やかに適切な報告を行う。また、当社グループの業務執行に関し重大な法令若しくは定款等の違反又は当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識した場合には、速やかに当該事実を監査等委員会に報告するものとする。

##### 報告者の保護

当社グループは、当社グループの役職員が当該報告をしたことを理由として、報告者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行わない。

#### (8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

##### 監査等委員の各種会議への出席

監査等委員は、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議及び委員会に出席できるものとし、必要があると認めるときは意見を述べるものとする。

##### 代表取締役との定期的な意見交換

監査等委員会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題や取り巻くリスクのほか、監査等委員会監査の環境整備の状況及び監査上の重要課題等について意見交換を行う。

##### 会計監査人等との連携

監査等委員会は、会計監査人、子会社の監査等委員会・監査役と定期的に会合をもつなど、緊密な連携を保ち、積極的に意見及び情報の交換を行い、効率的な監査を実施する。

##### 内部統制部門等との連携

監査等委員会は、コンプライアンス所管部門、リスク管理所管部門その他内部統制機能を所管する社内部署並びに内部監査部門等と緊密な連携を保ち、監査等委員会による監査・監督機能の強化及び監査・監督活動等における実効性の向上を図る。

##### 職務の執行について生ずる費用又は債務の処理

取締役会は、監査等委員会が監査の実施のために弁護士、公認会計士その他の社外の専門家に対して助言を求める又は調査、鑑定その他の事務を委託するなど所要の費用を請求するときは、当該請求に係る費用が監査等委員会の職務に必要なものでないと思われる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

ロ．リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、リスク管理態勢の強化を経営の重要課題の一つと捉え、経営の健全性と安定的かつ適切な収益を確保することを基本方針としてグループ全体の運営を行っております。

当社は、当社グループ内でのリスクの偏在又はリスクの集中等、グループ体制特有のリスクの把握、各リスクのコントロールを目的として、「グループリスク管理委員会」を設置しています。また、グループ全体のリスクを統括的に管理する部門として「リスク・コンプライアンス部」を設置し、「グループ統合的リスク管理方針」及び「グループ統合的リスク管理規程」を制定し、グループリスク管理の高度化に努めています。

銀行子会社においても、「リスク管理委員会」及び「ALM委員会」を設置してリスク状況の把握に努め、各種リスクを統括する部門を定めてリスク管理態勢の高度化を図っています。

ハ．子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

上記イ．(1)に記載しているとおりであります。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下同じ。）は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務を行うについて善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の概要等は、以下のとおりであります。

イ．被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役及び監査役

ロ．保険契約の内容の概要

被保険者の実質的な保険等負担割合

保険料は全額当社及び子会社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

填補の対象となる保険事故の概要

被保険者がその職務の執行により行った行為に起因して、損害賠償請求がされた場合の法律上の損害賠償金及び争訟費用について填補することとしております。ただし、被保険者が私的な利益又は便宜の供を違法に得たこと、被保険者の犯罪行為又は法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する場合の損害については填補されません。

役員等の職務の適正性が損なわれなかったための措置

保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については填補の対象としないこととしております。

取締役の定数

当社の取締役は20名以内とし、そのうち監査等委員である取締役は5名以内とする旨を定款に定めております。

取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、株主総会において議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また選任決議は累積投票によらない旨、定款に定めております。

自己株式の取得の決定機関

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨、定款に定めております。

中間配当金としての剰余金の配当の決定機関

当社は、中間配当金としての剰余金の配当について、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨、定款に定めております。これは、中間配当金としての剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を原則として月2回（年間25回）開催しており、個々の取締役の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	役職名	出席状況（出席率）	備考
中村 武	代表取締役社長兼CEO	25回 / 25回（100%）	
山田 径男	代表取締役副社長	25回 / 25回（100%）	
板東 豊彦	代表取締役副社長	25回 / 25回（100%）	
藤井 仁三	常務取締役	24回 / 25回（96%）	
小田 寛明	常務取締役	25回 / 25回（100%）	
関 幹生	常務取締役	25回 / 25回（100%）	
山下 友規	常務取締役	25回 / 25回（100%）	
白井 博雄	取締役（社外）	24回 / 25回（96%）	
横手 俊夫	取締役監査等委員	25回 / 25回（100%）	
大平 昇	取締役監査等委員（社外）	25回 / 25回（100%）	
橋本 潤子	取締役監査等委員（社外）	23回 / 25回（92%）	
桑島 洋輔	取締役監査等委員（社外）	24回 / 25回（96%）	

また、当事業年度における具体的な検討内容については、次のとおりであります。

区分	件数	具体的な検討内容
決議事項	93件	代表取締役及び役付取締役選定の件、取締役候補者選定の件、代行順位決定の件、業務委嘱及び担当決定の件、取締役の報酬等決定の件、経営計画策定の件、配当実施の件、自己株式取得の件、計算書類・連結計算書類等承認の件、子会社の計算書類等承認の件、政策投資上場株式処分の件、政策投資上場株式の保有意義妥当性検証の件、株主総会招集の件、子会社の株主総会議案承認の件、取締役会の実効性評価の件、次年度取締役会日程及び審議事項決定の件、内部監査方針・計画策定の件、リスク・リミット設定の件、大口与信管理先の与信限度額決定の件、コンプライアンス・プログラム策定の件等
報告事項	201件	経営計画の進捗状況報告、取締役会の実効性向上に向けた改善策への取組状況報告、内部監査の結果報告、各委員会の議事内容報告、グループ内取引等の実績報告、当社株式の状況報告、監査等委員会報告、連結自己資本比率の算定結果報告、株主総会における議決権行使状況報告、投資家等との対話の実施状況報告、サステナビリティに関する取組みの方向性報告、財務報告に係る内部統制の評価結果報告、銀行子会社の政策保有株式の状況報告、銀行子会社の子会社等の経営状況報告、子会社の取締役会付議案報告、大口与信先のモニタリング結果報告、内部通報制度の運用状況報告、グループの訴訟・係争案件の概要報告、グループのBCP訓練の実施状況報告等
協議事項	7件	代表取締役及び役付取締役の選定（案）の件、代行順位（案）の件、業務委嘱及び担当（案）の件等

コーポレートガバナンス委員会の活動状況

当事業年度において、当社はコーポレートガバナンス委員会を必要の都度（年間4回）開催しており、個々の委員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	役職名	出席状況（出席率）	備考
中村 武	代表取締役社長兼CEO	4回 / 4回（100%）	
山田 径男	代表取締役副社長	4回 / 4回（100%）	
板東 豊彦	代表取締役副社長	4回 / 4回（100%）	
白井 博雄	取締役（社外）	4回 / 4回（100%）	
大平 昇	取締役監査等委員（社外）	4回 / 4回（100%）	
橋本 潤子	取締役監査等委員（社外）	4回 / 4回（100%）	
桑島 洋輔	取締役監査等委員（社外）	4回 / 4回（100%）	

また、当事業年度における具体的な検討内容については、次のとおりであります。

区分	件数	具体的な検討内容
審議事項	9件	取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定プロセス及び人事案の考え方の件、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の件、スキル・マトリックの状況の件、社外取締役の報酬等の件等
報告事項	1件	銀行子会社における取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬案報告

## (2) 【役員の状況】

## 役員一覧

男性10名 女性2名 ( 役員のうち女性の比率16.6% )

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役 社長兼CEO (最高経営責任者)	中 村 武	昭和38年7月 23日生	昭和61年4月 日本銀行入行 平成10年5月 同行政策委員会室秘書課調査役 平成16年4月 同行経営企画室総務課企画役 平成19年4月 同行文書局参事役 平成21年7月 同行高松支店長 平成22年7月 同行金融機構局参事役 平成24年5月 同行業務局審議役 平成25年5月 同行業務局長 平成27年6月 同行文書局長 平成29年4月 同行退職 平成29年6月 当社代表取締役専務 平成30年6月 当社代表取締役社長兼CEO(最高経営責任者)(現職)	(注)3	39
代表取締役副社長	山 田 径 男	昭和32年12月 12日生	昭和55年4月 ㈱香川相互銀行(現㈱香川銀行)入行 平成12年2月 同行川之江支店長 平成14年2月 同行善通寺支店長 平成16年2月 同行丸亀支店長兼丸亀西支店長 平成17年7月 同行人事研修部長 平成18年6月 同行取締役人事研修部長 平成20年6月 同行常務取締役 総合企画部・人事研修部担当 平成21年4月 同行常務取締役企画本部長 平成24年6月 同行常務取締役管理本部長兼総務部長 平成25年4月 同行常務取締役管理本部長 平成29年6月 同行常務取締役(代表取締役)営業本部長 令和2年6月 同行取締役頭取(代表取締役)(現職) 令和2年6月 当社取締役副社長 令和2年10月 当社代表取締役副社長(現職)	(注)3	39
代表取締役副社長	板 東 豊 彦	昭和44年9月 29日生	平成5年4月 ㈱徳島銀行(現㈱徳島大正銀行)入行 平成17年2月 同行洲本支店長 平成19年8月 同行東京支店長兼東京事務所長 平成21年4月 同行人事部長 平成22年6月 同行執行役員人事部長 平成23年6月 同行取締役執行役員人事部長 平成24年6月 同行取締役執行役員総合企画本部長兼リスク統括本部長 平成25年6月 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼リスク統括本部長 平成26年6月 同行取締役常務執行役員総合企画本部長兼審査本部長 平成27年6月 同行常務取締役総合企画本部長兼審査本部長 平成28年6月 同行専務取締役審査本部長 平成30年6月 同行代表取締役専務審査本部長 令和2年1月 同行専務取締役審査本部長 令和2年4月 同行代表取締役専務 人事担当 令和2年6月 同行代表取締役頭取(現職) 令和2年6月 当社取締役副社長 令和2年10月 当社代表取締役副社長(現職)	(注)3	16



役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 経営企画部長	藤井 仁三	昭和39年4月 11日生	昭和62年4月 (株)第一勧業銀行(現(株)みずほ銀行) 入行 平成9年8月 (株)徳島銀行(現(株)徳島大正銀行) 入行 平成14年2月 同行企画部次長 平成18年7月 同行企画部副部長 平成21年2月 同行企画部長 平成22年4月 当社経営企画部副部長 平成24年6月 (株)徳島銀行(現(株)徳島大正銀行) 取締役執行役員 企画部長 平成27年8月 同行取締役人事部付部長 平成27年8月 当社経営企画部長 平成28年6月 (株)徳島銀行(現(株)徳島大正銀行) 取締役 当社取締役経営企画部長 平成29年3月 当社常務取締役経営企画部長(現職)	(注)3	11
常務取締役 グループ戦略部長兼 地域商社の金融機能担当	小田 寛明	昭和37年5月 26日生	昭和60年4月 (株)三和銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 入行 平成17年4月 (株)UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 枚方法人営 業部長兼枚方支店長 平成18年1月 (株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行) 枚 方支社長 平成19年5月 同行総務部秘書室(大阪) 室長 平成22年10月 同行福岡支店長 平成24年9月 同行芦屋支店長 平成26年11月 (株)大正銀行(現(株)徳島大正銀行) 入行 本店営業 部長 平成27年6月 同行取締役本店営業部長 平成30年2月 同行常務取締役 本店営業部担当 令和元年6月 当社取締役 令和2年1月 当社常務取締役 地域商社の金融機能担当 令和2年6月 当社常務取締役グループ戦略部長兼地域商社の金 融機能担当(現職)	(注)3	16
常務取締役 リスク・コンプライアンス 部長	関 幹 生	昭和37年11月 5日生	昭和60年4月 (株)香川相互銀行(現(株)香川銀行) 入行 平成14年2月 同行観音寺東支店長 平成16年2月 同行西条支店長 平成17年7月 同行高知支店長 平成20年4月 同行松山支店長 平成21年10月 同行人事研修部付部長代理 平成24年4月 同行融資管理部長 平成25年4月 同行執行役員融資部長 平成26年4月 同行執行役員融資部長兼融資管理部長 平成29年6月 同行取締役融資部長兼融資管理部長 平成30年6月 同行取締役総合企画部長 平成30年6月 当社経営企画部副部長 令和2年6月 (株)香川銀行常務取締役融資本部長 令和3年6月 当社常務取締役リスク・コンプライアンス部長 (現職)	(注)3	15

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
常務取締役 監査部長	山下 友規	昭和38年4月 4日生	昭和63年4月 ㈱香川相互銀行(現㈱香川銀行)入行 平成17年2月 同行滝宮支店長 平成18年7月 同行倉敷支店長 平成21年10月 同行弁天町支店長 平成24年4月 同行執行役員弁天町支店長 平成25年4月 同行コンプライアンス統括部長 平成25年4月 当社リスク・コンプライアンス部副部長 平成29年4月 ㈱香川銀行個人営業企画部長 平成29年4月 当社グループ戦略部副部長 令和元年6月 ㈱香川銀行事務システム部長 令和元年6月 当社経営企画部副部長 令和2年6月 ㈱香川銀行取締役事務システム部長 令和3年6月 当社取締役監査部長 令和4年6月 当社常務取締役監査部長(現職)	(注)3	10
取締役	井上 佳昭	昭和35年8月 20日生	昭和61年4月 大阪ガス㈱入社 平成23年4月 同社リビング事業部京滋リビング営業部長 平成25年3月 ㈱クリエテ関西取締役 平成25年4月 大阪ガス㈱理事リビング事業部リビング計画部長 兼コンプライアンス統括 平成25年4月 ㈱アプリーティセサモ(現 ㈱大阪ガスクッキング スクール)取締役 平成25年4月 大阪ガス・カスタマーリレーションズ㈱取締役 平成25年4月 関西ビジネスインフォメーション㈱取締役 平成25年4月 大阪ガス住宅設備㈱取締役 平成25年4月 大阪ガスセキュリティサービス㈱取締役 平成26年4月 ㈱リビングメンテサービス北東取締役 平成26年4月 ㈱リビングメンテサービス大阪取締役 平成27年4月 大阪ガス㈱理事 平成27年4月 ㈱リキッドガス(現 大阪ガスリキッド㈱)取締役 副社長 平成27年4月 大阪ガスLPG㈱(現 ㈱エネアーク関西)代表取締 役社長 平成27年4月 日商LPガス㈱取締役 平成29年4月 大阪ガス㈱理事兵庫・姫路統括地区支配人兼兵庫 地区支配人 平成30年4月 同社執行役員兵庫・姫路統括地区支配人兼兵庫地 区支配人 令和3年3月 同社執行役員退任 令和3年6月 さくら情報システム㈱常勤監査役 令和3年6月 ㈱アグニコンサルティング監査役 令和3年6月 ㈱JOE監査役 令和3年6月 エスアイエス・テクノサービス㈱監査役 令和5年6月 当社取締役(現職)	(注)3	-
取締役 (監査等委員)	多田 人志	昭和38年12月 5日生	昭和57年4月 大蔵省四国財務局入局 平成24年7月 四国財務局総務部財務広報相談官 平成25年7月 四国財務局理財部金融監督第二課長 平成27年7月 四国財務局理財部主計課長 平成28年7月 四国財務局総務部総務課長 平成30年7月 近畿財務局理財部金融監督官 令和元年7月 四国財務局松山財務事務所長 令和3年7月 四国財務局管財部長 令和4年7月 四国財務局退職 令和5年6月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)4	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 (監査等委員)	橋本潤子	昭和41年12月 24日生	平成2年4月 三洋証券(株)入社 平成9年4月 香川大学法学部専任講師 平成11年4月 香川大学法学部助教授 平成18年4月 公正取引委員会独占禁止政策協力委員(現職) 平成21年1月 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科教授 平成21年1月 高松家庭裁判所参与員(現職) 平成25年12月 香川大学大学院香川大学・愛媛大学連合法務研究科研究科長 平成27年10月 香川大学副学長 平成28年10月 日本経済法学会理事運営委員(現職) 平成29年4月 香川大学法学部教授(現職) 平成29年6月 (株)香川銀行取締役(監査等委員) 平成30年5月 香川県男女共同参画審議会委員(現職) 平成31年4月 香川労働局最低賃金審議会委員(現職) 令和元年6月 当社取締役(監査等委員)(現職) 令和3年4月 高松市公正職務審査会委員(現職) 令和3年4月 高松地方裁判所委員会委員(現職) 令和3年10月 香川大学副理事(現職) 令和4年4月 香川大学ダイバーシティ推進室長(現職) 令和5年1月 総務省電気通信事業政策部会電気通信番号政策委員会委員(現職)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	桑島洋輔	昭和53年5月 1日生	平成12年10月 公認会計士第二次試験合格 平成13年4月 朝日監査法人(現有限責任あずさ監査法人)入所 平成16年5月 公認会計士登録 平成18年8月 あずさ監査法人(現有限責任あずさ監査法人)退所 平成18年9月 桑島公認会計士事務所開設(現職) 平成20年6月 税理士登録 平成28年10月 税理士法人三和会計事務所社員(現職) 令和元年6月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)4	-
取締役 (監査等委員)	梶野佐也加	昭和53年1月 12日生	平成15年11月 司法試験合格 平成16年4月 最高裁判所司法研修所 平成17年10月 弁護士登録 平成17年10月 アローズ法律事務所入所 平成25年10月 八木総合法律事務所入所 平成26年4月 碧海総合法律事務所開設(現職) 平成26年4月 香川県弁護士会副会長 平成27年11月 香川県建設工事紛争審査会委員(現職) 平成28年4月 香川県行政不服審査会委員(現職) 平成30年1月 高松市入札監視委員会委員(現職) 平成30年7月 高松市教育委員会委員(現職) 令和2年4月 高松家庭裁判所家事調停委員(現職) 令和3年4月 香川県感染症診査協議会委員(現職) 令和5年6月 当社取締役(監査等委員)(現職)	(注)4	-
計					148

(注)1. 取締役の井上佳昭、多田人志、橋本潤子、桑島洋輔及び梶野佐也加の5氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

2. 当社の監査等委員会については次のとおりであります。

委員長 多田人志氏、委員 橋本潤子氏、委員 桑島洋輔氏、委員 梶野佐也加氏

なお、多田人志氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、重要な会議等への出席や、内部監査部門との連携を図ること等により、職務遂行の実効性を高めるためであります。

3. 令和5年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から1年間であります。

4. 令和5年6月27日開催の定時株主総会の終結の時から2年間であります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は5名（うち監査等委員である社外取締役は4名）であります。

#### イ．人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

社外取締役 橋本潤子氏は、平成29年6月から令和元年6月まで連結子会社の㈱香川銀行の業務執行者でない役員（取締役監査等委員）であったことがありますが、それ以外に同氏と当社の間で、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。なお、同氏の近親者と連結子会社の㈱香川銀行との間において、資金貸付の取引（令和5年3月31日現在残高10百万円）がありますが、取引条件等は一般取引先と同様であります。また、同氏の近親者は、当社株式5千株を所有しております（詳細については、「第5 経理の状況」中の「1(1) 連結財務諸表 関連当事者情報」に記載しております。）。

上記の他、社外取締役と当社との間において、特記すべき、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。

#### ロ．企業統治において果たす機能・役割並びに独立性に関する基準又は方針及び選任状況に関する考え方

当社の取締役会は、その役割及び責務を実効的に果たすため、取締役会の全体としての多様な知見・専門性を備えたバランスの取れた構成を図るとともに、定款の定める範囲において、取締役会の機能が効果的・効率的に発揮でき、かつ建設的な議論ができる適切な員数を維持し、そのうち3分の1以上を社外取締役とすることとしております。

社外取締役（監査等委員である社外取締役を除く。）には、その独立性、選任された理由等を踏まえ、社内取締役とは異なる知見や観点に基づき、取締役会における意思決定及び他の取締役の職務の執行の監督を行うことを期待するとともに、特に以下の役割及び責務を果たすことを期待しております。

- (1) 経営の方針や経営改善について、自らの知見に基づき、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上を図る、との観点からの助言を行うこと
- (2) 経営陣幹部の選解任その他の取締役会の重要な意思決定を通じ、経営の監督を行うこと
- (3) 当社グループ各社と経営陣・支配株主等との間の利益相反を監督すること
- (4) 経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること

監査等委員である社外取締役には、監査等の体制の独立性及び中立性を一層高めるために、積極的に監査等に必要な情報の入手に心掛け、得られた情報を他の監査等委員である取締役と共有することに努めるとともに、他の監査等委員である取締役と協力して監査等の環境の整備に努めることを期待しております。また、その独立性、選任された理由等を踏まえ、監査等委員会、取締役会等において忌憚のない質問をし、又は意見を述べることにより、中立の立場から客観的に監査等の意見を表明することを特に期待しております。

5名の社外取締役は、当社が定める「トモニホールディングス独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないものと判断し、独立役員に指定しております。

なお、当社が定める「トモニホールディングス独立性判断基準」は、次のとおりであります。

「トモニホールディングス独立性判断基準」

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査等委員）の独立性判断基準を以下のとおり定め、社外役員が、原則として、現在又は最近（注1）において以下に掲げるいずれの要件にも該当しない場合、当該社外役員は独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しています。

なお、社外役員候補者については、本基準及び東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」に規定された独立性基準に基づき、一般株主と利益相反が生ずるおそれがないことを実質的に判断し、特段の事情がない限り、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定し、同取引所に届け出ることとします。

- 1 当社グループを主要な取引先（注2）とする者又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 2 当社グループの主要な取引先（注3）又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 3 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産（注4）を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人等である場合にはその法人等に所属する者をいう。）
- 4 当社グループから多額の寄付等を受ける者、又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 5 当社の主要株主（総株主の議決権の10%以上を保有する株主をいう。）又はその者が法人等である場合にはその業務執行者
- 6 次に掲げる者（重要でない者（注5）を除く。）の近親者（注6）
  - (1) 上記1～5に該当する者
  - (2) 当社グループの取締役、監査等委員、執行役員等の重要な使用人

（注1）「最近」の定義

実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査等委員として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

（注2）「当社グループを主要な取引先」の定義

以下のいずれかに該当する場合を基準に判定する。

- ・ 当該取引先の年間連結売上高において、当社グループとの取引による売上高が1%を超える場合
- ・ 当該取引先の資金調達において、当社グループ以外の金融機関からの調達が困難であるなど、代替性がない程度に依存している場合

（注3）「当社グループの主要な取引先」の定義

当社グループの年間連結業務粗利益において、当該取引先との取引による業務粗利益が1%を超える場合を基準に判定する。

（注4）「多額の金銭その他の財産」の定義

過去3事業年度の平均で、当該財産を得ている者が個人の場合は年間1,000万円を超える場合、法人等の場合は当該法人等の年間売上高の2%を超える場合を基準に判定する。

（注5）「重要でない者」の定義

各会社の役員・部長クラスの者（法律事務所・監査法人等の団体に所属する者については、弁護士・公認会計士等の専門的な資格を有する者）に該当しない者をいう。

（注6）「近親者」の定義

配偶者又は二親等以内の親族をいう。

社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

監査等委員である社外取締役は、監査等委員としての業務を遂行するに当たり、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を保ち、定期的な会合を持つなど、積極的な情報交換等を行い、効率的な監査を実行しております。

また、監査等委員である社外取締役は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の監査及び監督を行うほか、常勤の監査等委員である社外取締役による重要な会議への出席、業務・財産の状況の調査等に基づく情報共有を通じて監査・監督業務の実効性の向上を図っております。さらに、内部統制部門等と緊密な連携を保ち、監査等委員会による監査・監督機能の強化及び監査・監督活動等における実効性の向上を図っております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査等委員会監査の状況

監査等委員会は、社外取締役4名で構成され、うち1名を常勤の監査等委員に選定し監査等委員会委員長として議長を務め、原則として毎月1回の開催としております。監査等委員会は、監査等委員会で策定された監査方針及び監査計画に基づき、取締役の職務執行の監査及び監督を行うほか、重要な会議への出席、業務・財産の状況の調査等を通じて監査・監督業務の実効性の向上を図っております。

監査等委員会は、監査業務を遂行するに当たり、内部監査部門及び会計監査人と緊密な連携を保ち、定期的な会合を持つなど、積極的な情報交換等を行い、効率的な監査を実行しております。また、銀行子会社の監査等委員会とも定期的に会合を持つことで情報交換を行い、グループとして効率的な監査を実施しております。

また、監査等委員会は、監査等委員会監査等基準の規定を踏まえ、その活動状況を年2回取締役会において報告しております。

なお、監査等委員 桑島洋輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において、当社は監査等委員会を原則として月1回（年間21回）開催しており、個々の監査等委員の出席状況については、次のとおりであります。

氏名	役職名	出席状況（出席率）	備考
横手 俊夫	常勤監査等委員	21回 / 21回（100%）	
大平 昇	監査等委員（社外）	21回 / 21回（100%）	
橋本 潤子	監査等委員（社外）	19回 / 21回（90%）	
桑島 洋輔	監査等委員（社外）	21回 / 21回（100%）	

また、当事業年度における具体的な検討内容については、次のとおりであります。

区分	件数	具体的な検討内容
決議事項	21件	監査等委員会方針・監査計画の件、監査等委員会監査報告の件、会計監査人の再任適否の件、取締役会評価に対する監査等委員意見の件、取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）の選任に係る意見の件、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等案に対する意見の件、会計監査人の監査報酬同意の件、会計監査人の非保証業務に関する事前了解体制の件、監査等委員会規程改正の件、監査等委員会監査等基準改正の件、監査等委員会の年間活動実績及び重点実施項目の検証の件等
報告事項	20件	会計監査人の監査結果報告、銀行子会社の役員人事案報告、監査等委員会監査計画に対する実施状況報告、三様監査内容報告、会計監査人による自己査定結果説明報告、会計監査人の非保証業務に関する事前了解事案報告、内部通報事案報告等
協議事項	26件	取締役会の実効性向上に向けた改善策の取組状況の件、業務の適切性を確保するための体制の運用状況の件、監査等委員の報酬配分の件、監査等委員会方針・監査計画案の件、経営計画の策定の件、代表取締役との意見交換テーマの件、取締役会評価質問票の質問項目の件、監査部グループ内部監査計画案の件等

上記の監査等委員会の活動のほか、常勤監査等委員は、取締役会、経営会議、その他重要会議への出席、毎月内部監査部門との会合開催、所管部からの適宜の報告聴取等により、法令等遵守状況、重要な意思決定の過程、取締役等の職務の執行状況等を監視及び検証するとともに、取締役会等における銀行子会社に係る重要案件の審議、銀行子会社の常勤監査等委員との定期的な会合開催等により、企業集団全体における監視及び検証を行っています。

## 内部監査の状況

当社は、当社グループの業務の健全かつ適切な運営を確保することを目的として、業務部門から独立した監査部（36名）を設置しております。監査部は、内部監査基本方針、内部監査規程等に則り、当社及びグループ経営管理契約に基づき受託した銀行子会社等に対して、内部管理態勢の適切性、有効性を検証することにより内部監査を実施しております。また、監査部は、内部監査の結果について定期的に取締役会に報告を行っております。さらに、監査等委員会と連携することで、内部監査部門として十分機能するよう努めております。

## 会計監査の状況

### イ．監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### ロ．継続監査期間

16年

### ハ．業務を執行した公認会計士

堀川 紀之

久保 暢子

永里 剛

### ニ．監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務にかかる補助者は、公認会計士7名、その他9名であります。

### ホ．監査法人の選定方針と理由

監査等委員会は、会計監査人の独立性や信頼性その他職務の実施に関する状況等を、監査等委員会が策定した「会計監査人の評価及び選定等基準」に基づき総合的に勘案し、その必要があると判断した場合、また、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、解任又は不再任に関する株主総会への提出議案の内容を決定する方針としております。

監査等委員会は、会計監査人の再任の適否について、取締役、当社及び当社グループ内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、毎期検討しております。監査等委員会は、会計監査人の再任の適否の判断に当たって、上記の検討を踏まえ、会計監査人の職務遂行状況（従前の事業年度における職務遂行状況を含む。）、監査体制、独立性及び専門性などが適切であるかどうかについて、更には監査品質等については銀行子会社の監査等委員会とも協議を行い、確認しております。監査等委員会は、現任の会計監査人の再任が不適当と判断した場合は、速やかに新たな会計監査人候補者の検討を行うこととしております。新たな会計監査人候補者の検討に際しては、会計監査人の独立性や過去の業務実績等について慎重に検討するとともに、監査計画や監査体制、監査報酬水準等を検証し、会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確認いたします。

監査等委員会は、上記の確認の結果や方針を踏まえて、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定することとしております。

### ヘ．監査等委員会による監査法人の評価

監査等委員会は、会計監査人の選解任等の議案決定権を行使するに際して、「会計監査人の評価及び選定等基準」に則り、独立性、監査品質、実効性、信頼性等の観点から検討を行い、現任の会計監査人の監査活動の適切性・妥当性を評価しております。この評価には、銀行子会社の監査等委員も加わり、グループとしての統一評価としております。

監査等委員会は、期中の会計監査人との連携、銀行子会社の監査等委員会との意見交換、関係部署からの聞き取り等を通じた評価を継続的に行った結果、現任の会計監査人の職務執行は適切に行われていることから、第14期事業年度においても再任することが適当であると判断し、会計監査人の再任決議を行いました。

なお、内部監査、監査等委員会監査及び会計監査の相互連携並びにこれらの監査と内部統制部門との関係につきましては、「(2)役員の状況 社外取締役による監督又は監査と内部監査、監査等委員会監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係」に記載のとおりであります。

監査報酬の内容等

イ．監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	12	4	12	-
連結子会社	95	-	96	-
計	107	4	108	-

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、収益認識に関する会計基準の適用支援業務であります。

ロ．監査公認会計士等と同一のネットワーク（EYのメンバーファーム）に対する報酬（イ．を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	-	0	-	0
連結子会社	-	-	-	3
計	-	0	-	3

前連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、FATCAに関する支援業務であります。

当連結会計年度の当社における非監査業務の内容は、FATCAに関する支援業務であり、連結子会社における非監査業務の内容は、消費税申告に関する支援業務であります。

ハ．その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

ニ．監査報酬の決定方針

会計監査人に対する報酬の額の決定に関する方針は、取締役会が監査等委員会の同意を得て決定することとしております。

ホ．監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査方法及び監査内容などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。



(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．役員報酬制度並びにその決定方針及び手続き

当社は、令和3年2月16日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会決議に際しては、あらかじめ決議する内容についてコーポレートガバナンス委員会にて審議し、その妥当性等について確認しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

(1) 基本方針

取締役の報酬等は、トモニホールディングスグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けたインセンティブとして機能することを主眼に置いた報酬体系とし、各人別の報酬等の決定に際しては、会社の営業成績、役位ごとの職責、各々の業務執行状況等を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬等は、基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成し、非業務執行取締役の報酬等は、その職責等を踏まえ、基本報酬のみにより構成する。

(2) 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

基本報酬は、毎月支給する固定金銭報酬とし、各役位における報酬額は、職責、業務執行の有無、従業員給与の水準等を総合的に勘案して、各役位別に決定する。

(3) 業績連動報酬等（金銭報酬）の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、各事業年度における業務執行に対する対価として、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する業績連動金銭報酬とし、各役位別の基本報酬に会社の営業成績（経営計画において目標とする収益性に関する経営指標の各事業年度の目標達成度合い）等を勘案して決定した支給倍率を乗じて算出した額に基づき、各々の業務執行状況及び営業成績への貢献度等に応じて、各人別に決定する。

(4) 株式報酬（非金銭報酬）の内容及び数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

株式報酬は、中長期的な企業価値向上へのインセンティブ効果や株主重視の経営意識を高めることを目的として、在任期間中の事業年度ごと、一定の時期に一定の権利行使期間を設定して付与し、退任時にあらかじめ設定した権利行使価格（1円）でトモニホールディングス(株)の株式が取得できる株式報酬型ストック・オプションとし、各役位別に定めた基準額及びブラック・ショールズ・モデルにより算定した株式の公正価値に基づき、付与する新株予約権の個数を各人別に決定する。

(5) 基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役の報酬等の構成割合は、同規模・同業種の会社の水準を参考として、上位役位ほど株式報酬の割合が高まる構成となるよう決定する。

(6) 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の報酬等は、株主総会で決議された額の範囲内において、社長（CEO）が各人別の報酬案を策定し、監査等委員会の意見を踏まえた上で、取締役会が決定する。なお、決定に当たっては、コーポレートガバナンス委員会において、あらかじめそのプロセスの適切性について検証し、必要に応じて取締役会に対し提言等を行う。

監査等委員である取締役の報酬等については、実効性の高い経営監督機能の発揮を図るため、経営からの独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬とはせず、定額報酬とすることを基本方針としております。

ロ．取締役の報酬等についての株主総会の決議の内容

取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額2億5,000万円以内（うち社外取締役分は年額5,000万円以内。なお、役員賞与を含み、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、この限度額とは別枠で、同総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対する株式報酬型ストック・オプションの割当限度額を年額7,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く）の員数は、8名（うち社外取締役1名）であります。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、平成27年6月26日開催の第5期定時株主総会において年額5,000万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、4名であります。

ハ．当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役及び委員会等の活動内容

当事業年度における当社の役員の報酬等の額の決定過程における取締役会、監査等委員会及びコーポレートガバナンス委員会の活動内容は、次のとおりであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の基本報酬（月額）の決定に当たっては、社長（CEO）が策定した報酬案について、令和4年6月14日開催の経営会議において協議を行うとともに、同年6月20日開催の監査等委員会における協議に基づくその適切性等に関する意見を踏まえて、同年6月28日開催の取締役会において審議し、各人別の基本報酬（月額）を決定しております。なお、同年6月7日開催のコーポレートガバナンス委員会において、各人別の基本報酬（月額）の決定に当たっての考え方及び適切性の検証について審議を行いました。また、監査等委員である取締役の基本報酬（月額）の決定に当たっては、常勤監査等委員が策定した報酬案について、同年6月28日開催の監査等委員会において協議し、各人別の基本報酬（月額）を決定するとともに、同日開催の取締役会において、常勤監査等委員がその決定内容について報告しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役員賞与の決定に当たっては、社長（CEO）が策定した報酬案について、令和5年6月13日開催の経営会議において協議した後、同年6月19日開催の監査等委員会における協議に基づくその適切性等に関する意見を踏まえて、同年6月20日開催の取締役会において審議し、各人別の役員賞与を決定しております。なお、同年3月23日及び6月6日開催のコーポレートガバナンス委員会において、役員賞与の決定に当たっての考え方及びプロセスの適切性の検証について審議を行いました。

取締役（業務執行に当たらない取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の株式報酬型ストック・オプションの決定に当たっては、令和4年6月28日開催の取締役会において第12回株式報酬型新株予約権の発行について決定した後、当社及び銀行子会社の取締役に対して当該新株予約権を引き受ける者の募集を行った上で、その募集結果を踏まえて、同年7月20日開催の取締役会において当該新株予約権の割当先及び個数について決定しております。また、同取締役会において、取締役に対する株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額について、同年6月20日開催の監査等委員会における協議に基づくその適切性等に関する意見を踏まえて審議し、各人別の株式報酬型ストック・オプションとしての報酬額を決定しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数  
 当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

役員区分	員数	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額		
			固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等
取締役（監査等委員及び社外取締役を除く）	7	144	96	21	27
監査等委員（社外取締役を除く）	1	15	15	-	-
社外役員	4	18	18	-	-

（注）1．業績連動報酬等に係る業績指標は「親会社株主に帰属する当期純利益（連結）」及び「本業利益（銀行子会社単体合算）」であり、各々の実績は14,168百万円（年度当初の計画10,650百万円に対して達成度合い133.0%）及び16,378百万円（年度当初の計画10,800百万円に対して達成度合い151.6%）であります。当該指標を選択した理由は、業績連動報酬等が各事業年度における業務執行に対する対価として支給するため、経営計画において目標とする収益指標である当該指標が各事業年度の会社の営業成績として定量的に測定することができる指標であるからであります。

2．非金銭報酬等の内容は、株式報酬型ストック・オプションであります。

使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの  
 該当事項はありません。

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等  
 連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、子会社の経営管理を主たる業務とし、保有する株式は関係会社株式のみであり、投資株式は保有していません。

当社グループにおいては、取引先企業等との取引や連携関係の維持・拡大等を通じて、地域経済の発展並びに政策保有先及び当社グループの企業価値の向上に資するなどを目的とした株式を政策保有株式とし、それ以外の純投資目的の投資株式とは区分して管理しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ．保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

(保有方針及び保有の合理性を検証する方法)

当社グループは、政策保有株式の縮減に関する方針・考え方や資本コスト対比の具体的な精査に基づく検証について定めておりませんが、政策保有に関する基本方針については、以下のとおりであります。

(1) 当社グループは、上場株式の政策保有について、次の基本方針に基づき保有する。

地域金融グループとして、取引先企業等との取引や連携関係の維持・拡大等を通じて、地域経済の発展並びに政策保有先及び当社グループの企業価値の向上に資するなど、その保有意義が認められる場合に限定的に保有する。

政策保有株式については、個別銘柄ごとに、中長期的な視点からリスク・リターンを踏まえた経済合理性や政策保有先の財務・業績内容等を勘案した将来の見通し等について、銀行子会社から定期的に報告を求め、当社が取締役会においてその報告等を踏まえて保有意義の妥当性を検証し、継続保有の可否を判断する。

その保有意義が乏しいと判断される銘柄については、銀行子会社が政策保有先との対話を通じて縮減を進める。

(2) 当社グループは、当社株式を政策保有株式として保有している会社（以下「政策保有株主」という。）から保有する当社株式の売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆するなど売却等を妨げることは行わない。

(3) 当社グループは、政策保有株主と取引を行う場合、取引の経済合理性を十分に検証しないまま取引を継続するなど、会社や株主共同の利益を害するような取引は行わない。

(個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容)

前事業年度末における政策保有上場株式30銘柄のうち、香川銀行が保有する1銘柄について令和4年6月21日開催の取締役会において一部売却することとし、香川銀行が保有する1銘柄について同年9月6日開催の取締役会において純投資目的の株式に振替えることとした後、残り29銘柄について、同年9月22日開催の取締役会において銀行子会社の取締役会による検討結果を踏まえて保有意義の妥当性を検証し、継続保有の可否判断を行った結果、香川銀行が保有する2銘柄について純投資目的の株式に振替えることとし、27銘柄について保有意義の妥当性ありとして継続保有とすることといたしました。その後、香川銀行が保有する2銘柄について令和5年2月21日及び3月23日開催の取締役会において純投資目的の株式に振替えることとしました。その結果、当事業年度末における政策保有上場株式は、25銘柄となっております。

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が最も大きい会社は、前連結会計年度は徳島大正銀行、当連結会計年度は香川銀行であります。

また、当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額が次に大きい会社は、前連結会計年度は香川銀行、当連結会計年度は徳島大正銀行であります。

(徳島大正銀行)

イ. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	15	3,120
非上場株式	65	5,794

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	9	687	株式会社脱炭素化支援機構の他、当社グループの取引先8社について、同社との取引関係の維持・強化を図ることにより地域経済への貢献を図るため

(注) 株式分割等により株式数が増加した銘柄は、含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	-	-
非上場株式	1	6

ロ. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報

(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
ニホンフラッシュ株式会社	1,144,000	1,144,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注2)	有
	1,117	1,127		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	911,546	911,546	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた金融サービスの向上 (定量的な保有効果)(注2)	有
	772	693		
サムティ株式会社	80,550	80,550	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注2)	有
	177	177		
森下仁丹株式会社	88,000	88,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注2)	有
	176	165		
オリックス株式会社	69,440	69,440	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた金融サービスの向上 (定量的な保有効果)(注2)	有
	151	169		
阿波製紙株式会社	200,000	200,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注2)	有
	139	68		
株式会社四国銀行	133,800	133,800	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注2)	有
	116	99		

銘柄	当事業年度		前事業年度		保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
住友不動産株式会社	36,000	36,000	107	122	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた金融サービスの向上 (定量的な保有効果)(注2)	無
株式会社栃木銀行	326,000	326,000	89	72	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた基幹システムの安定稼働 (定量的な保有効果)(注2)	有
株式会社フジ	50,000	50,000	86	115	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注2)	有
株式会社北日本銀行	38,300	38,300	75	60	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた基幹システムの安定稼働 (定量的な保有効果)(注2)	有
株式会社日本エスコ	66,000	66,000	57	53	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注2)	有
株式会社デンキョーグループホールディングス	37,000	37,000	44	50	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注2)	有
株式会社くろがね工務所	10,000	10,000	5	5	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注2)	有
株式会社ビケンテクノ	3,900	3,900	3	3	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注2)	有

(注) 1. 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分を勘案し記載しております。

2. 当社は、特定投資株式の保有の合理性について、個別銘柄ごとの保有意義の妥当性を検証した上で、配当利回りに基づく経済合理性、取引状況等を総合的に勘案して、特定投資株式の保有の合理性を判断していることから、特定投資株式における定量的な保有効果は記載しておりません。

## (みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
三井物産株式会社	41,400	41,400	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	無
	170	137		
伊藤忠商事株式会社	39,400	39,400	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	無
	169	163		
株式会社三菱UFJ フィナンシャル・グループ	186,000	186,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	有
	157	141		
住友商事株式会社	48,800	48,800	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	無
	114	103		
トヨタ自動車株式会社	49,000	49,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	無
	92	108		
株式会社日立製作所	12,500	12,500	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	有
	90	77		
株式会社三井住友 フィナンシャルグループ	15,600	15,600	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	有
	82	60		
株式会社ブリヂストン	14,600	14,600	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	無
	78	69		
日本電信電話株式会社	16,000	16,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	無
	63	56		
株式会社小松製作所	19,000	19,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	無
	62	55		
野村ホールディングス株式会社	114,300	114,300	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	有
	58	58		
株式会社大和証券グループ本社	85,000	85,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	有
	52	58		
京セラ株式会社	6,800	6,800	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	無
	46	46		
武田薬品工業株式会社	10,000	10,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	無
	43	34		
中国電力株式会社	39,600	39,600	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	無
	26	33		

(注)1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

2. 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分を勘案し記載しております。

3. 当社は、みなし保有株式における定量的な保有効果の検証は行っておりません。

八．保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	25	5,042	93	16,739
非上場株式	-	-	-	-

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	625	1,990	1,118
非上場株式	-	-	-

ニ．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの  
該当事項はありません。

ホ．当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの  
該当事項はありません。

(香川銀行)

イ．銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	10	10,869
非上場株式	38	1,365

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
上場株式	-	-	-
非上場株式	2	550	株式会社脱炭素化支援機構の他、当社グループ の取引先1社について、同社との取引関係の維持・ 強化を図ることにより地域経済への貢献を 図るため

(注) 株式分割等により株式数が増加した銘柄は、含めておりません。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額(百万円)
上場株式	1	6
非上場株式	1	9



ロ．特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額に関する情報  
(特定投資株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本ハム株式会社	1,535,650	1,537,350	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	有
	5,889	6,380		
四国化成ホールディングス株式会社	2,500,629	2,500,629	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	有
	3,508	3,350		
株式会社日立製作所	126,959	126,959	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた基幹システムの安定稼働 (定量的な保有効果)(注3)	有
	920	782		
大倉工業株式会社	69,426	69,426	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	有
	141	126		
DCMホールディングス株式会社	109,200	109,200	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	有
	126	115		
穴吹興産株式会社	36,000	36,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	有
	82	80		
兼松エンジニアリング株式会社	50,700	50,700	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	有
	60	64		
セーラー広告株式会社	180,000	180,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	有
	53	46		
株式会社KG情報	130,800	130,800	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	無
	50	44		
日本興業株式会社	52,500	52,500	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	有
	37	36		
四国電力株式会社	-	1,439,499	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	無
	-	1,134		
株式会社いよぎんホールディングス	-	882,856	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	有
	-	529		
大王製紙株式会社	-	290,599	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	無
	-	460		
株式会社タダノ	-	258,000	(保有目的)取引関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	無
	-	265		
株式会社百十四銀行	-	110,000	(保有目的)経営戦略上の連携関係の維持・強化を通じた地域経済への貢献 (定量的な保有効果)(注3)	有
	-	182		

(注)1. 「-」は、当該銘柄を特定投資株式として保有していないことを示しております。

2. 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分を勘案し記載しております。

3. 当社は、特定投資株式の保有の合理性について、個別銘柄ごとの保有意義の妥当性を検証した上で、配当利回りに基づく経済合理性、取引状況等を総合的に勘案して、特定投資株式の保有の合理性を判断して

## (みなし保有株式)

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無 (注2)
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
野村ホールディングス株式会社	1,000,000	1,000,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	有
	526	527		
株式会社大和証券グループ本社	29,000	29,000	(保有目的)退職給付信託株式に係る議決権行使の指図 (定量的な保有効果)(注3)	有
	18	20		

(注) 1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算していません。

2. 当社の株式の保有の有無については、銘柄が持株会社の場合はその主要な子会社の保有分を勘案し記載しております。

3. 当社は、みなし保有株式における定量的な保有効果の検証は行っていません。

## 八. 保有目的が純投資目的である投資株式

区分	当事業年度		前事業年度	
	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
上場株式	47	5,708	55	3,745
非上場株式	1	100	1	100

区分	当事業年度		
	受取配当金の 合計額(百万円)	売却損益の 合計額(百万円)	評価損益の 合計額(百万円)
上場株式	137	127	1,479
非上場株式	2	-	-

二. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの該当事項はありません。

ホ. 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

銘柄	株式数(株)	貸借対照表計上額(百万円)
株式会社いよぎんホールディングス	882,856	663
株式会社タダノ	218,000	227
四国電力株式会社	1,439,499	1,083
大王製紙株式会社	290,599	300
株式会社百十四銀行	73,400	134

## 第5【経理の状況】

1. 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
2. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。
3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）の連結財務諸表及び事業年度（自令和4年4月1日 至令和5年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
4. 当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し連結財務諸表等の適正性を確保する体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構に加入し、企業会計基準委員会等の行う研修に参加しております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
<b>資産の部</b>		
現金預け金	4,537,955	4,371,140
商品有価証券	436	478
金銭の信託	1,327	1,108
有価証券	1,2,4,10 727,889	1,2,4,10 691,510
貸出金	2,3,4,5 3,229,950	2,3,4,5 3,395,321
外国為替	2,3 7,247	2,3 4,923
リース債権及びリース投資資産	10,023	10,545
その他資産	2,4 52,559	2,4 45,010
有形固定資産	7,8 35,967	7,8 35,743
建物	18,092	17,926
土地	6,15,766	6,15,692
リース資産	376	208
建設仮勘定	183	479
その他の有形固定資産	1,548	1,437
無形固定資産	1,369	1,114
ソフトウェア	1,240	963
その他の無形固定資産	129	151
退職給付に係る資産	5,860	6,358
繰延税金資産	163	3,463
支払承諾見返	2,7,309	2,7,108
貸倒引当金	22,003	22,466
資産の部合計	4,596,057	4,551,361
<b>負債の部</b>		
預金	3,948,642	4,018,219
譲渡性預金	113,501	128,635
コールマネー及び売渡手形	-	23,000
債券貸借取引受入担保金	-	4,8,656
借入金	4,9 243,775	4,9 80,822
外国為替	23	29
その他負債	33,771	35,810
賞与引当金	328	341
役員賞与引当金	106	98
退職給付に係る負債	148	148
睡眠預金払戻損失引当金	188	130
偶発損失引当金	137	128
債務保証損失引当金	213	-
繰延税金負債	1,372	67
再評価に係る繰延税金負債	6,808	6,808
支払承諾	7,309	7,108
負債の部合計	4,350,327	4,304,004

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
資本金	25,000	25,000
資本剰余金	25,972	25,890
利益剰余金	182,386	195,000
自己株式	1,142	595
株主資本合計	232,216	245,295
その他有価証券評価差額金	7,730	3,251
繰延ヘッジ損益	0	0
土地再評価差額金	6 1,406	6 1,423
退職給付に係る調整累計額	763	716
その他の包括利益累計額合計	9,900	1,111
新株予約権	1,215	1,005
非支配株主持分	2,398	2,167
純資産の部合計	245,730	247,356
負債及び純資産の部合計	4,596,057	4,551,361

## 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
経常収益	70,335	79,854
資金運用収益	48,023	56,086
貸出金利息	39,573	42,896
有価証券利息配当金	7,776	12,482
コールローン利息及び買入手形利息	0	8
預け金利息	657	681
その他の受入利息	17	34
役務取引等収益	10,453	11,186
その他業務収益	9,108	8,120
その他経常収益	2,750	4,460
償却債権取立益	637	397
その他の経常収益	2,112	4,063
経常費用	51,203	59,174
資金調達費用	1,148	1,269
預金利息	1,062	987
譲渡性預金利息	15	21
コールマネー利息及び売渡手形利息	4	27
債券貸借取引支払利息	-	221
借入金利息	68	52
その他の支払利息	6	14
役務取引等費用	4,019	4,006
その他業務費用	8,420	17,073
営業経費	1 34,041	1 32,951
その他経常費用	3,573	3,873
貸倒引当金繰入額	1,361	1,675
その他の経常費用	2 2,211	2 2,197
経常利益	19,132	20,679
特別利益	437	28
固定資産処分益	220	28
移転補償金	217	-
特別損失	805	337
固定資産処分損	416	287
減損損失	3 175	3 46
債務保証損失引当金繰入額	213	-
債務保証損失	-	3
税金等調整前当期純利益	18,764	20,371
法人税、住民税及び事業税	5,127	5,693
法人税等調整額	388	304
法人税等合計	5,515	5,997
当期純利益	13,248	14,374
非支配株主に帰属する当期純利益	186	205
親会社株主に帰属する当期純利益	13,062	14,168

## 【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
当期純利益	13,248	14,374
その他の包括利益	1 9,168	1 11,074
その他有価証券評価差額金	9,146	11,028
繰延ヘッジ損益	1	0
退職給付に係る調整額	20	47
包括利益	4,080	3,299
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,951	3,140
非支配株主に係る包括利益	128	159

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,808	170,751	1,515	220,043
会計方針の変更による累積的影響額			49		49
会計方針の変更を反映した当期首残高	25,000	25,808	170,701	1,515	219,994
当期変動額					
剰余金の配当			1,374		1,374
親会社株主に帰属する当期純利益			13,062		13,062
自己株式の取得				202	202
自己株式の処分		2		576	574
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		166			166
土地再評価差額金の取崩			3		3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	164	11,684	373	12,222
当期末残高	25,000	25,972	182,386	1,142	232,216

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	16,819	1	1,402	784	19,007	1,224	2,907	243,183
会計方針の変更による累積的影響額							48	98
会計方針の変更を反映した当期首残高	16,819	1	1,402	784	19,007	1,224	2,858	243,084
当期変動額								
剰余金の配当								1,374
親会社株主に帰属する当期純利益								13,062
自己株式の取得								202
自己株式の処分								574
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								166
土地再評価差額金の取崩								3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	9,089	1	3	20	9,107	8	460	9,576
当期変動額合計	9,089	1	3	20	9,107	8	460	2,645
当期末残高	7,730	0	1,406	763	9,900	1,215	2,398	245,730



当連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	25,000	25,972	182,386	1,142	232,216
当期変動額					
剰余金の配当			1,537		1,537
親会社株主に帰属する当期純利益			14,168		14,168
自己株式の取得				158	158
自己株式の処分		10		705	694
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		71			71
土地再評価差額金の取崩			16		16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	-	82	12,614	546	13,078
当期末残高	25,000	25,890	195,000	595	245,295

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	7,730	0	1,406	763	9,900	1,215	2,398	245,730
当期変動額								
剰余金の配当								1,537
親会社株主に帰属する当期純利益								14,168
自己株式の取得								158
自己株式の処分								694
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								71
土地再評価差額金の取崩								16
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	10,981	0	16	47	11,011	209	231	11,452
当期変動額合計	10,981	0	16	47	11,011	209	231	1,626
当期末残高	3,251	0	1,423	716	1,111	1,005	2,167	247,356

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	18,764	20,371
減価償却費	2,028	2,050
減損損失	175	46
貸倒引当金の増減( )	118	462
賞与引当金の増減額( は減少)	12	12
役員賞与引当金の増減額( は減少)	2	7
退職給付に係る資産の増減額( は増加)	376	398
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	6	0
睡眠預金払戻損失引当金の増減額( は減少)	81	58
偶発損失引当金の増減額( は減少)	9	8
債務保証損失引当金の増減額( は減少)	213	213
資金運用収益	48,023	56,086
資金調達費用	1,148	1,269
有価証券関係損益( )	842	327
金銭の信託の運用損益( は運用益)	40	42
為替差損益( は益)	11,729	13,230
固定資産処分損益( は益)	196	258
貸出金の純増( )減	146,242	165,370
預金の純増減( )	121,350	69,576
譲渡性預金の純増減( )	44,522	15,134
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減( )	41,557	162,352
預け金(日銀預け金を除く)の純増( )減	298	325
コールマネー等の純増減( )	23,000	23,000
債券貸借取引受入担保金の純増減( )	-	8,656
外国為替(資産)の純増( )減	739	2,323
外国為替(負債)の純増減( )	5	6
リース債権及びリース投資資産の純増( )減	363	522
資金運用による収入	48,237	56,001
資金調達による支出	1,298	1,314
その他	6,508	4,340
小計	52,232	195,358
法人税等の支払額	4,322	6,054
営業活動によるキャッシュ・フロー	47,910	201,412

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有価証券の取得による支出	239,965	178,337
有価証券の売却による収入	109,454	140,254
有価証券の償還による収入	101,607	77,227
金銭の信託の増加による支出	5,545	12,272
金銭の信託の減少による収入	8,029	12,445
有形固定資産の取得による支出	1,442	1,558
有形固定資産の売却による収入	735	101
無形固定資産の取得による支出	309	188
固定資産の除却による支出	-	194
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>27,436</b>	<b>37,476</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
劣後特約付借入金返済による支出	600	600
配当金の支払額	1,370	1,532
非支配株主への配当金の支払額	2	2
自己株式の取得による支出	202	158
自己株式の処分による収入	322	289
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得による支出	420	459
リース債務の返済による支出	101	100
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,375</b>	<b>2,564</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	9	11
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	18,108	166,489
現金及び現金同等物の期首残高	514,705	532,813
現金及び現金同等物の期末残高	1,532,813	1,366,324

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社 9社

株式会社徳島大正銀行  
株式会社香川銀行  
トモニシステムサービス株式会社  
株式会社徳銀ビジネスサービス  
香川ビジネスサービス株式会社  
トモニリース株式会社  
トモニカード株式会社  
株式会社徳銀キャピタル  
大正信用保証株式会社

(2) 非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連会社

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結子会社

地域とトモニ1号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結子会社は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(4) 持分法非適用の関連会社

該当ありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。

3月末日 9社

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

##### (2) 有価証券の評価基準及び評価方法

(イ) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

##### (3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

##### (4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：7年～50年

その他：3年～20年

無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、連結子会社で定める利用可能期間（10年以内）に基づいて償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

##### (5) 貸倒引当金の計上基準

銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は9,252百万円（前連結会計年度末は9,877百万円）であります。

その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

- (6) 賞与引当金の計上基準  
賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (7) 役員賞与引当金の計上基準  
役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
- (8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金の預金者からの将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績に基づき、必要額を計上しております。
- (9) 偶発損失引当金の計上基準  
偶発損失引当金は、信用保証協会における責任共有制度に基づく負担金等の支払いに備えるため、予め定めている償却・引当基準に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
- (10) 債務保証損失引当金の計上基準  
債務保証損失引当金は、従業員持株ESOP信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。
- (11) 退職給付に係る会計処理の方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。
- 過去勤務費用： その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により損益処理
- 数理計算上の差異： 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年又は10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理
- なお、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (12) 収益及び費用の計上基準  
ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。
- (13) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- (14) 重要なヘッジ会計の方法  
為替変動リスク・ヘッジ  
銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号 令和2年10月8日。以下「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。
- ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。
- (15) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲  
連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。
- (16) 関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続  
投資信託（ETF除く）の解約・償還に伴う差損益について、投資信託全体で益の場合は有価証券利息配当金に計上し、損の場合は国債等債券償還損に計上しております。当連結会計年度は、有価証券利息配当金に投資信託の解約・償還に伴う差益473百万円（前連結会計年度は407百万円）を計上しております。

(重要な会計上の見積り)

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結財務諸表に計上した額

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
貸倒引当金	22,003百万円	22,466百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項(5) 貸倒引当金の計上基準」に記載しております。

主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、新型コロナウイルス感染症及び資源価格高騰による各債務者の収益獲得能力に与える影響については、各債務者ごとに、その影響の度合いや収束時期が異なるものの、今後も一定程度は続くものと仮定しております。

翌連結会計年度に係る連結財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌連結会計年度に係る連結財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(会計方針の変更)

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-21項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる当連結財務諸表に与える影響はありません。

なお、「金融商品関係」注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前連結会計年度に係るものについては記載していません。

(未適用の会計基準等)

- ・「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「包括利益の表示に関する会計基準」(企業会計基準第25号 令和4年10月28日 企業会計基準委員会)
- ・「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

平成30年2月に企業会計基準第28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等(以下「企業会計基準第28号等」)が公表され、日本公認会計士協会における税効果会計に関する実務指針の企業会計基準委員会への移管が完了されましたが、その審議の過程で、次の2つの論点について、企業会計基準第28号等の公表後に改めて検討を行うこととされていたものが、審議され、公表されたものであります。

- ・ 税金費用の計上区分(その他の包括利益に対する課税)
- ・ グループ法人税制が適用される場合の子会社株式等(子会社株式又は関連会社株式)の売却に係る税効果

(2) 適用予定日

令和7年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、現在評価中であります。



(連結貸借対照表関係)

1. 非連結子会社の出資金の総額

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
出資金	367百万円	357百万円

2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに支払承諾見返の各勘定に計上されるものであります。

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
破綻更生債権及びこれらに準ずる債権額	11,114百万円	10,130百万円
危険債権額	38,307百万円	50,617百万円
三月以上延滞債権額	54百万円	80百万円
貸出条件緩和債権額	9,548百万円	5,422百万円
合計額	59,025百万円	66,250百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産再生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号 令和4年3月17日)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
	8,960百万円	8,705百万円

## 4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
担保に供している資産		
有価証券	269,602百万円	221,705百万円
貸出金	12,283百万円	10,948百万円
計	281,885百万円	232,654百万円
担保資産に対応する債務		
債券貸借取引受入担保金	-百万円	8,656百万円
借入金	237,200百万円	73,200百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金の代用として、次のものを差し入れております。

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
預け金	119百万円	119百万円
その他資産	31,851百万円	26,520百万円

また、その他資産には、保証金が含まれておりますが、その金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
保証金	756百万円	726百万円

## 5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
融資未実行残高	469,866百万円	510,383百万円
うち原契約期間が1年以内のもの (又は任意の時期に無条件で取消 可能なもの)	448,275百万円	486,101百万円

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、株式会社徳島大正銀行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税の課税価格で（自己所有の寮・社宅に係る土地については同政令第2条第3号固定資産税評価額に基づいて合理的な調整を行って）再評価しております。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
2,822百万円	2,822百万円	2,848百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
減価償却累計額	28,787百万円	29,487百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
圧縮記帳額 (当該連結会計年度の圧縮記帳額)	4,337百万円 ( - 百万円)	4,212百万円 ( - 百万円)

9. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金が含まれておりません。

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
劣後特約付借入金	1,200百万円	600百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
48,140百万円	48,140百万円	53,863百万円

## (連結損益計算書関係)

## 1. 営業経費には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
給与・手当	14,886百万円	14,707百万円

## 2. その他の経常費用には、次のものを含んでおります。

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
貸出金償却	897百万円	592百万円
株式等売却損	812百万円	1,192百万円
株式等償却	202百万円	5百万円

## 3. 減損損失

前連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

当連結会計年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額175百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地125百万円及び建物50百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用店舗	香川県内	84百万円
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	65百万円
稼働資産	営業用店舗	京都府内	13百万円
稼働資産	営業用店舗	東京都内	8百万円
稼働資産	営業用店舗	大阪府内	3百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店(または各グループ店)毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店(または各グループ店)を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及び連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定し、正味売却価額については「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

当連結会計年度(自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)

当連結会計年度において、継続的な地価の下落等により投資額の回収が見込めなくなった資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額46百万円を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、土地22百万円及び建物23百万円であります。

用途	種類	場所	減損損失
稼働資産	営業用店舗	香川県内	20百万円
稼働資産	営業用店舗	愛媛県内	17百万円
稼働資産	営業用店舗	徳島県内	4百万円
稼働資産	営業用店舗	大阪府内	4百万円

銀行業を営む連結子会社は、営業用店舗については、営業店(または各グループ店)毎に管理会計で継続的に収支を把握していることから各営業店(または各グループ店)を、また遊休資産については各資産を、それぞれグルーピングの単位としております。また、当社及び連結子会社は、各社をグルーピングの単位としております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定し、正味売却価額については「不動産鑑定評価基準」又は「売却予定額」に基づき評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

## 1 その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	12,063	16,258
組替調整額	1,045	340
税効果調整前	13,108	15,917
税効果額	3,961	4,889
その他有価証券評価差額金	9,146	11,028
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	2	3
組替調整額	1	3
税効果調整前	1	0
税効果額	0	0
繰延ヘッジ損益	1	0
退職給付に係る調整額		
当期発生額	158	99
組替調整額	188	166
税効果調整前	29	67
税効果額	9	20
退職給付に係る調整額	20	47
その他の包括利益合計	9,168	11,074

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位:千株)

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163,728	-	-	163,728	
合計	163,728	-	-	163,728	
自己株式					
普通株式	3,814	680	1,470	3,024	(注)
合計	3,814	680	1,470	3,024	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加680千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加679千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であり、減少1,470千株は新株予約権の権利行使による減少426千株及び従業員持株ESOP信託から従業員持株会への売却による減少1,044千株であります。

2. 従業員持株ESOP信託所有の自己株式は、当連結会計年度期首株式数に1,936千株及び当連結会計年度末株式数に891千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度			
				増加	減少		
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権		-			1,215	
合計			-			1,215	

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和3年6月29日 定時株主総会	普通株式	647	4.00	令和3年3月31日	令和3年6月30日
令和3年11月12日 取締役会	普通株式	727	4.50	令和3年9月30日	令和3年12月8日

(注) 令和3年6月29日の定時株主総会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株ESOP信託に対する配当金7百万円を含めております。また、令和3年11月12日の取締役会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株ESOP信託に対する配当金6百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
令和4年6月28日 定時株主総会	普通株式	727	利益剰余金	4.50円	令和4年3月31日	令和4年6月29日

(注) 令和4年6月28日の定時株主総会の決議に基づく配当金の総額には、従業員持株ESOP信託に対する配当金4百万円を含めております。

当連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

（単位：千株）

	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	163,728	-	-	163,728	
合計	163,728	-	-	163,728	
自己株式					
普通株式	3,024	511	1,865	1,671	(注)
合計	3,024	511	1,865	1,671	

(注) 1. 普通株式の自己株式の増加511千株は取締役会決議による自己株式の取得による増加511千株及び単元未満株式の買取りによる増加0千株であり、減少1,865千株は新株予約権の権利行使による減少973千株及び従業員持株ESOP信託から従業員持株会等への売却による減少891千株であります。

2. 従業員持株ESOP信託所有の自己株式は、当連結会計年度期首株式数に891千株含まれております。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権 の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数（株）			当連結会計 年度末残高 （百万円）	摘要	
			当連結会計 年度期首	当連結会計年度				当連結会 計年度末
				増加	減少			
当社	ストック・ オプション としての新 株予約権		-			1,005		
合計			-			1,005		

3. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和4年6月28日 定時株主総会	普通株式	727	4.50	令和4年3月31日	令和4年6月29日
令和4年11月11日 取締役会	普通株式	810	5.00	令和4年9月30日	令和4年12月8日

(注) 令和4年6月28日の定時株主総会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株ESOP信託に対する配当金4百万円を含めております。また、令和4年11月11日の取締役会の決議に基づく「配当金の総額」には、従業員持株ESOP信託に対する配当金1百万円を含めております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	配当の原資	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
令和5年6月27日 定時株主総会	普通株式	810	利益剰余金	5.00	令和5年3月31日	令和5年6月28日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

## 1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
現金預け金勘定	537,955百万円	371,140百万円
日本銀行への預け金以外の預け金	5,141百万円	4,816百万円
現金及び現金同等物	532,813百万円	366,324百万円

(リース取引関係)

(借手側)

## 1. ファイナンス・リース取引

## (1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

リース資産の内容

(ア) 有形固定資産

事務機器、ATM及び車両であります。

リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項」の「(4) 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

## 2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
1年内	125	148
1年超	877	792
合計	1,002	940



(貸手側)

1. リース投資資産の内訳

(単位: 百万円)

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
リース料債権部分	10,856	11,448
見積残存価額部分	5	5
受取利息配当額( )	914	969
リース投資資産	9,948	10,484

2. リース債権及びリース投資資産に係るリース料債権部分の連結決算日後の回収予定額

前連結会計年度(令和4年3月31日)

(単位: 百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	27	3,329
1年超2年以内	19	2,680
2年超3年以内	18	2,036
3年超4年以内	12	1,414
4年超5年以内	1	739
5年超	0	656

当連結会計年度(令和5年3月31日)

(単位: 百万円)

	リース債権	リース投資資産
1年以内	22	3,449
1年超2年以内	21	2,763
2年超3年以内	14	2,141
3年超4年以内	4	1,470
4年超5年以内	0	914
5年超	-	707

## (金融商品関係)

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金、貸出金業務等の銀行業務を中心に各種金融サービスを提供しております。銀行業務を行うに当たっては、地域における持続的かつ安定的な金融仲介機能を発揮するため、必要な資金を地域の企業及び個人等から預金及び譲渡性預金により調達し、地域の企業及び個人等に対する貸出金により運用するとともに、一部は金融市場等で有価証券により運用しております。

当社グループが保有する貸出金、有価証券等の金融資産と預金等の金融負債は期間構造が異なるため、市場の金利変動に伴うリスクに晒されていることから、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行い、市場リスクを適切にコントロールして安定的な収益を確保できる運営に努めております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として貸出金及び有価証券であります。貸出金は、主に地域の中小企業者に対する事業性貸出及び個人に対する消費性ローンであり、貸出先の倒産や債務不履行等による信用リスクに晒されており、有価証券は、主に株式及び債券であり、発行体の信用リスク、金利及び市場価格の変動に伴う市場リスクに晒されております。

金融負債は、主として地域の企業及び個人等からの預金であり、当社グループの信用状況等の変化や予期せぬ経済環境等の変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、顧客の輸出入予約のヘッジ取引を目的とした為替予約取引、及び貸出金の金利リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であり、信用リスク及び市場リスクに晒されております。また、貸出金の信用リスクを削減するために、クレジット・デリバティブ取引を行っております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社グループは、信用リスクに関する諸規程・基準に基づき、営業推進部門から独立した与信管理部門において、適切な信用リスクの管理を行っております。また、信用リスクの管理の状況については、定期的開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、信用リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、信用リスク管理の高度化を図るため行内格付制度を導入し、案件審査や与信管理、与信ポートフォリオのモニタリング等に活用しております。与信ポートフォリオについては、業種集中度合いや大口集中度合い等のモニタリングを行い、集中リスクを排除したポートフォリオ構築を図っております。

有価証券の発行体の信用リスク及びデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、信用情報や取引状況を定期的に把握・管理しております。

## 市場リスクの管理

当社グループは、市場リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場リスクの管理の状況については、定期的開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、市場リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

有価証券運用部門では市場運用部門（フロント・オフィス）、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）及び事務管理部門（バック・オフィス）を明確に区分して相互牽制機能が発揮できる態勢とし、適切な市場リスクの管理を行っております。また、市場動向・損益状況については月次でグループリスク管理委員会等へ報告し、損失拡大時や市況変動の激しい時等については、随時にグループリスク管理委員会の開催を要請し、早急な対応を実施しております。

当社グループにおいて、市場リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「商品有価証券」、「金銭の信託」、「有価証券」、「貸出金」、「預金」、「譲渡性預金」、「借入金」及び「デリバティブ取引」であります。これらのうちの大部分を保有する株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行においては、市場リスクのVaRを算定しております。当社グループでは、算定したVaRがリスク限度枠の範囲内となるように適切にコントロールしながら収益確保に努めております。VaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間1年）を採用しております。令和4年3月31日現在における市場リスク量は20,062百万円（うち株式会社徳島大正銀行8,391百万円、株式会社香川銀行11,671百万円）であります。令和5年3月31日現在における市場リスク量は30,807百万円（うち株式会社徳島大正銀行12,841百万円、株式会社香川銀行17,966百万円）であります。なお、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

流動性リスクの管理

当社グループは、流動性リスク管理に関する諸規程・マニュアルに基づき、適切な流動性リスクの管理を行っております。また、流動性リスクの管理の状況については、定期的開催されるグループリスク管理委員会等において審議・報告される体制としております。さらに、流動性リスクの管理の状況については、監査部門による内部監査を実施しております。

また、資金繰り担当部門は、安定した資金繰り運用に努めるとともに、不測の事態に備え、流動性の高い資産を準備するなど日々状況を把握しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（（注1）参照）。また、現金預け金、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形、債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

前連結会計年度（令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	436	436	-
(2) 金銭の信託	1,327	1,327	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	27,199	27,256	57
その他有価証券	689,451	689,451	-
(4) 貸出金	3,229,950		
貸倒引当金（*1）	21,404		
	3,208,546	3,218,020	9,473
資産計	3,926,961	3,936,492	9,531
(1) 預金	3,948,642	3,949,035	392
(2) 譲渡性預金	113,501	113,506	5
(3) 借入金	243,775	243,790	15
負債計	4,305,919	4,306,332	413
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,160)	(6,160)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	(32)	(32)	-
デリバティブ取引計	(6,193)	(6,193)	-

（\*1） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*2） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

当連結会計年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 商品有価証券			
売買目的有価証券	478	478	-
(2) 金銭の信託	1,108	1,108	-
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	29,446	29,345	100
その他有価証券（*1）	649,726	649,726	-
(4) 貸出金	3,395,321		
貸倒引当金（*2）	21,932		
	3,373,388	3,372,047	1,340
資産計	4,054,147	4,052,706	1,441
(1) 預金	4,018,219	4,018,504	284
(2) 譲渡性預金	128,635	128,642	6
(3) 借入金	80,822	80,825	2
負債計	4,227,677	4,227,971	294
デリバティブ取引（*3）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(2,872)	(2,872)	-
ヘッジ会計が適用されているもの	23	23	-
デリバティブ取引計	(2,849)	(2,849)	-

（\*1） その他有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

（\*2） 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（\*3） デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

（注1） 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （令和4年3月31日）	当連結会計年度 （令和5年3月31日）
非上場株式（*1）（*2）	7,950	9,181
組合出資金（*3）	3,288	3,156

（\*1） 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（\*2） 前連結会計年度において、非上場株式について202百万円減損処理を行っております。  
当連結会計年度において、非上場株式について減損処理を行ったものではありません。

（\*3） 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額  
前連結会計年度(令和4年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	499,831	-	-	-	-	-
有価証券	59,394	108,762	143,093	97,998	179,558	46,683
満期保有目的の債券	4,443	10,201	12,341	212	-	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	4,443	10,201	12,341	212	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満 期があるもの	54,950	98,561	130,751	97,786	179,558	46,683
うち国債	7,200	9,100	-	-	19,800	36,000
地方債	9,627	19,291	60,993	53,539	24,876	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	32,042	27,424	29,928	11,008	8,910	-
その他	6,081	42,745	39,829	33,239	125,971	10,683
貸出金(*2)	643,209	521,387	387,355	277,480	337,847	763,555
合計	1,202,436	630,150	530,448	375,479	517,405	810,239

(\*1) 預け金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない156,098百万円、期間の定めのないもの243,016百万円は含めておりません。

当連結会計年度(令和5年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(*1)	337,327	-	-	-	-	-
有価証券	44,540	124,369	109,223	93,925	191,240	56,042
満期保有目的の債券	5,448	12,986	10,367	644	-	-
うち国債	-	-	-	-	-	-
地方債	-	-	-	-	-	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	5,448	12,986	10,367	644	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
その他有価証券のうち満 期があるもの	39,092	111,383	98,856	93,281	191,240	56,042
うち国債	9,100	-	-	3,000	16,800	49,000
地方債	9,889	48,546	47,061	43,837	10,796	-
短期社債	-	-	-	-	-	-
社債	15,010	19,771	17,698	13,116	200	-
その他	5,092	43,065	34,097	33,327	163,443	7,042
貸出金(*2)	666,747	536,258	386,307	294,318	366,710	816,744
合計	1,048,615	660,628	495,531	388,243	557,951	872,786

(\*1) 預け金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない167,554百万円、期間の定めのないもの260,679百万円は含めておりません。

(注3) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(令和4年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	3,697,008	223,334	27,784	277	237	-
譲渡性預金	113,501	-	-	-	-	-
借入金(*2)	239,455	3,015	1,305	-	-	-
合計	4,049,965	226,349	29,089	277	237	-

(\*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 借入金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

当連結会計年度(令和5年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*1)	3,799,859	196,917	20,994	198	248	-
譲渡性預金	128,635	-	-	-	-	-
コールマネー及び売渡手形	23,000	-	-	-	-	-
債券貸借取引受入担保金	8,656	-	-	-	-	-
借入金(*2)	11,230	3,246	66,345	-	-	-
合計	3,971,382	200,164	87,340	198	248	-

(\*1) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(\*2) 借入金のうち、期間の定めのないものについては、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,327	-	1,327
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	142	293	-	436
その他有価証券				
国債・地方債等	70,817	168,930	-	239,747
社債	-	88,040	21,187	109,228
株式	38,038	-	-	38,038
その他	55,277	124,899	-	180,176
デリバティブ取引				
通貨関連	-	2,083	-	2,083
資産計	164,276	385,574	21,187	571,038
デリバティブ取引				
金利関連	-	2	-	2
通貨関連	-	8,274	-	8,274
負債計	-	8,276	-	8,276

(\*1) 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」（令和2年3月6日内閣府令第9号）附則第5条第6項の経過措置を適用した投資信託等については、上記表には含めておりません。連結貸借対照表における当該投資信託等の金額は122,260百万円であります。

当連結会計年度（令和5年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	-	1,108	-	1,108
商品有価証券及び有価証券				
売買目的有価証券				
国債・地方債等	154	323	-	478
其他有価証券				
国債・地方債等	74,866	160,007	-	234,873
社債	-	40,849	24,661	65,511
株式	25,879	-	-	25,879
その他	52,902	265,018	-	317,921
デリバティブ取引				
通貨関連	-	1,147	-	1,147
資産計	153,802	468,455	24,661	646,919
デリバティブ取引				
金利関連	-	0	-	0
通貨関連	-	3,954	-	3,954
クレジット・デリバティブ	-	-	42	42
負債計	-	3,954	42	3,996

(\*1) 有価証券には、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日）第24-9項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託は含まれておりません。第24-9項の取扱いを適用した投資信託の連結貸借対照表計上額は5,540百万円であります。

(\*2) 第24-9項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却及び償還の純額	投資信託の基準価額を時価とみなすこととした額	投資信託の基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
	損益に計上	その他の包括利益に計上(*)					
2,790	-	110	2,639	5,540	-	5,540	-

(\*) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。



(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
 前連結会計年度(令和4年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	27,256	27,256
貸出金	-	-	3,218,020	3,218,020
資産計	-	-	3,245,277	3,245,277
預金	-	3,949,035	-	3,949,035
譲渡性預金	-	113,506	-	113,506
借入金	-	236,000	7,790	243,790
負債計	-	4,298,542	7,790	4,306,332

当連結会計年度(令和5年3月31日)

区分	時価(百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	-	-	29,345	29,345
貸出金	-	-	3,372,047	3,372,047
資産計	-	-	3,401,393	3,401,393
預金	-	4,018,504	-	4,018,504
譲渡性預金	-	128,642	-	128,642
借入金	-	73,202	7,622	80,825
負債計	-	4,220,349	7,622	4,227,971

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 資産

### 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は日本証券業協会が公表する価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については「(金銭の信託関係)」に記載しております。

### 商品有価証券及び有価証券

商品有価証券及び有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの現在価値技法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、信用スプレッド、倒産確率、倒産時の損失率等が含まれます。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

私募債については、元利金の合計額を、信用リスク等のリスク要因を織り込んだ割引率で割り引いて時価を算定しており、当該割引率が観察不能であることからレベル3の時価に分類しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

### 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるもののうち、一般貸出については、その将来キャッシュ・フローをスワップ金利等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値を算定しております。個人ローン(住宅ローン及び消費者ローン)については、その将来キャッシュ・フローを、同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

## 負債

### 預金及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

### 借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。時価に対して観察できないインプットによる影響額が重要な場合はレベル3の時価、そうでない場合はレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）、通貨関連取引（為替予約等）及びクレジット・デリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ）であり、取引金融機関から提示された価格や、取引の種類や満期までの期間に応じて現在価値技法により算定しております。

それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利、為替レート、ボラティリティ、倒産確率等であります。時価に対して観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル2の時価に分類しており、金利関連取引（金利スワップ）及び通貨関連取引（為替予約等）が含まれます。重要な観察できないインプットを用いている場合はレベル3の時価に分類しており、クレジット・デリバティブ取引（クレジット・デフォルト・スワップ）が含まれます。

（注2）時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル3の時価に関する情報

（1）重要な観察できないインプットに関する定量的情報

前連結会計年度（令和4年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%～0.57%	0.06%

当連結会計年度（令和5年3月31日）

区分	評価技法	重要な観察できないインプット	インプットの範囲	インプットの加重平均
有価証券 その他有価証券 私募債	現在価値技法	信用スプレッド	0.00%～0.84%	0.06%
デリバティブ取引 クレジット・ デリバティブ	現在価値技法	倒産確率	0.00%	0.00%

（2）期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益

前連結会計年度（令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益
		損益に計上	その他の包括利益に計上（*）					
有価証券 その他有価証券 私募債	20,171	-	8	1,024	-	-	21,187	-

（\*） 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

当連結会計年度（令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	期首残高	当期の損益又はその他の包括利益		購入、売却、発行及び決済の純額	レベル3の時価への振替	レベル3の時価からの振替	期末残高	当期の損益に計上した額のうち連結貸借対照表日において保有する金融資産及び金融負債の評価損益（*1）
		損益に計上（*1）	その他の包括利益に計上（*2）					
有価証券 その他有価証券 私募債	21,187	-	1	3,475	-	-	24,661	-
デリバティブ取引 クレジット・デリバティブ	-	42	-	-	-	-	42	42

（\*1） 連結損益計算書の「その他業務費用」に含まれております。

（\*2） 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

## (3) 時価の評価のプロセスの説明

当社グループは、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）において時価の算定に関する方針及び手続きを定めており、これに沿って事務管理部門（バック・オフィス）が時価を算定しております。算定された時価は、市場リスク管理部門（ミドル・オフィス）等において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果はリスク管理統括部署に報告され、時価の算定方針及び手続きに関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

## (4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

クレジット・デリバティブの時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、倒産確率であります。倒産確率の著しい増加（減少）は、単独では、時価の著しい上昇（低下）を生じさせることとなります。

## (有価証券関係)

1. 連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」を含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、財務諸表における注記事項として記載しております。

## 1. 売買目的有価証券

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
連結会計年度の損益に含まれた評価差額	3百万円	5百万円

## 2. 満期保有目的の債券

前連結会計年度(令和4年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	18,489	18,674	185
	その他	-	-	-
	小計	18,489	18,674	185
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	8,709	8,582	127
	その他	-	-	-
	小計	8,709	8,582	127
合計		27,199	27,256	57

当連結会計年度(令和5年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	15,511	15,623	112
	その他	-	-	-
	小計	15,511	15,623	112
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	短期社債	-	-	-
	社債	13,934	13,722	212
	その他	-	-	-
	小計	13,934	13,722	212
合計		29,446	29,345	100

## 3. その他有価証券

前連結会計年度(令和4年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	29,285	18,081	11,204
	債券	67,212	66,626	585
	国債	16,443	16,274	168
	地方債	10,856	10,813	43
	短期社債	-	-	-
	社債	39,912	39,538	373
	その他	121,964	111,279	10,684
	小計	218,462	195,988	22,474
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	8,752	9,638	885
	債券	281,763	284,191	2,427
	国債	54,374	55,782	1,408
	地方債	158,073	158,711	638
	短期社債	-	-	-
	社債	69,316	69,697	381
	その他	180,958	188,757	7,798
	小計	471,475	482,587	11,112
合計	689,937	678,575	11,362	

当連結会計年度(令和5年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	22,969	13,726	9,242
	債券	54,383	53,680	702
	国債	18,798	18,387	410
	地方債	6,662	6,641	21
	短期社債	-	-	-
	社債	28,922	28,652	270
	その他	94,370	89,330	5,040
	小計	171,723	156,737	14,985
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,910	3,227	317
	債券	246,001	250,677	4,675
	国債	56,067	59,227	3,159
	地方債	153,345	154,417	1,072
	短期社債	-	-	-
	社債	36,588	37,031	443
	その他	229,607	244,256	14,648
	小計	478,519	498,160	19,641
合計	650,242	654,898	4,655	

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券

前連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

前連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	12,680	1,342	756
債券	26,165	84	224
国債	16,145	67	209
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	10,020	17	14
その他	71,599	2,164	1,949
合計	110,445	3,591	2,930

当連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	22,191	2,821	764
債券	37,248	55	369
国債	13,772	48	227
地方債	-	-	-
短期社債	-	-	-
社債	23,476	6	141
その他	78,748	1,484	3,621
合計	138,188	4,360	4,754

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当該連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

前連結会計年度において減損処理額は、0百万円（うち株式0百万円、その他-百万円）であります。

当連結会計年度における減損処理額は、5百万円（うち株式5百万円、その他-百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、連結会計年度末の時価が取得原価に比べて50%以上下落している場合は著しい下落であると判断し、30%以上50%未満下落している場合は発行会社の財務内容及び過去の一定期間における時価の推移等を勘案し判断しております。

( 金銭の信託関係 )

1 . 運用目的の金銭の信託

前連結会計年度 ( 令和 4 年 3 月 31 日 )

	連結貸借対照表計上額 ( 百万円 )	連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 ( 百万円 )
運用目的の金銭の信託	1,327	-

当連結会計年度 ( 令和 5 年 3 月 31 日 )

	連結貸借対照表計上額 ( 百万円 )	連結会計年度の損益に含まれた 評価差額 ( 百万円 )
運用目的の金銭の信託	1,108	-

2 . 満期保有目的の金銭の信託

前連結会計年度 ( 令和 4 年 3 月 31 日 )

該当ありません。

当連結会計年度 ( 令和 5 年 3 月 31 日 )

該当ありません。

3 . その他の金銭の信託 ( 運用目的及び満期保有目的以外 )

前連結会計年度 ( 令和 4 年 3 月 31 日 )

該当ありません。

当連結会計年度 ( 令和 5 年 3 月 31 日 )

該当ありません。



(その他有価証券評価差額金)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(令和4年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	11,385
その他有価証券	11,385
その他の金銭の信託	-
( )繰延税金負債	3,430
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	7,954
( )非支配株主持分相当額	224
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	7,730

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額23百万円(益)を含めております。

当連結会計年度(令和5年3月31日)

	金額(百万円)
評価差額	4,532
その他有価証券	4,532
その他の金銭の信託	-
(+)繰延税金資産	1,458
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	3,073
( )非支配株主持分相当額	178
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評価差額金のうち親会社持分相当額	-
その他有価証券評価差額金	3,251

(注) 評価差額には、組合等の構成資産であるその他有価証券に係る評価差額123百万円(益)を含めております。

(デリバティブ取引関係)

## 1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

## (1) 金利関連取引

前連結会計年度(令和4年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	581	81	2	2
合計				2	2

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(令和5年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	金利スワップ 受取変動・支払固定	73	73	0	0
合計				0	0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

## (2) 通貨関連取引

前連結会計年度(令和4年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建	224,374	136	7,911	7,911
	買建	33,982	268	1,752	1,752
合計				6,158	6,158

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

当連結会計年度(令和5年3月31日)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	為替予約 売建	267,323	-	2,924	2,924
	買建	14,780	-	93	93
合計				2,830	2,830

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度（令和4年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（令和5年3月31日）

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度（令和4年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（令和5年3月31日）

該当ありません。

(5) 商品関連取引

前連結会計年度（令和4年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（令和5年3月31日）

該当ありません。

(6) クレジット・デリバティブ取引

前連結会計年度（令和4年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（令和5年3月31日）

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジット・デフォルト・スワップ				
	売建	-	-	-	-
	買建	1,992	1,992	42	42
	合計			42	42

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引

前連結会計年度（令和4年3月31日）

該当ありません。

当連結会計年度（令和5年3月31日）

該当ありません。

(2) 通貨関連取引

前連結会計年度(令和4年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	431	-	32
合計					32

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

当連結会計年度(令和5年3月31日)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	資金関連スワップ	外貨建の貸出金	451	-	23
合計					23

(注) 主として業種別委員会実務指針第25号に基づき、繰延ヘッジによっております。

(3) 株式関連取引

前連結会計年度(令和4年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(令和5年3月31日)

該当ありません。

(4) 債券関連取引

前連結会計年度(令和4年3月31日)

該当ありません。

当連結会計年度(令和5年3月31日)

該当ありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

徳島大正銀行及び香川銀行は、確定給付型の制度（企業年金基金制度）と確定拠出年金制度を併設し、これについては退職給付信託を設定しております。この他、徳島大正銀行は、確定給付型の制度として退職一時金制度を採用しております。

また、一部の連結子会社は、確定給付型の退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
退職給付債務の期首残高	12,404	12,290
勤務費用	451	453
利息費用	95	102
数理計算上の差異の発生額	57	312
退職給付の支払額	718	573
過去勤務費用の発生額	-	-
その他	-	-
退職給付債務の期末残高	12,290	11,959

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
年金資産の期首残高	17,575	18,002
期待運用収益	162	197
数理計算上の差異の発生額	215	213
事業主からの拠出額	749	743
退職給付の支払額	700	560
その他	-	-
年金資産の期末残高	18,002	18,169

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	12,277	11,945
年金資産	18,002	18,169
	5,725	6,224
非積立型制度の退職給付債務	13	14
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,712	6,210
退職給付に係る負債	148	148
退職給付に係る資産	5,860	6,358
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,712	6,210

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
勤務費用	451	453
利息費用	95	102
期待運用収益	162	197
過去勤務費用の費用処理額	56	56
数理計算上の差異の費用処理額	244	223
その他	-	-
確定給付制度に係る退職給付費用	196	191

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
過去勤務費用	56	56
数理計算上の差異	86	124
その他	-	-
合計	29	67

## (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

(百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
未認識過去勤務費用	170	113
未認識数理計算上の差異	1,268	1,144
その他	-	-
合計	1,098	1,030

## (7) 年金資産に関する事項

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
債券	44%	40%
株式	31%	31%
現金及び預金	2%	4%
一般勘定	5%	5%
その他	16%	18%
合計	100%	100%

(注) 年金資産合計には、企業年金制度に対して設定した退職給付信託が前連結会計年度は14%、当連結会計年度は14%含まれております。

## 長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

区分	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
割引率	0.8%～0.9%	0.8%～1.3%
長期期待運用収益率	0.9%～1.0%	1.1%～1.2%
予想昇給率	3.0%～5.9%	2.8%～6.4%

## 3. 確定拠出制度

連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は前連結会計年度155百万円、当連結会計年度171百万円であります。

(ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
営業経費	160百万円	130百万円

## 2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

## (1) スtock・オプションの内容

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社、株式会社徳島銀行 及び株式会社香川銀行 の全取締役21名	当社、株式会社徳島銀行 及び株式会社香川銀行 の全取締役21名	当社、株式会社徳島銀行 及び株式会社香川銀行 の全取締役22名	当社、株式会社徳島銀行 及び株式会社香川銀行 の取締役22名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)	普通株式 546,000株	普通株式 550,400株	普通株式 513,400株	普通株式 378,000株
付与日	平成23年7月25日	平成24年7月23日	平成25年7月24日	平成26年7月24日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	同左	同左	同左
権利行使期間	平成23年7月26日から 平成53年7月25日まで	平成24年7月24日から 平成54年7月23日まで	平成25年7月25日から 平成55年7月24日まで	平成26年7月25日から 平成56年7月24日まで

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション	平成30年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社、株式会社徳島銀行 及び株式会社香川銀行 の取締役22名	当社、株式会社徳島銀行、 株式会社香川銀行 及び株式会社大正銀行 の取締役31名	当社、株式会社徳島銀行、 株式会社香川銀行 及び株式会社大正銀行 の取締役31名	当社、株式会社徳島銀行、 株式会社香川銀行 及び株式会社大正銀行 の取締役31名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)	普通株式 295,200株	普通株式 778,500株	普通株式 433,600株	普通株式 526,700株
付与日	平成27年7月23日	平成28年7月21日	平成29年7月20日	平成30年7月25日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	同左	同左	同左
権利行使期間	平成27年7月24日から 平成57年7月23日まで	平成28年7月22日から 平成58年7月21日まで	平成29年7月21日から 平成59年7月20日まで	平成30年7月26日から 平成60年7月25日まで

	平成31年 ストック・オプション	令和2年 ストック・オプション	令和3年 ストック・オプション	令和4年 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社、株式会社徳島銀行、 株式会社香川銀行 及び株式会社大正銀行 の取締役29名	当社、株式会社徳島大 正銀行及び株式会社香 川銀行の取締役30名	当社、株式会社徳島大 正銀行及び株式会社香 川銀行の取締役28名	当社、株式会社徳島大 正銀行及び株式会社香 川銀行の取締役24名
株式の種類別の ストック・オプションの数(注)	普通株式 656,800株	普通株式 683,100株	普通株式 589,000株	普通株式 477,600株
付与日	令和元年7月24日	令和2年7月22日	令和3年7月21日	令和4年7月21日
権利確定条件	権利確定条件は定めて いない	同左	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間は定めて いない	同左	同左	同左
権利行使期間	令和元年7月25日から 令和31年7月24日まで	令和2年7月27日から 令和32年7月26日まで	令和3年7月26日から 令和33年7月25日まで	令和4年7月22日から 令和34年7月21日まで

(注) 株式数に換算して記載しております。



## (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（令和5年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

## ストック・オプションの数

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	183,400	219,200	214,900	171,200
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	76,000	76,000	67,700	50,100
未確定残	107,400	143,200	147,200	121,100
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	76,000	76,000	67,700	50,100
権利行使	76,000	76,000	67,700	50,100
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション	平成30年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	131,000	406,400	266,400	351,200
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	37,700	132,600	82,300	97,900
未確定残	93,300	273,800	184,100	253,300
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	37,700	132,600	82,300	97,900
権利行使	37,700	132,600	82,300	97,900
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

	平成31年 ストック・オプション	令和2年 ストック・オプション	令和3年 ストック・オプション	令和4年 ストック・オプション
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	475,600	603,400	589,000	-
付与	-	-	-	477,600
失効	-	-	-	-
権利確定	128,200	128,900	96,500	-
未確定残	347,400	474,500	492,500	477,600
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	-	-	-	-
権利確定	128,200	128,900	96,500	-
権利行使	128,200	128,900	96,500	-
失効	-	-	-	-
未行使残	-	-	-	-

## 単価情報

	平成23年 ストック・オプション	平成24年 ストック・オプション	平成25年 ストック・オプション	平成26年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	311円	311円	311円	311円
付与日における公正な 評価単価	1株当たり 317円	1株当たり 270円	1株当たり 353円	1株当たり 385円

	平成27年 ストック・オプション	平成28年 ストック・オプション	平成29年 ストック・オプション	平成30年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	311円	311円	311円	311円
付与日における公正な 評価単価	1株当たり 530円	1株当たり 310円	1株当たり 489円	1株当たり 438円

	平成31年 ストック・オプション	令和2年 ストック・オプション	令和3年 ストック・オプション	令和4年 ストック・オプション
権利行使価格	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円	1株当たり 1円
行使時平均株価	311円	311円	311円	-円
付与日における公正な 評価単価	1株当たり 314円	1株当たり 302円	1株当たり 246円	1株当たり 263円

## 3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与された令和4年ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式  
(2) 主な基礎数値及び見積方法

	令和4年ストック・オプション
株価変動性                      (注1)	31.1%
予想残存期間                      (注2)	6.2年
予想配当                              (注3)	1株当たり 9円
無リスク利率                      (注4)	0.10%

(注) 1. 平成28年5月2日の週から令和4年7月11日の週末までの株価の実績に基づき、週次で算出しております。

2. 就任から退任までの平均的な期間、就任から発行日時点までの期間などから割り出した発行日時点での取締役の平均残存在任期間によって見積もっております。

3. 令和4年3月期の配当実績

4. 予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

## 4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金	60百万円	50百万円
貸倒引当金	6,030	6,310
減価償却費	944	935
未払事業税	228	221
その他有価証券評価差額金	-	1,956
有価証券評価損	667	324
退職給付に係る負債	37	40
連結会社間内部利益消去	33	26
その他	1,777	1,515
繰延税金資産小計	9,780	11,381
評価性引当額	4,990	4,797
繰延税金資産合計	4,790	6,584
<b>繰延税金負債</b>		
その他有価証券評価差額金	3,621	682
退職給付に係る資産	1,306	1,450
時価評価による簿価修正額	961	946
その他	109	108
繰延税金負債合計	5,999	3,188
繰延税金資産(負債)の純額	1,209百万円	3,396百万円

## 2. 連結財務諸表提出会社の法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ．当該資産除去債務の概要

当社グループの一部の建物に使用されている有害物質を除去する義務及び不動産賃貸契約に係る原状回復義務に関して資産除去債務を計上しております。

ロ．当該資産除去債務の金額の算定方法

有害物質を除去する義務については、将来の資産除去に係る費用全額を、資産除去債務の金額としております。不動産賃貸契約に係る原状回復義務については、使用見込期間を取得から1年～50年と見積り、割引率は0.13%～2.30%を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ．当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
期首残高	488百万円	314百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	4	21
時の経過による調整額	2	1
資産除去債務の履行による減少額	183	25
その他の増減額(は減少)	3	1
期末残高	314百万円	313百万円

## (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

区分	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
役務取引等収益	6,901	7,187
預金・貸出金業務	790	816
為替業務	1,602	1,479
証券関連業務	1,751	1,302
代理業務	403	905
保護預り・貸金庫業務	73	75
その他業務	2,278	2,608
顧客との契約から生じる経常収益	6,901	7,187
上記以外の経常収益	63,434	72,667

(注) 役務取引等収益は、主に銀行業から発生しております。

## (セグメント情報等)

## 【セグメント情報】

## 1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっております。

当社グループは、銀行業を中心とした金融サービス業務を提供しており、銀行業及びリース業を報告セグメントとしております。

## 2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

事業セグメントの利益は、経常利益としております。また、セグメント間の内部経常収益は、外部顧客に対する経常収益と同一の決定方法による取引価格に基づいた金額であります。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報  
前連結会計年度(自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	62,467	6,615	69,083	1,251	70,335	-	70,335
セグメント間の内部経常収益	213	111	324	3,352	3,677	3,677	-
計	62,681	6,727	69,408	4,604	74,013	3,677	70,335
セグメント利益	18,549	131	18,680	1,809	20,489	1,357	19,132
セグメント資産	4,580,611	17,199	4,597,810	103,611	4,701,422	105,365	4,596,057
セグメント負債	4,343,992	14,251	4,358,244	7,432	4,365,676	15,349	4,350,327
その他の項目							
減価償却費	1,974	26	2,000	46	2,046	18	2,028
資金運用収益	47,798	15	47,814	1,611	49,426	1,402	48,023
資金調達費用	1,121	86	1,207	26	1,234	85	1,148
特別利益	437	-	437	-	437	-	437
固定資産処分益	220	-	220	-	220	-	220
特別損失	591	-	591	214	806	1	805
減損損失	175	-	175	-	175	-	175
税金費用	5,379	13	5,365	163	5,528	13	5,515
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,749	30	1,779	145	1,924	72	1,852

(注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。

3. 調整額は、次のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額 1,357百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(2) セグメント資産の調整額 105,365百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(3) セグメント負債の調整額 15,349百万円は、セグメント間取引消去等であります。

(4) 減価償却費の調整額のうち20百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、39百万円はセグメント間取引消去であります。

(5) 資金運用収益の調整額 1,402百万円は、セグメント間取引消去であります。

(6) 資金調達費用の調整額 85百万円は、セグメント間取引消去であります。

(7) 特別損失の調整額 1百万円は、セグメント間取引消去であります。

(8) 税金費用の調整額 13百万円は、セグメント間取引消去であります。

(9) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 72百万円は、セグメント間取引消去であります。

4. セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
経常収益							
外部顧客に対する経常収益	71,757	6,694	78,451	1,403	79,854	-	79,854
セグメント間の内部経常収益	212	134	346	3,412	3,759	3,759	-
計	71,969	6,828	78,798	4,815	83,613	3,759	79,854
セグメント利益	19,994	152	20,146	1,910	22,057	1,378	20,679
セグメント資産	4,535,342	17,922	4,553,264	102,988	4,656,253	104,892	4,551,361
セグメント負債	4,297,181	14,843	4,312,025	6,363	4,318,389	14,384	4,304,004
その他の項目							
減価償却費	1,991	29	2,020	49	2,070	19	2,050
資金運用収益	55,820	17	55,837	1,731	57,568	1,482	56,086
資金調達費用	1,241	83	1,325	27	1,352	83	1,269
特別利益	28	-	28	-	28	-	28
固定資産処分益	28	-	28	-	28	-	28
特別損失	333	-	333	3	337	-	337
減損損失	46	-	46	-	46	-	46
税金費用	5,823	2	5,821	168	5,989	7	5,997
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,738	59	1,797	14	1,812	0	1,811

（注）1．一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。また、差異調整につきましては、経常収益と連結損益計算書の経常収益計上額との差異について記載しております。

2．「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、カード業及びベンチャーキャピタル業等が含まれております。

3．調整額は、次のとおりであります。

（1）セグメント利益の調整額 1,378百万円は、セグメント間取引消去等であります。

（2）セグメント資産の調整額 104,892百万円は、セグメント間取引消去等であります。

（3）セグメント負債の調整額 14,384百万円は、セグメント間取引消去等であります。

（4）減価償却費の調整額のうち22百万円は、連結上「有形固定資産」となるリース投資資産に係る減価償却費であり、41百万円はセグメント間取引消去であります。

（5）資金運用収益の調整額 1,482百万円は、セグメント間取引消去であります。

（6）資金調達費用の調整額 83百万円は、セグメント間取引消去であります。

（7）税金費用の調整額 7百万円は、セグメント間取引消去であります。

（8）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額 0百万円は、セグメント間取引消去であります。

4．セグメント利益は、連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	39,573	11,750	6,600	12,411	70,335

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

1. サービスごとの情報

（単位：百万円）

	貸出業務	有価証券 投資業務	リース業務	その他	合計
外部顧客に対する経常収益	42,896	16,913	6,677	13,367	79,854

（注） 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。



【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
減損損失	175	-	175	-	175	-	175

当連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸表計上額
	銀行業	リース業	計				
減損損失	46	-	46	-	46	-	46

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

該当事項はありません。

## 【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員 の近親者	橋本正司	-	当社取締役(監査等委員)橋本潤子の配偶者	(被所有)直接 0.0	銀行取引	資金貸付	-	貸出金	11
役員 の近親者	三木勝彦	-	当社常務取締役 関幹生の配偶者の弟	-	銀行取引	資金貸付	5	貸出金	11

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件等は一般取引先と同様であります。

当連結会計年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 連結財務諸表提出会社の連結子会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員 の近親者	橋本正司	-	当社取締役(監査等委員)橋本潤子の配偶者	(被所有)直接 0.0	銀行取引	資金貸付	-	貸出金	10

取引条件及び取引条件の決定方針等

取引条件等は一般取引先と同様であります。

( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1株当たり純資産額	1,506円59銭	1,506円76銭
1株当たり当期純利益	81円53銭	87円71銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	79円81銭	86円04銭

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (令和4年3月31日)	当連結会計年度 (令和5年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	245,730	247,356
純資産の部の合計額から控除する金額	百万円	3,613	3,173
うち新株予約権	百万円	1,215	1,005
うち非支配株主持分	百万円	2,398	2,167
普通株式に係る期末の純資産額	百万円	242,116	244,183
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数	千株	160,704	162,057

2. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	13,062	14,168
普通株主に帰属しない金額	百万円	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	百万円	13,062	14,168
普通株式の期中平均株式数	千株	160,215	161,528
潜在株式調整後1株当たり当期純利益			
親会社株主に帰属する当期純利益調整 額	百万円	-	-
普通株式増加数	千株	3,449	3,139
うち新株予約権	千株	3,449	3,139
希薄化効果を有しないため、潜在株式調 整後1株当たり当期純利益の算定に含め なかった潜在株式の概要		-	-

3. 従業員持株ESOP信託が保有する当社株式を、「1株当たり純資産額」の算定上、期末発行済株式数から控除する自己株式に含めております(前連結会計年度891千株、当連結会計年度 - 千株)。

また、同株式を、「1株当たり当期純利益」及び「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております(前連結会計年度1,420千株、当連結会計年度404千株)。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当ありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
借入金	243,775	80,822	0.05	-
借入金	243,775	80,822	0.05	令和5年4月～ 期限なし
1年以内に返済予定のリース債務	99	3	-	-
リース債務(1年以内に返済予定のもの を除く。)	8	4	-	令和6年4月～ 令和8年10月

(注) 1. 「平均利率」は、期末日現在の「利率」及び「当期末残高」により算出(加重平均)しております。

なお、リース債務については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、「平均利率」を記載しておりません。

2. 借入金及びリース債務の連結決算日後5年以内における返済額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
借入金(百万円)	11,230	1,805	1,440	65,905	440
リース債務(百万円)	3	2	2	0	-

銀行業は、預金の受入れ、コール・手形市場からの資金の調達・運用等を営業活動として行っているため、借入金等明細表については連結貸借対照表中「負債の部」の「借入金」及び「その他負債」中のリース債務の内訳を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報

(累計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
経常収益	百万円	18,337	38,295	57,710	79,854
税金等調整前四半期(当期) 純利益	百万円	4,666	9,443	14,885	20,371
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純利益	百万円	3,287	6,848	10,603	14,168
1株当たり四半期(当期) 純利益	円	20.45	42.49	65.71	87.71

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

(会計期間)		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益	円	20.45	22.04	23.21	21.99

その他

該当事項はありません。

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,574	1,260
前払費用	53	10
その他	1,502	1,142
流動資産合計	3,130	2,412
固定資産		
有形固定資産		
建物	5	4
車両運搬具	1	1
工具、器具及び備品	2	2
有形固定資産合計	9	7
投資その他の資産		
関係会社株式	89,386	89,386
長期前払費用	32	-
繰延税金資産	26	29
その他	3	2
投資その他の資産合計	89,448	89,419
固定資産合計	89,458	89,427
資産の部合計	92,588	91,839
<b>負債の部</b>		
流動負債		
1年内返済予定の関係会社長期借入金	325	-
未払金	31	39
未払費用	4	2
未払法人税等	12	10
預り金	2	2
前受収益	43	-
賞与引当金	8	8
役員賞与引当金	19	21
債務保証損失引当金	213	-
流動負債合計	660	85
固定負債		
関係会社長期借入金	325	-
その他	32	-
固定負債合計	357	-
負債の部合計	1,018	85

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	25,000	25,000
資本剰余金		
資本準備金	10,010	10,010
その他資本剰余金	53,946	53,935
資本剰余金合計	63,957	63,946
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,540	2,397
利益剰余金合計	2,540	2,397
自己株式	1,142	595
株主資本合計	90,355	90,748
新株予約権	1,215	1,005
純資産の部合計	91,570	91,754
負債及び純資産の部合計	92,588	91,839

## 【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
営業収益		
関係会社受取配当金	1,313	1,395
関係会社受入手数料	1,812	1,742
営業収益合計	2,125	2,137
営業費用		
販売費及び一般管理費	2,766	2,794
営業費用合計	766	794
営業利益	1,359	1,343
営業外収益		
受取利息	30	30
受取保証料	43	75
雑収入	2	2
営業外収益合計	46	78
営業外費用		
その他	1	1
営業外費用合計	1	1
経常利益	1,403	1,420
特別損失		
固定資産処分損	-	0
債務保証損失引当金繰入額	213	-
債務保証損失	-	3
特別損失合計	213	3
税引前当期純利益	1,190	1,416
法人税、住民税及び事業税	36	25
法人税等調整額	5	2
法人税等合計	42	22
当期純利益	1,148	1,394

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	25,000	10,010	53,948	63,959	2,766	2,766	1,515	90,210
当期変動額								
剰余金の配当					1,374	1,374		1,374
当期純利益					1,148	1,148		1,148
自己株式の取得							202	202
自己株式の処分			2	2			576	574
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	2	2	226	226	373	145
当期末残高	25,000	10,010	53,946	63,957	2,540	2,540	1,142	90,355

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,224	91,434
当期変動額		
剰余金の配当		1,374
当期純利益		1,148
自己株式の取得		202
自己株式の処分		574
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	8	8
当期変動額合計	8	136
当期末残高	1,215	91,570



当事業年度（自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	25,000	10,010	53,946	63,957	2,540	2,540	1,142	90,355	
当期変動額									
剰余金の配当					1,537	1,537		1,537	
当期純利益					1,394	1,394		1,394	
自己株式の取得							158	158	
自己株式の処分			10	10			705	694	
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）									
当期変動額合計	-	-	10	10	143	143	546	392	
当期末残高	25,000	10,010	53,935	63,946	2,397	2,397	595	90,748	

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,215	91,570
当期変動額		
剰余金の配当		1,537
当期純利益		1,394
自己株式の取得		158
自己株式の処分		694
株主資本以外の項目の当期変動 額（純額）	209	209
当期変動額合計	209	183
当期末残高	1,005	91,754

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法により行っております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

有形固定資産は、定率法(ただし、建物(建物附属設備を除く。))並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法)を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物：15年～18年

その他：5年～10年

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 債務保証損失引当金

債務保証損失引当金は、従業員持株ESOP信託の借入債務の弁済に備えるため、当該弁済見込額を計上しております。

(貸借対照表関係)

1. 関係会社に対する資産

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
預金	1,417百万円	1,260百万円
未収入金	1,109百万円	872百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社に係る営業収益

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
関係会社受取配当金	1,313百万円	1,395百万円
関係会社受入手数料	812百万円	742百万円

2. 販売費及び一般管理費のうち、主要なものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
給与・手当	360百万円	365百万円
役員報酬	116百万円	130百万円
株式報酬費用	28百万円	27百万円
賞与引当金繰入額	8百万円	8百万円
役員賞与引当金繰入額	19百万円	21百万円
減価償却費	2百万円	2百万円

3. 関係会社に係る営業外収益

	前事業年度 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	当事業年度 (自 令和4年4月1日 至 令和5年3月31日)
受取利息	0百万円	0百万円

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度(令和4年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

当事業年度(令和5年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	-	-	-
関連会社株式	-	-	-
合計	-	-	-

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

(単位:百万円)

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
子会社株式	89,386	89,386
関連会社株式	-	-

## (税効果会計関係)

## 1.繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
繰延税金資産		
減価償却費	7百万円	5百万円
新株予約権	30	38
その他	5	5
繰延税金資産小計	42	48
評価性引当額	15	18
繰延税金資産合計	26百万円	29百万円

## 2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和4年3月31日)	当事業年度 (令和5年3月31日)
法定実効税率	30.4%	30.4%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.9	0.4
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	33.8	30.0
住民税均等割	0.4	0.3
評価性引当額の増減	0.3	0.2
その他	0.9	0.6
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.5%	1.5%

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	18	-	-	18	13	0	4
車両運搬具	4	-	-	4	3	0	1
工具、器具及び備品	30	0	0	30	28	0	2
有形固定資産計	53	0	0	54	46	2	7

## 【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
賞与引当金	8	8	8	-	8
役員賞与引当金	19	21	19	-	21
債務保証損失引当金	213	-	213	-	-
計	241	29	241	-	29

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日、3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行います。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞、高松市において発行する四国新聞および徳島市において発行する徳島新聞に掲載いたします。 公告掲載URL ( <a href="https://www.tomony-hd.co.jp/">https://www.tomony-hd.co.jp/</a> )
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の売渡請求をする権利以外の権利を有していません。

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社において金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

#### (1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第12期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）令和4年6月28日関東財務局長に提出

#### (2) 内部統制報告書及びその添付書類

令和4年6月28日関東財務局長に提出

#### (3) 四半期報告書及び確認書

第13期第1四半期（自 令和4年4月1日 至 令和4年6月30日）令和4年8月10日関東財務局長に提出

第13期第2四半期（自 令和4年7月1日 至 令和4年9月30日）令和4年11月22日関東財務局長に提出

第13期第3四半期（自 令和4年10月1日 至 令和4年12月31日）令和5年2月10日関東財務局長に提出

#### (4) 臨時報告書

令和4年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

令和4年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

#### (5) 臨時報告書の訂正報告書

令和4年7月22日関東財務局長に提出

上記、令和4年6月30日関東財務局長に提出をした、企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（ストック・オプションとしての新株予約権の発行）に基づく臨時報告書の訂正報告書であります。

#### (6) 自己株券買付状況報告書

報告期間（自 令和4年6月1日 至 令和4年6月30日）令和4年7月7日関東財務局長に提出



## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

令和5年6月27日

トモニホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 川 紀 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 里 剛

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトモニホールディングス株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社及び連結子会社の令和5年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

貸出金に対する貸倒引当金の算定基礎となる債務者区分の判定	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、株式会社徳島大正銀行及び株式会社香川銀行を主要な連結子会社とし、銀行業務を中心に金融サービス業を提供している。主な営業基盤は、徳島県、香川県、大阪府であり、基幹業務として貸出業務を営んでいる。</p> <p>貸出業務には、新型コロナウイルス感染症及び資源価格高騰の影響を含む国内外の景気動向により貸出先の財務内容の悪化や担保価値の下落等を通じて、与信関連費用が増加するリスクが存在している。</p> <p>このような信用リスクに対応するため、会社は、資産の自己査定基準に基づき貸出金の資産内容について自己査定を実施し、償却・引当基準に則り債務者区分に応じた貸倒引当金を計上している。</p> <p>会社は、当連結会計年度末の連結貸借対照表において、貸出金を3,395,321百万円、貸倒引当金を22,466百万円計上している。また、「【注記事項】（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）4.会計方針に関する事項（5）貸倒引当金の計上基準」及び「【注記事項】（重要な会計上の見積り）」に具体的な計上方法を記載している。</p> <p>貸倒引当金の算定過程には、債務者の財務内容、資金繰り及び収益力並びにこれらの将来見通しを具体化した経営改善計画等に基づき、債務者の返済能力を評価して決定する債務者区分の判定が含まれる。</p> <p>特に、返済状況、財務内容又は業績が悪化している債務者の経営改善計画等の合理性及び実現可能性は、新型コロナウイルス感染症及び資源価格高騰の影響を含む債務者を取り巻く経営環境の変化や債務者の事業戦略の成否という将来予測情報によって影響を受けるため、見積りの不確実性や経営者の判断に依拠する程度が高く、より重要な判定要素となる。</p> <p>従って、当監査法人は、返済状況、財務内容又は業績が悪化しており、経営改善計画等を策定している債務者に係る債務者区分の判定を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、債務者区分の妥当性を検討するに当たって、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>内部統制の評価について</p> <p>債務者区分の判定に関連する内部統制の有効性を確認するため、主に以下の点に留意して、自己査定プロセスの整備・運用状況の有効性の評価手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己査定に関する諸規程の整備状況</li> <li>・自己査定システムに入力される債務者の財務情報についての信頼性の評価</li> <li>・債務者区分の判定における検証業務の有効性の評価</li> </ul> <p>債務者区分の妥当性の検討について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・債務者区分の妥当性を検討するため、債務者区分が適切に行われなかった場合の貸倒引当金計上額に及ぼす金額の影響や債務者の所在地、業種、新型コロナウイルス感染症及び資源価格高騰の影響等を考慮し検証対象先の抽出を行った。</li> </ul> <p>また、信用リスクが高いと想定される リスクシナリオを特定し、将来の業績見通しの悪化が懸念される債務者を抽出するため、自己査定データ分析ツール（自己査定に係る監査において、債務者・債権データを地域、業種、債務者の財務状況等の観点から視覚化し、信用リスクの所在に着目した監査対象先の抽出を支援するツール）を用いて分析を実施し、その結果を勘案して設定したリスクシナリオに該当する債務者も追加で抽出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・抽出した債務者の債務者区分の妥当性を検討するため以下の手続を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 債務者の返済状況、財務内容及び業績の実態を把握するため、会社の自己査定関連資料一式（債務者の事業内容等に関する説明資料、実態的な財務内容把握のための調査資料、決算書等）を閲覧するとともに、必要に応じて融資を所管する部門への質問を実施した。</li> <li>- 債務者の業績に係る将来の見通しの妥当性を検討するため、会社が行った債務者に関する経営改善計画等の合理性及び実現可能性の評価について以下の事項を考慮しながら検証を行うとともに、必要に応じて融資を所管する部門への質問、利用可能な外部情報との比較検討を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・過年度の経営改善計画等の達成度合いを踏まえた経営改善計画等の妥当性</li> <li>・新型コロナウイルス感染症及び資源価格高騰が債務者の財務内容及び業績に与える影響</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、トモニホールディングス株式会社の令和5年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、トモニホールディングス株式会社が令和5年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  2. XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

## 独立監査人の監査報告書

令和5年6月27日

トモニホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 堀 川 紀 之

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 永 里 剛

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているトモニホールディングス株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第13期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トモニホールディングス株式会社の令和5年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
1. 上記の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  2. X B R L データは監査の対象には含まれておりません。